

公有林における利用問題と経営展開に関する研究 (II)

——山梨県有林の経営展開——

大橋 邦夫*

Studies on the Utilization Problems and the Development in Management of Public Forests (II)

—A case study on the development in management
of Yamanashi prefectural forest—

Kunio OOHASHI*

目 次

I. はじめに—研究の課題	1
II. 方法と資料	3
1. 研究の方法	3
2. 研究の資料	4
III. 山梨県有林の戦前期の経営展開	4
1. 戦前期経営展開の時期区分	4
2. 戦前第1期・基礎構築期の経営展開	5
3. 戦前第2期・経営進展期の経営展開	14
4. 戦前第3期・戦時増伐期の経営展開	19
5. 戦前期経営展開の総括	23
IV. 山梨県有林の戦後期の経営展開	27
1. 戦後期経営展開の時期区分	27
2. 戦後第1期・経営停滞期の経営展開	28
3. 戦後第2期・経営進展期の経営展開	34
4. 戦後第3期・経営摸索期の経営展開	42
5. 戦後第4期・経営縮小期の経営展開	48
6. 戦後期経営展開の総括	58
V. おわりに—山梨県有林経営の今後の課題	65
要 旨 (キーワード)	67
Summary (Key words)	68
付 表 (1~24)	69

I. はじめに—研究の課題

本研究の課題は、公有林経営がいかなる要因によって変化し、そこにいかなる問題点が存在し

* 東京大学農学部附属演習林北海道演習林
University Forest in Hokkaido, Faculty of Agriculture, The University of Tokyo.

ているかを解明し、そのことを通じて公有林の今後のあり方に対して一定の政策的展望を見出すことにある。しかし、この課題は個々の公有林の成立およびその所有主体における経営の個別的なあり方と、公有林所有主体と地元住民との林野利用をめぐる歴史のおよび現代的諸条件を分析することを通じてはじめて解明することができるものである。したがって、本研究も個別事例の歴史的・実証的分析に基づく研究の積み重ねの一環としての研究にならざるを得なかった。そして、その具体的な事例として、都道府県有林の代表的事例の一つといえる山梨県有林を取上げる。

山梨県有林は、前報**で報告したようにその成立以降現在に至るまで複雑な利用問題を常に内包していた。すなわち、山梨県有林は、明治44年、当時県内所在の御料林の84%を占めていた「入会御料林」、それはまた、県内林野面積の約半数の164千町歩といった膨大なものであったが、その全面的な県への下戻りによって成立した。山梨県は、その県有林のほとんどすべてに存在していた地元住民（県有林成立後は「保護団体」）の種々多様な入会慣行を、明治45年制定の「山梨県恩賜県有財産管理規則」（＝現行「山梨県恩賜県有財産管理条例」）でもってひとまず整序した。そうすることによって、県自らが主体となって林業経営に進出する基盤が一応整ったのである。

しかし、山梨県自らが主体となる林業経営は、前報で解明した県有林上の利用をめぐる諸問題をつねに内包し、それらの解決を最優先課題として遂行せざるを得なかった。つまり、その林業経営は、以下のような種々の制約条件の下でしか進めざるを得なかったのである。それらの制約条件は、前報で整理し、詳細に記述しておいたが、ここでそれらを要約すると次のとおりである。

1. 県有林の林産物を相当価格で買い受けを希望する「保護団体」に永世、毎年、随意契約をもって売払う（「管理規則」第44条＝「管理条例」第43条）。明治44年度以降。
2. 県有林の副産物中小柴下草は、知事の認可を必要とするものの「保護団体」がその採取の区域と期間を定め、その「保護団体」に売払う（「管理規則」第46,47条＝「管理条例」第45,46条）。明治45年度以降。なお、昭和13年以降その採取料は無料。
3. 「保護団体」が県有林に部分林設定を希望した場合、基本的に応ぜざるを得ない（「管理規則」第21,22条＝「管理条例」第21,22条）。明治45年度以降。
4. 「管理規則」第44条（＝「管理条例」第43条）売払い及び部分林以外の県有林の樹木を売払った場合、その売払い代金の一定割合を「保護団体」に交付金として交付する（「管理規則」第49条＝「管理条例」第48条）。明治45年度以降。
5. 県有林を林業以外の用途に転用した場合、転用利益（売却代金、地代収入等）の一定割合を「保護団体」に交付金として交付する（「土地利用条例」）。昭和48年度以降。

したがって、本研究の課題をより具体的に述べると、上記の制約条件の下で山梨県有林の林業経営が、第1にいかなる施業案・経営計画を樹立し、第2にどのような林業生産活動を遂行し、第3にそれらの結果として、県有林の森林資源がいかに変化し、第4に県有林の会計収支がどのように推移したかを明らかにし、第5に総じて現在どのような課題に直面しているかを解明することである。

** 拙稿「公有林における利用問題と経営展開に関する研究(Ⅰ)―山梨県有林の利用問題―」, 東京大学農学部演習林報告, 第85号 p.85-164, 1991.

II. 方法と資料

1. 研究の方法

研究の方法としては、III, IV 章において、山梨県有林の経営展開を第 2 次世界大戦前と戦後に分け、その経営基調の変化を画期に、戦前期は 3 期に、戦後期は 4 期に時期区分して分析した（なお、時期区分の画期に関する詳細についてはそれぞれの章の最初に叙述した）。これらの章においては、時期ごとに県有林の地籍移動（基本的には戦前期のみ）、経営計画（＝施策案）の特徴、林業生産活動の動向、県有林特別会計の構造を中心に実態を分析することに努め、戦前期および戦後期の県有林経営の帰結を明らかにし、それぞれについて総括を行った。そして、V 章において今後の山梨県有林の経営のあり方に関して、政策的展望を示すこととした。

なお、山梨県有林の林業経営の展開過程を戦前期と戦後期に大別して分析することは、県有林経営の主体である山梨県が置かれていた政治体制が基本的に異なるからである。つまり、戦前期の府県等の地方公共団体は、戦後期のように憲法で地方自治が認められていたわけではなく、知事がすべて官選であったことに端的に示されるように、当時の国家機構、具体的には内務省の地方機関としての役割を担うものであったし、また、府県における意志決定は、内務省の指揮監督の下にあって（なおまた、林務行政は農商務省・山林局の指揮監督下）、つねに上級官庁の認可を必要としていた。ここに、戦前期においては、戦後期とは異なって県有林経営の管理運営主体である県当局がその方針について、県民や「保護団体」の意向や要望を受けて主体的に決定することができなかった要因があったのである。とはいえ、戦前期の県有林経営が、内務省や農商務省・山林局による一方的な指揮命令の下ですべて遂行されていたとみることも誤りであろう。ここではやはり、県民や「保護団体」などの国・県当局に対する諸闘争の結果として、山梨県独自の県有林経営の展開があったはずであり、そのような側面を戦前期といえども見落としてはならないであろう。

一方、第 2 次大戦後の我が国は、新憲法の施行にともない「地方自治法」の制定など、一定の民主的自治制度が確立した。憲法第 92 条は、地方公共団体の組織および運営に関して、地方自治の本旨に基づいて法律で定めることとしているが、この“地方自治の本旨”とは、住民自治（地方の行政は、その地方の住民によって処理されるべきという原則）と団体自治（国から独立した法人格を有する地方公共団体の存在を認め、地方の行政はこれに処理させるべきという原則）の 2 つの要素をそなえた地方自治を実現することを意味していた。そして、「地方自治法」はこの原則に基づいて昭和 22 年に施行されたが、その内容は、第 1 に、内務省の廃止、国と都道府県の市町村に対する監督、命令権の排除、第 2 に、都道府県および市町村の首長と地方議員の公選制の確立、第 3 に、首長や地方議員の解職、条例の制定改廃についての住民の直接請求権を認めるなど、画期的なものであった。

このような地方自治制度のもとで、山梨県有林の位置付けも一定の変更を受けることとなる。それまで内務省や山林局の指揮、監督の下に置かれていた県有林の管理経営は、民選の知事および県議会の直接の統括下に置かれるとともに、市町村および地域住民の要求などを請求することが制度的に保障された。すなわち、県有林の管理経営を律してきた「規則」などの制定、改正は、それまで内務省等の許可を必要としていたが、今後は県民の意思に基づいて、県有林の管理経営に関して、県民が自主的に「条例」として制定、改正することが可能となるとともに、県有林の

施業についても、山林局の監督から離れて県独自の方針によって計画立案ができることとなった。

しかしながら、戦後の県有林の経営展開を概観した場合、以上のような民主的制度の枠組みができたものの、県民の自主的な意志に基づいてその経営の基本的方針が、つねに決定され、実行されてきたとはいえない難い実状にある。例えば、県有林の施業に関して、その時々々の林野庁の森林施業方針の転換をそのまま受け入れてきた事実は後に詳しくみるとおりである。

2. 研究の資料

本研究で使用し、あるいは参考とした資料・統計書などは、前報のものと同様であるので、省略するが、本研究で多く用いるもののみ、以下再掲しておくこととする。

- ① 山梨県：「山梨県統計書」明治 16～
- ② 同 上：「山梨県林政誌」大正 11 年 [引用における略称、林政誌（以下同様）]
- ③ 同 上：「山梨県恩賜県有財産沿革誌」大正 15 年 [沿革誌]
- ④ 同 上：「恩賜林」昭和 25 年 [恩賜林 25]
- ⑤ 同 上：「山梨県恩賜県有財産御下賜 40 周年誌」昭和 27 年 [40 周年誌]
- ⑥ 同 上：「恩賜林」昭和 28 年 [恩賜林 28]
- ⑦ 同 上：「恩賜林」昭和 32 年 [恩賜林 32]
- ⑧ 同 上：「山梨県恩賜県有財産御下賜 50 周年誌」昭和 36 年 [50 周年誌]
- ⑨ 同 上：「山梨県恩賜県有財産御下賜 60 周年誌」昭和 46 年 [60 周年誌]
- ⑩ 同 上：「山梨県恩賜県有財産御下賜 70 周年誌」昭和 56 年 [70 周年誌]
- ⑪ 山梨県林務部：「山梨県林業統計書」昭和 35 年～ [林業統計書]
- ⑫ 同 上：「県有林事業のあらまし」昭和 47, 48, 51, 52, 53 年
- ⑬ 同 上：「県有林野の新たな土地利用区分」昭和 48 年
- ⑭ 同 上：「山梨県の造林実績と造林長期計画」昭和 51 年
- ⑮ 同 上：「山梨県有林第 1 次経営計画書」昭和 51 年
- ⑯ 同 上：「山梨県有林第 2 次経営計画書」昭和 56 年
- ⑰ 同 上：「山梨県有林第 3 次経営計画書」昭和 61 年

なお、本研究で利用した参考文献も前報のものと同様であるので、省略する。

III. 山梨県有林の戦前期の経営展開

1. 戦前期経営展開の時期区分

戦前期の山梨県有林の経営展開を解明する場合、県有林の成立をみた明治 44 年から第 2 次世界大戦終結の昭和 20 年までの 35 年間の、以下のような画期に基づく時期区分に従って分析することが有効であろう。

第 1 期、明治 44 年から大正 10 年は、わが国資本主義が明治 30 年代に体制的に確立した時期以降から全般的危機に至る時期に当たるが、山梨県有林にとっては、その林業経営の基礎的な基盤が構築される時期である。すなわち、明治 44 年 3 月の県内所在の「入会御料林」の県への全面的下戻によって、県内林野面積の約半分当たる 164 千町歩を有する山梨県有林の成立、「入会御料林」上の入会慣行を整理した「管理規則」の制定から、不要存置林野の売却、施業案の編成

が基本的に完了する大正 10 年までであり、林業経営の基礎構築期ともいうべき時期である（基礎構築期）。

第 2 期、大正 11 年から昭和 11 年は、わが国資本主義が全般的危機に突入し徐々に戦時体制を構築していく時期に当たるが、山梨県有林経営にとっては、大正 11 年の直営製品生産事業の開始を画期に、木材伐採量の増大、人工造林面積の増加、林道事業の進展、ほぼすべての県内残存御料林の買収実現など、林業生産活動が本格的に進展した時期である（経営進展期）。

第 3 期、昭和 12 年から昭和 20 年は、わが国が、昭和 12 年日中戦争の開始、翌 13 年「国家総動員法」の成立など戦時体制下に入り、昭和 16 年太平洋戦争への突入から 20 年の敗戦に至る時期に当たるが、山梨県有林にとっても、その戦時体制下で陸軍演習場用地として県有林の売却や県有林材の増伐が強制され、木材伐採量が飛躍的に増加するとともに、人工造林面積も戦前期最高水準となった時期である（戦時増伐期）。

2. 戦前第 1 期・基礎構築期の経営展開

1) はじめに

戦前第 1 期の明治 44 年から大正 10 年に至る時期は、わが国の資本主義が日清戦争、日露戦争を経て明治 30 年代に体制的な確立を遂げ、その後急速に帝国主義段階へと発展し、大正 3 年勃発の第 1 次世界大戦に参戦し、戦勝国の一角を占めるなど、アジアにおける帝国主義国家へ成長する。しかし、第 1 次世界大戦後の世界資本主義は全般的危機の段階に入らる中で、わが国も大正 9 年に戦後恐慌が勃発し、それ以降慢性的な不況局面に突入していく時期に該当していた。そのような中で、明治 44 年山梨県有林が成立し、その経営方針の確立、存廃区分調査の実施、これにともなう不要存置林野の処分、最初の施業案の編成などが終了するなど、県有林経営にとってその基礎が構築される時期である。また、明治 40 年代から大正期は、わが国林政が、明治 30 年代の国有林における特別経営事業などの政策展開を経た後、明治 43 年の公有林野整理開発事業の開始にみられるように、まさに地方林政、あるいは公有林政策が展開されようとした時期にも相応している。

2) 経営方針の確立と県有林の地籍移動

(1) 経営方針

山梨県有林の成立＝「入会御料林」の下戻の際に、当時の内務大臣から林業経営に関する方針案を作成するよう訓令があったので、県は「管理規則」の綱領とともに、経営方法案を作成し、明治 44 年 8 月 15 日同大臣に申請して認可を受けた。この経営方法案は、以下のとおりであるが、これが山梨県有林の最初の林業経営に関する方針であった。

「恩賜県有財産経営方法

1. 恩賜県有財産の存廃区分、境界査定、周囲測量、施業案編成は大凡 5 ケ年を期し之れを完成すること。其の事業に要する必要経費は恩賜県有財産の収入中より元利を償却するの目的を以て恩賜県有財産特別会計に起債を為すこと。
2. 存廃区分並施業案は主務大臣に稟申して指揮を受くること。
3. 将来樹木の伐採は施業案に依ることとし施業案を決定する迄は国土保安上危険の虞なきことと明かなる場所の外は伐採中止すること。但し恩賜県有財産の保護の責任を有する町村又は町村組合内人民の自己又は生業用に必要なる材料は国土保安上明かに危険なりと認むる場所

に限り伐採を中止すること。』¹⁾

この「経営方法」によれば、①山梨県有林野の存廃区分、境界査定などの土地整理と施業案編成をおよそ5年間で完了すること、②存廃区分と施業案については、内務大臣の認可を必要とすること、③林業経営は施業案を編成し、施業案に基づいて樹木の伐採などの施業を実行すること、などが確認された。なお、施業案の編成が済むまでは原則的に伐採を中止することとしているが、「保護団体」への払下に関わる伐採についてはこれを容認している点は、先に指摘した県有林経営の制約条件が、この最初の経営方針の中で早くも取り入れられており、注目に値しよう。

(2) 県有林の地籍移動

ここでは、「経営方法」の第1項に係わる県有林の存廃区分調査とその結果に基づく不要存置林野の処分状況を中心に、この期の県有林の地籍移動を明らかにする。なお、存廃区分、境界査定、周囲測量などの調査によって、下戻された県有林の実測面積は、ほぼ164千町歩であった。

ア 不要存置林野の売払い

県は、県有林の存廃区分と不要存置林野処分のために、「恩賜県有財産存廃区分調査内規」を定めたが、その内規の標準は以下のとおりである。

「恩賜県有財産中不要存置となすべきもの左の如し。

1. 1団地の見込面積50町歩未満のもの
2. 無立木地若くは立木希少の土地にして耕地として利用するを利益なりと認むるもの
3. 開墾地大部分を占め若くは多数散在し管理上不便なるもの
4. 私所有地の孕が多く界線甚しく犬牙錯綜し管理上不便なるもの
5. 地形狭長にして管理上不便なるもの²⁾

県有林の存廃区分調査は、この「内規」に基づいて明治45年6月から着手され、大正3年3月に一応の完結をみた。その調査結果によれば、不要存置林野は451箇所、面積7,036町余であった。しかし、その後境界査定や施業案編成時に不要存置林野の追加調査が行われ、存廃区分調査が事実上終了したのは、大正9年の施業案編成の終了時と同時であった。その追加調査分を含めて、不要存置林野面積は8,982町歩余となり、下戻面積の約5%を占めていたことになる³⁾。

以上のようにして確定した不要存置林野は、大正4年以降逐次「保護団体」などに売払い処分されが、第1期の売払い実績は、付表-1に示すように、7,227.6町歩で不要存置林野の約80%を占めており、事実上この期に売払い処分は終わったことになる。

イ 「萩原山」(現塩山市一ノ瀬高橋)の東京市への売却

明治30年代に当時の東京府は、多摩川上流の水源林経営に着手し、その一環として県内小菅村および丹波山村所在の御料林を取得した。その後、明治40年代にこの水源林経営は東京府から東京市へ移管されたが、当時、多摩川の水源林地域で最も荒廃のはげしい森林は、最上流にある萩原山御料林約5,600町歩(現塩山市一ノ瀬高橋)であったので、東京市はこの萩原山も水源林と一体のものとして経営することを決定した。この萩原山の東京市による取得経過を、東京市側の資料でみてみよう。

「東京市では、萩原山が世伝御料地のため譲受けできないものとして、明治43年の東京市臨

注1) 山梨県「沿革誌」76 p.

注2) 山梨県「林政誌」272 p.

注3) 山梨県「70周年誌」59 p.

時水源経営調査委員会の答申に基づき、部分林として経営する方針であった。同年8月宮内省帝室林野管理局に出願手続をとったところ、翌9月渡辺宮内大臣から『部分林の契約条項については異議ないが、入会村の承諾がなければ、本契約はなし難い。』との回答があった。そこで東京市では、(中略)地元側関係者と再三にわたって交渉を続け、契約の締結に努力をしたが、収益分収の問題で暗礁に乗り上げ、交渉はなかなか進展しなかった。このため市では契約案による分収率2官8民の割合を変更して、宮内省は1半、市は8半中から1半を割り引いて入会者に分与することで、ようやく三者間が合意するに至った。これを受けて宮内省は、明治44年3月7日、告示第4号をもって、萩原山の世伝御料林制度を解除した。このため東京市では、同年3月9日多摩川流域に関係する地域の御料林を市に払い下げるよう、帝室林野管理局に出願した。同年4月1日、同局から東京市に対し、『払い下げ出願地は、3月11日付で山梨県有財産として下賜された御料林中に含まれていて、3月31日土地引き渡しと同時に、東京市の出願書類も山梨県側へ引き継いだ。』旨の連絡を受けた。そこで東京市は、早速、5月8日山梨県に対し、『相当価格による払い下げ』を申請したが、交渉は難航を極め、なかなか進展は見られなかった。このため宮内省及び内務省にあっせんを依頼し、明治44年10月20日、ようやく山梨県知事と東京市長との間で覚書きを交換することができた。この覚書きに基づく買収案は、同年12月7日の市会で可決され、同45年5月8日、本契約を締結して、総額12万円をもって買収することができた。この評価額は240,336円17銭となったが、水源林経営が公益事業で、かつ地元民との入会慣行があることから、これの5割を減じ、さらに端数金168円余を切り捨て、総額12万円となったものである。(中略)また、この森林の実測面積は5,657町14歩であった。』⁴⁾

次に、この経過についての山梨県側の資料を簡単にみておこう。

「水源林の売払[東京都水源林、塩山市(旧神金村)大字上萩原字萩原山4,783番地、台帳反別23,804町歩の内、見込反別5,603町歩。]この森林はもともと、世伝御料地に属していたため、明治43年3月東京市長はここに上水道水源かん養をはかるため、部分林設定を帝室林野管理局長に申請した。当局はこの申請に対し細部にわたり調査をしたところ何等支障がないものと認め一旦設定の内諾を与えたが、東京市は契約書案の作成段階で部分木の処理方法について協議をしているうちに、翌44年3月7日に世伝御料地が解除となり、さらに同月11日本か所を含み御料地が本県に御下賜になった。このことのため、東京市長はあらたに本県知事に対し前記の関係を要請するとともに、当該地の払下げ申請をした。県は明治44年11月臨時県議会に売払い案を提出、審議の結果可決され、明治45年4月15日知事は内務大臣に処分方を申請し、同月19日許可指令の運びとなった。県はさらに明治45年5月2日払下げ許可指令を東京市長に交付して、この代金12万円のうち3万円は払下げ許可の日より30日以内に納入し、残金9万円は3か年賦をもって、毎年7月末日限り、これを納入することで契約を締結し、同年7月12日仮引渡しの運びとなった。以後、契約に基づく代金が完納されたので、大正4年1月12日所有権移転の登記が完了した。』⁵⁾

これら2つの資料によって、萩原山の東京市への売却の経過の大筋については明かであろう。そこでここでは、東京市側の資料の若干の不正確さと両資料の特徴をいくつか指摘しておこう。

注4) 東京都水道局「水源林80年のあゆみ」昭和57年、p.118-119.

注5) 山梨県「70周年誌」p.72-73

まず、東京市側の資料では、萩原山の世伝御料地の解除が、部分林設定の3者による合意に基づくものとされているが、この解除は部分林設定合意とは直接関係なく、明治44年3月11日の山梨県内の「入会御料林」の山梨県への下戻の一環としてなされたものである。この点は「帝室林野局50年史」によっても明白である⁶⁾。次に、東京市側の資料は、この萩原山の取得が、部分林設定を含めて地元入会村との関係など「難航を極め」たことを強調している。一方、山梨県側資料は、前記関係などについてほとんど触れることなく、また、売却価格についても、支払い方法について詳述してにもかかわらず、入会慣行のある林野のため、評価額を半減したことには一切言及していない。

なお、この萩原山が東京市へ売却された以降の東京市（その後の東京都を含む）と地元入会村との、林野利用をめぐる問題については、東京都水道局「水源林80年のあゆみ」にその経過と現状が述べられている。

ウ 道志村内県有林の横浜市への売却

大正5年、南都留郡道志村内のすべての県有林が横浜市の水源地林として売却された。この売却の経緯について、横浜市側の資料をみてみよう。

「横浜市水道は第2回拡張工事の完成によって道志川からの取水量増大し、いよいよその依存の度を高めるにいたったが、水源地林が上記のとおり（道志村の生態として生業の資を林野に求める経済的な性格から濫伐過伐の連続で、いきおい林相は荒廃の一途をたどり水源かん養林としてまことに憂慮に堪えないものがあつた。）⁷⁾ 寒心に堪えない状態であつたので、市はかねてからの構想であつた山梨県から道志村における恩賜県有林を買収し、水源かん養林として秩序ある経営をし、もつて横浜水道の源泉を守百年の大計を樹立すべく計画した。大正4年7月時あたかも大正天皇の御大典を機とし、その記念事業とすべく、時の安藤謙介市長は山梨県知事を訪ねて道志村内の山梨県恩賜有林2,800余町歩を横浜市水源地林として譲受方について懇談した。山梨県知事も横浜の国際的環境と事業の公共性と市の水源かん養に関する熱意を了として横浜市の希望をいれる精神をもつて、道志村の前途をも調査研究の上何分決したいとの意向を示し、その後一兩度協議の後、10月8日の会見によって方針決定をみるにいたり、同年10月12日山梨県に対し次のような願書を提出した。

恩賜県有林譲渡願

山梨県南都留郡道志村字平野外29字所在恩賜県有林全部

此実測面積 2,804町1段15歩

此 価 格 金 131,414円96銭8厘

但シ土地及ヒ立木共

(以下略)

右に対し山梨県においては同年10月15、16の両日の県参事会において譲渡の議決を経、内務省および宮内省に許可を申請するとともに市に対し次のような譲渡承認の指令があつた。

山梨県指令甲第227号

横浜市

大正4年10月12日願南都留郡道志村字平野16番地外41筆恩賜県有財産払下ノ件聞届候

注6) 帝室林野局「帝室林野局50年史」昭和14年、349p.

注7) 横浜市水道局「横浜市水道70年史」昭和36年、899p.

条別紙契約書 2 通ニ署名捺印ノ上 1 通ハ其市ニ領置シ 1 通ハ当庁ニ差出スヘシ

大正 5 年 5 月 30 日

山梨県知事 坂本三郎

(契約書略)

上記の契約が締結されて道志村の水源林は在来の入会地などはそのまま受け継がれたまま山梨県から横浜市に次のように引渡しを受けた。

梨恩収第 1002 号ノ 3

引渡書

山梨県南都留郡道志村字平野 16 番地外 41 筆

1. 恩賜県有財産台帳面積 3,532 町 8 段 4 畝 5 歩

此実測面積 2,804 町 1 段 15 歩

地上物件共

以上ハ大正 5 年 5 月 30 日締結シタル売買契約書ニ依リ仮引渡候也

大正 5 年 6 月 24 日

山梨県知事 坂本三郎

ここにおいて横浜市は右に対する領収書を提出して、仮受渡しを完了し、まず植栽および伐採（入会部落に対して従来慣行によって払い下げるもの）について施業の方針を調査決定して順次植栽を行って行くこととした。⁸⁾

次に、この経緯を山梨県側の資料でみてみよう。

「水源林の売払 [横浜市水源林、南都留郡道志村字平野 16 番地外 41 筆、台帳反別 3,532 町 8405 歩、実測反別 2,804 町 1015 歩] この森林は横浜市上水道水源地の源流部に在り、水源かん養林として特に重要な位置を占めている。かねてより横浜市は、水源地としての機能を整備し市民の飲料水の確保を計画していたところ、たまたま御大典の一環事業として同地の譲与を受けて造林することを急務とし、大正 4 年 10 月 12 日日本県に払下げの申請をしたものである。

これについて本県は、前記萩原山売却と同一の理由をもって、同年 10 月 15 日県参事会の決定を得て、10 月 18 日内務大臣に処分方を申請し許可になったので、大正 5 年 5 月 30 日指令を横浜市へ交付し、この代金 131,414 円 96 銭 8 厘のうち 31,414 円 96 銭 8 厘を契約成立後 30 日以内に納入し、残金 10 万円は 4 か年賦とし、1 か年 2 万 5 千円を毎年度 8 月末日限り納入することで契約が締結され、同年 6 月 27 日仮引渡しを終え、以後、契約に基づく代金が完納されたので、大正 8 年 9 月 9 日所有権移転の登記を完了した。⁹⁾

以上によって、道志村内県有林の横浜市への売却の経過は明かであろう。

エ 残存御料林の買収

山梨県に下戻された御料林は、「入会団体」が入会関係を有していたいわゆる「入会御料林」であり、この関係を有しない御料林はそのまま帝室林野管理局の管理するところとして残った。この残存御料林の県による本格的な買収がなされるのは戦前第 2 期のこととなるが、この期にもその一部が実現している。「恩賜県有財産内に孕在し、または隣接する御料地で、その管理経営上恩賜林と合わせて施業することが得策なものがあるので、県はこれを買受けて恩賜林に準じて扱

注 8) 前掲, p. 899-904.

注 9) 山梨県「70 周年誌」73 p.

ようにするため、大正5年3月帝室林野管理局から北巨摩郡須玉町(旧増富村)・白州町(旧鳳来村)・武川村(旧駒城村)・明野村(旧上手村)・韭崎市(旧清哲村)・南巨摩郡早川町(旧本建村)・甲府市(旧千代田村)・東山梨郡大和村(旧初鹿野村)所在の面積3,642ha余を24,123円で買受けた。』¹⁰⁾

なお、この残存御料林の買収に係わる意義などについては、第2期の地籍移動の項で述べる。

以上の結果、この期の県有林野の地籍移動は、その減少分16,364町歩、増加分3,768町歩で、差引12,596町歩の減少となった。

3) 施業案編成と施業仕組の特徴

(1) 編成の方針

戦前期における山梨県有林の施業案編成の方針は、「沿革誌」によれば、以下のように要約することができる。

- ① 県有林野は、その所在町村との関係が非常に複雑なため、林業経営の完全を期す上から、県の直接の管理とする。
- ② 県管理の方法として、従来の入会慣行を認め、町村に当該林野の保護の責任を負わせるとともに、産物の利用に便益を与え、また、交付金制度を設けて樹木伐採の利益を分与する。
- ③ 県有林野の産物の利用については、保護の責任を有する町村又は町村組合(すなわち「保護団体」)が、相当価格をもって買い受けを希望した場合永世、毎年、随意契約で売り払う。
- ④ 以上の趣旨から施業は、国土保全と生産保続を主として収益の増加を図り、併せて、地方産業の振興に資するものとする。
- ⑤ 従って、入会慣行の異なる毎にその地域を施業区とし、その区域内に国土保安及び風致上必要な箇所は保安林に準じた施業とする。
- ⑥ また、更新について、人工更新はこれにより成林せしむることが得策となる場合に限り、その余はすべて天然更新によることとする。

この施業案編成の方針から、山梨県有林の経営のあり方をめぐる以下の2つの論点を指摘できる。その第1は、県有林の県による直接的な管理経営の方針についてである。このことは一見自明なことと思われるが、実は入会慣行が強固に存在している林野を取得した場合、その入会慣行の主体である「入会団体」に林業経営を全面的に委ね、県はその林野の地盤所有権者としての土地管理にとどまることもできたはずであった。しかし実際にはそのような方針を取らず、県自らが林業経営に進出することとしたことは重要な論点である。この点について、確定的な結論を得ていないが、次のようないくつかの要因を挙げることができる。すなわち、①県有林の成立が、水害を契機とする下戻であったために、国土保全、水源のかん養などの森林の公益的機能を全うする上から、直接県が林業経営をすることが望ましいとされたこと。②当時のわが国の資本主義にとって、公的林業経営による大量の木材供給と森林資源造成が急務であったこと。つまり、林野の農民的利用から林業の利用への転換を、県自らが担う必要性を要請されていたこと。③県財政にとって、県有林野からの木材販売収益が確実に見込まれ、これを県自らが確保しようとしたこと。

第2に、第1の論点に関連するが、県による直接的な林業経営遂行の条件として、「保護団体」

注10) 山梨県「70周年誌」66 p.

他に類例をみない多くの「権利」を与えたことによって、県が取り得る施業の幅が非常に狭くなり、そのことが山梨県有林における森林資源の維持増進にいかに関与したかについてである。この点について結論的にいえば、皆伐・人工造林への指向は、戦前期において極端に弱く、もっぱら択伐・天然更新に傾斜しており、森林資源増強への対応は非常に消極的であったことである。この点については、以後の経営展開の叙述の中で逐次明らかにしていく予定である。

(2) 編成の経緯と施業仕組

以上の編成方針に基づいて、大正3年9月「恩賜県有財産施業規定」が制定され、同3年から7年にかけて、入会関係の同一な地域を施業区とし、それぞれの施業区ごとに施業案を編成した。しかし、その施業区の数には190と多く、その位置も錯綜しており施業実行上非常に不都合であったため、近接施業区を統合して、ほぼ水系ごとに11の事業区に整理し、その後の施業は事業区を単位として実行されることとなった。

次に、大正7年現在の施業案の施業仕組を検討してみよう。付表-2によれば、この時点での編成済みの面積は、149,741町歩であるが、この内施業制限地および施業除地が全体の45%を占める。この理由として、「恩賜林は入会慣行により森林の取扱乱雑にして荒廃甚だしく、加うるに高峻なる山岳地域多く、しかもその多くは水源地域なるをもって林木の伐採に制限を加え国土の保安を維持するの必要が多かったこと。又荒廃無立木地に対し一日も早く森林を造成するの急務より部分林、造林貸地の設定を広範囲に認めたること。入会住民のため小柴下草等採取区域を設定するなど相当大面積の施業制限地及施業除地を認むるの外なき仕組であった」¹¹⁾と指摘されている。この結果、普通施業地として確保された面積は、全体の55%であった。また、この普通施業地に対して採られた作業種は、択伐作業がもっとも多く75%にも達している。この理由として、「国土保安上の顧慮と森林植物郷土の関係を考査し森林の保続を図らんとするものであり、矮林作業は入会住民の生活用薪炭材供給の保続と萌芽成林の地盤安定性を考慮したるものであり、次に皆伐作業の少なきは国土保安上並経営当初に於ける財政上の関係を考慮し人工造林を遠慮したるによるもの」¹²⁾である。そこでさらに、以上の施業案に基づく1施業期間(10年間)の植伐量についてみておこう。まず、伐採材積は、針葉樹291,080 m³、広葉樹372,943 m³、合計664千m³と計画している。次に、造林面積は、更新ならびに未立木地を含めて、2,182.53町歩と計画している¹³⁾。

以上の施業仕組と植伐量から明らかとなる特徴は、第1に、山梨県有林の成立に起因したところの、入会慣行の重視、すなわち具体的には「保護団体」への生業用資材供給や部分林設定などに重点を置いていたこと、第2に、国土保全、水源かん養等の森林の公益機能に配慮し、択伐作業と天然更新を基調としていたこと、したがって、第3に、皆伐作業と人工造林は極く一部に限定し、積極的な森林資源の造成を図るという計画ではなかったこと、である。なお、第3の特徴である人工造林による積極的な森林資源の造成を図る計画を樹立しなかった点は、当時の内地国有林と比較しても(当時の国有林ではすでに明治30年代から、不要存置林野の売払資金を原資として特別経営事業が開始され、人工造林による資源造成が図られていた)、その特徴は際立っている。この理由として、無立木地の造林は県直営によらず「保護団体」などへの部分林や貸地の

注11) 山梨県「40周年誌」131 p.

注12) 前掲、132 p.

注13) 山梨県「林政誌」303 p. この「林政誌」の注によれば、伐採材積は主伐に係わるもののみで、林相整理や除間伐等は除外されている。

設定に委ねることにしたことと、県直営の造林のための原資を確保しえなかったことによる、と思われる。この後者の理由については、後述する県有林特別会計の収支構造の特徴の項でより詳しく明かにしたい。

4) 林業生産活動の動向

(1) 木材伐採の推移

戦前期の県有林における立木伐採量の年度別推移を示すと、付表-3のとおりである。

第1期の立木伐採量は、全体で約1,100千 m^3 、年平均約100千 m^3 であり、この年平均約100千 m^3 という伐採量の水準は、施業案の編成期であったため、戦前期のどの期よりも低いものであり、いまだ本格的に林業生産活動が進展しえなかった時期の特徴を反映するものである。この点は、用・薪別の伐採比率にも反映し、大正年代の初期まで用材が2~3割であったが、その後ようやく4~5割の水準となったもの、全体として4割の比率で推移した。また、この期の「管理規則」第44条(=「管理条例」第43条)規定に基づく伐採は、406千 m^3 であったが、この伐採量の割合が全体の40%弱を占めていたことにも明らかのように、「保護団体」への生活・生業用の木材伐採が、この期の大きな特徴でもあった。

なお、この「保護団体」への生活・生業用の木材伐採の内薪材が80%を占めていた。

(2) 林業生産基盤の整備

まず、林業生産基盤整備の内人工造林についてみよう。

ところで、山梨県有林成立時の人工造林地の状況を最初に確認しておこう。県有林は「前所管庁時代に於ては入会関係常に紛糾を続け前所管庁何れも造林の違なく、又県民に愛林思想なく人工造林全く其の影を見ることは出来なかった」¹⁴⁾ 状況であった。

以上のような状況から出発した県有林の戦前期の造林事業の推移を付表-4に示した。第1期の内、明治44年から大正4年までの人工造林と大正7年以降のそれとは性格を異にするので、前者から説明しよう。この5年間の人工造林実績は、以下の資料に示すものようである。

「恩賜林御下賜の事あるや、中巨摩郡榑村東条定太郎氏は此の聖恩にいたく感激し自家養成の樹苗を以て恩賜林内1百町歩の寄付植林方を本県に申出たのである。依て県は此の美挙を直に採納し、(略)明治45年、大正2,3年に於てスギ、ヒノキ、アカマツ、ケヤキを面積103町3反1畝27歩に35万4千本を新植し、(略)此の造林を完成したのであった。之れ恩賜林に於ける正規人工造林の嚆矢であった。次に滋賀県の人塚本定右衛門氏は、(略)恩賜林御下賜の事を聞きし感激の余り明治44年8月金1万円を本県治水事業費中に寄付したのであった。依て県は恩賜林内に造林をなし以て治山治水の実を挙げると共に植林の模範を示し併て此の美挙を永遠に記念せんため、東山梨郡三富村大字釜口字中の沢恩賜林内に面積135町歩の地を撰み、スギ、ヒノキ、カラマツ46万1311本を植栽し、(略)」¹⁵⁾

つまり、この5年間の造林は、施業案に基づくものでなく、いわゆる寄付造林といわれているものである¹⁶⁾。

また、大正7年以降の造林実績は、この年から実行に移された施業案に基づく、まさに県営造林事業というべきものである。そして、それは施業案が逐次実行に移されていくにつれて増加傾

注14) 山梨県「40周年誌」161 p.

注15) 前掲、162 p.

注16) なお、付表-4の明治45年から大正4年までの造林実績が、これらの寄付造林であるとの注釈はどこにもない。しかし、この5年間の造林面積239,005町は、上記資料の103.3町と135町の合計とはほぼ一致するので、筆者が推定したものである。

向を示すものの、次期以降に比較して微々たる実績にすぎなかった。

次に、林業生産基盤の整備として林道等の開設実績について、簡単にみておこう。この期の林道等の開設実績は、歩道7路線2,322m、牛馬道6路線19,479m、木馬道1路線1,245m、車道4路線14,901mであり、次期以降に盛んに開設される軌道の開設実績は皆無であった。

以上全体として、この期の林業生産基盤の整備に関しては、人工造林についても林道などの開設についても、ほとんど見るべきものがなかったことに特徴があるといえよう。

5) 県有林特別会計収支の構造

山梨県有林の会計制度については、明治44年の県有林成立直後の制定の「山梨県恩賜県有財産管理仮規則」から、特別会計制度とすることとされ、翌45年制定の「管理規則」にもそのまま引き継がれた。山梨県有林の収支を一般会計と区別し、独自の会計制度を採用した理由としては、以下の2点が考えられよう。その1は、特別会計制度採用の本来の理由である、県有林の収支を一般会計から区分してその明確化を図る必要性があったこと。この明確化の必要性としては、県有林の会計規模がある程度大きくなると予想されたことと、その歳入に不足が生じたとき一般会計からの繰入れを予想していたことである。その2は、山梨県有林独自の伐採交付金制度の採用によって、交付金の原資を常に明確にしておく必要があったことによると思われる。なお、県有林特別会計の歳入に不足が生じたとき一般会計からの繰入れが「管理規則」に明文化されているが(第4条)、戦前期を通じてこの規定が発動されたことはなかった。むしろ、県有林特別会計から県一般会計への繰出金が構造化していく過程については、後にみるとおりである。

(1) 特別会計歳入の特徴

この期の県有林特別会計歳入の推移については、付表-5-1に示した。この表から明らかとなる特徴的な諸点を挙げると以下のとおりである。第1に、歳入の項目が次期以降とは異なって、財産収入と繰越金といった単純な構成となっていること¹⁷⁾。第2に、財産収入も立木処分と土地売払と雑収入といった単純な構成となっていること。第3に、歳入規模は、49千円から654千円と大きなバラツキがあること。これは繰越金の大きさによって左右され、その構成比が歳入の40～60%をも占めているためである。そこで、第4に、県有林歳入の本来の項目である財産収入について見ると、その規模は49千円から328千円、年平均186千円であり、その構成比は立木処分71%、土地売払22%と土地売払が一定の比重をもっていたこと、などである。そして、これらの歳入構造の特徴は、この期の県有林経営が、県有林野の存廃区分調査と不要存置林野の売払(水源林の両市への売払を含む)と施業案の編成を中心としており、いまだ本格的に林業経営に進出しえなかった時期の経営を反映したものであったことを示している。

(2) 特別会計歳出の特徴

戦前期の山梨県有林特別会計歳出の推移については、付表-6に示した。この表から明らかとなる戦前第1期歳出の特徴的な諸点を挙げると以下のとおりである。第1に、その歳出規模は32千円から500千円、年平均176千円で歳入の財産収入にほぼ見合うものであったこと。第2に、県有林経営の内部的費用ともいえるべき管理費と事業費が52%と過半を占め、またそれぞれがほぼ同じ比率であったこと。第3に、事業費の構成が、施業案費71%、造林費21%、そのほか(林道等の開設費)8%と施業案費がその大半を占めていたこと。第4に、「管理規則」に基づく交付

注17) なお、償還金項目は、歳出項目中の一般会計への繰出金の内一時繰出金に対応するものと思われる。

金は、明治45年から歳出項目として登場するが、その歳出総額に占める構成比は8%から22%、この期全体で12%と歳出の中で一定の比重をもつに至っていること。第5に、一般会計への繰出金は、大正4年から登場するが、その構成比は10%から38%、この期全体で27%と最大の歳出項目となっていること¹⁸⁾、などである。そして、これらの歳出構造の特徴は、先に歳入の項で指摘したことと同様に、この期の県有林における林業経営が本格的に進展をみなかったことを反映したものであった。

3. 戦前第2期・経営進展期の経営展開

1) はじめに

戦前第2期の大正11年から昭和11年に至る時期は、わが国の資本主義体制が第1次世界大戦を経て、全般的危機の段階に突入し、その後の金融恐慌、農業恐慌、ついで一般的恐慌が深刻化する中で、全体主義の台頭、2.26事件を経て、軍国主義が確立する時期である。ところで、山梨県有林経営にとっては、大正11年の県営製品生産事業の開始を画期に、木材伐採量の増大、人工造林の進展、林道投資の増加、ほぼ全ての県内残存御料林の買収など、その林業経営が本格的に進展し、これ以降の山梨県有林における経営体制の枠組みが整う時期であり、したがって、この第2期を経営進展期として位置づけることができる。わが国資本主義の危機的状况の中で、山梨県有林経営が本格的に展開をみた要因を、資料をあげて直接的に指摘することはできないが、まさにそのような時期であったがゆえに、山梨県経済を底上げするために、下戻された県有林野を県が主導的に、かつ全面的に活用し、地元住民、地元産業に木材などの林産物を大量に供給するとともに、そこから得られた木材販売収益などによって、特別会計から繰出金や交付金の支出による県財政と市町村財政の財源確保を図り、さらに、各種の事業展開は地元住民に雇用の場を提供するなどの狙いがあったと思われる。すなわち、当時の農山村における不況克服の政策的手段として、県有林野の土地と資源が格好の物的基盤として、つまり、収益の場として、投資の場として、雇用の場として全面的に利用されたのであろう。そして、それらを通じて山梨県有林の林業経営もはじめて本格的に進展をみたともいえよう。しかし、以下本節の記述は、県有林経営の実態分析にとどまり、上述の関係を具体的に解明するには至っていないが、この点について今後、山梨県内における当時の経済構造との関連の中で分析を深めていきたい。

2) 県有林の地籍移動と施業案の第1次検訂

(1) 県有林の地籍移動

ここではこの期の県有林の地籍移動を明らかにする(附表-1)。さて、前期に県有林の存廃区分調査が完了し、不要存置林野の大半が前期に売払われており、また、不要存置以外の林野の売払もなかったため、この期の県有林の面積減少は、わずか774町歩にすぎなかった。むしろ、この期の特徴は、県内の残存御料林の大量の買収にある。すなわちこの期の昭和8年の1,961町歩と同9年の14,525町歩の買収は、戦前期御料林買収分約2万町の80%以上を占める。これにより県内の御料林は、わずか5千町歩前後に減少したことになる¹⁹⁾。この残存御料林の大量の買

注18) なお、この繰出金の中には、大正6年から9年までの4年間に326千円の一時的な繰出金が含まれており、この分については注17のとおり、後に補填されたと思われる。

注19) 明治44年下戻されなかった「非入会御料林」の見込み面積は約3万haであり、この内約2万haが山梨県による買収分、この外社寺林として約5千haの払下分(大正11年金櫻神社約4千ha、大正8年身延山久遠寺約1千ha)があるので、この当時の残存面積は約5千haである。(金櫻神社については、『帝室林野局50年史』307p.、身延山久遠寺については、『角川日本地名大辞典19山梨県』339p.参照)。なお、戦後林政統一後の山梨県内の国有林の面積は、約4千haである。

収の意義と、その経過に関する資料をみておこう。

「本県の治山治水上最も重要な釜無川上流左岸の長野県諏訪郡富士見町(旧落合村)所在山林面積1,945 ha余を昭和7年7月帝室林野局から価格39,904円で買受けた。しかしながら県下には、なお中巨摩郡芦安村野呂川入・東八代郡御坂町(旧黒駒村)御坂山及び苜置沢・大月市(旧初狩村)近坂・東山梨郡牧丘町(旧西保村)塩水・同郡三富村東沢及び西沢等の御料地があり、これらはいずれも恩賜林に接続し、しかも治山治水、水源かん養上重要な位置に所在し、林業経営のうえからも恩賜林と同一の施業を行うことが最善と考え、この払下げ願いを大正6年と同8年と2回提出したが却下された。県はその後上京の都度陳情懇請してきたが、たまたま皇室令第16号により御料地処分令が發布、世伝御料地が解除されたので、機を逸せず大正11年再三の御料地払下げ願いを提出した。これにより昭和9年10月に至って払下げ代金30万円を、2万円宛15か年分納することで契約が成立し、ようやく買受けることができた。」²⁰⁾

以上のように、この第2期において山梨県は、前期の買収分も含めて、県内の残存御料林の大部分を取得した。

このことの意義は、第1に、山梨県の治山治水上あるいは水源かん養上重要な林野を、ほかの県有林とともに一体的に管理することが可能となったこと、第2は、林業経営上からも同一地域に同一主体による森林施業を行い得る体制が整ったこと、そして、第3に、「保護団体」との保護関係の存在しない林野約2万町歩を所有し得たこと、である。

以上の結果、この期の県有林の地籍移動は、その減少分774町歩、増加分16,525町歩、差引15,751町歩の増であった。

(2) 施業案の第1次検訂

前期の大正3年から7年にかけて編成された施業案は、1期10年として第1施業期が昭和元年から4年に終了する予定であったため、その第1次検訂作業が大正14年から開始された。しかし、「諸種の事情により所期の進捗を見ず昭和5年度を以て一巡」²¹⁾した。また、これまでの11の事業区は、「桂川、笛吹川両事業区は面積広大なるを以て、森林配置の状況、交通運搬の関係、その他の事情より考査し夫々2箇事業区に分割し」²¹⁾たため、事業区はこの期から13となった。

さて、この第1次検訂による県有林施業仕組は、付表-7のとおりであるが、前期の最初の編成案の総括表(付表-2)と比較して大幅な変更となっている。まず、普通施業地が82千ha(55%)から56千ha(38%)へと縮小され、準制限施業地11千ha(8%)が新たに地種区分された。また、制限施業地が24千ha(16%)から38千ha(26%)へと増加している。なお、施業外地(以前は施業除地)は、ほとんど変化していない。このような変更が如何なる理由によってなされたかは資料上明確ではないが、昭和10年前後の県有林の保安林面積が約43千haにも達しており、保安林指定面積の増加にともなって、保安林を施業対象に加える必要が生じたためと思われる(なお、最初の施業案では、普通施業地のみが施業対象地であった)。また、この第1次検訂施業案に基づく植伐指定量は、伐採面積が17,116ha、伐採材積が針葉樹562千m³(42%)、広葉樹761千m³(58%)、計1,323千m³であり、伐採材積を用薪別でみると用材583千m³(44%)、薪材

注20) 山梨県「70周年誌」66p.

注21) 山梨県「沿革誌」90p.

740 千 m^3 (56%) であった²²⁾。なお、人工造林指定量は、資料上明確ではない。

3) 林業生産活動の動向

(1) 木材伐採の推移

戦前第2期の木材伐採は、前期に編成された施業案とこの期の第1次検訂案に基づいてなされたものである(付表-3参照)。まず、年間立木伐採量は、大正末期から徐々に増加し昭和2年度に176千 m^3 と今期のピークに達し、その後120~130千 m^3 で推移した。したがって、この期の年平均伐採量は、約120千 m^3 となり、前期と比較して約20%増の水準となった。また、用薪別では、昭和に入ってから基調として用材が過半を占める傾向を示し、この期全体としては用材の比率が54%となり、前期の40%から過半を超えるものとなった。なお、この伐採量に占める「管理規則」第44条による払下量の比率は、前期の40%弱から大幅に低下して17%(但し、大正11年から昭和8年までの平均)であった。

以上のような伐採量の推移と傾向からこの期の木材伐採の特徴は、施業案に基本的に準拠しつつ前期の「保護団体」への生業用林産物の払下げ基調から徐々に脱して、用材供給へとその性格が変化したことである。この性格変化は、次項の直営製品生産事業の展開によって端的に示されている。

(2) 直営製品生産事業の開始

この期の県有林の林業生産活動をとりわけて特徴づけるものは、大正11年開始(予算上の措置、生産事業実施は翌年から)の直営製品生産事業である。そこで、本事業開始の経緯と意義について、以下の2つの資料をみておこう。

「恩賜県有財産は何れも山嶽重畳交通不便にして、従来大資本を投じ運材の設備を為し、買受希望者なく、針葉樹の如きは殆ど未利用状態にして偶々県内製材業者により製材原料として僅かに利用せらるるに過ぎず、其の造材方法たるや又極めて幼稚にして丸太として県外に移出せらるるもの殆どなく、之れが利用開発の急務を痛感し、大正12年初めて直営伐採事業を開始し、先づ以て林道の開鑿を行ひ、遠く高知県より熟練せる杉夫運材夫を招き改善に努めたる結果、本県木材の声価を認められ、初めて県外に進出するに至れり。爾来漸次事業の拡張を計り今日に至り、今や地元人夫の如き技術を習得し、他県人に比し何等遜色なく、杉夫の過半は本県人の占むる処となれり。」²³⁾

「恩賜林の製品事業は、県みずから資金と生産手段をもって労働力を直接雇用するか、又は請負の形態により製品を生産し販売する事業である。本県の製品事業は、大正12年都留市鹿留山恩賜林において素材及び木炭の生産が開始され、その後幾多の変遷を経て今日まで49年の長い歴史を有している。(略)この製品事業を実施することは、一般民有林の経営と異なり、その事業実態に公共性が加味され、純粋な経済活動による収入確保は次のような意義をもっている。

ア 県土の保全

恩賜林の大部分は急峻な山岳林であることから、御下賜以来治山治水にもっとも重点を置き経営されている。すなわち上水道、水力発電、かんがい用水、工場用水等を通じ県民生活の安定をはかり、洪水や山崩れなどの被害から県民を守りため必要とする箇所は県みずからの責任に

注22) 山梨県「沿革誌」92p.

注23) 前掲, p.124-125

においては、洪水や山崩れなどの被害から県民を守りため必要とする箇所は県みずからの責任において実行する必要がある。

イ 奥地林の開発

奥地林の開発には、その施設に多額の資金を必要とするため、県自らがその資金を投じ奥地未利用資源の活用に努めてきた。

林道網の拡充、集運材技術の向上が図られている現在でも、資金の乏しい地元の零細小規模企業に代って実施する必要性は大きい。

ウ 木材需給の安定

県が製品を保有することにより、木材需給のバランスを考慮して安定した供給を図ることができ、さらに災害そのほか突発的に木材を必要とする場合に、いち早く対処することができるなど、木材産業の振興および県民生活安定上重要な意義を有している。

エ 伐採跡地の更新

伐採、すなわち更新という林業経営の原則から、恩賜林の特に亜高山地帯における更新は技術的にも困難で重要な問題である。したがって、これら地帯の伐採は一般業者にまかせることなく、県みずから責任をもって跡地の更新に必要な高度な施業方法を採用することができる。

オ その他

本事業は恩賜林経営の中でもっとも企業性格を有しそこから上げた利潤はすべて造林など、恩賜林経営に投資され、山に還元される。また、事業実行上から得られる各種資料は、立木販売などの評価の基礎資料として使われ、県民の財産をより適正に販売することができる。さらには最新機械の導入と、技術開発等の先駆的役割を果たし林業技術のパイオニアとして民有林の技術指導に大いに役立っている。』²⁴⁾

前者の資料は本事業開始約10数年後、後者は約50年後のものであり、後者は戦後の展開も踏まえたより包括的な記述となっているが、いずれにしても、この直営製品生産事業の経緯と意義については、これらの資料から明かである。つまり、この期の県有林経営は、奥地天然林などの未利用資源の開発、地元製材業への丸太供給などによる地元産業の振興、集運材技術などの林業生産力の向上、県有林の収入の確保などの様々な意図をもって、直営事業に進出し始めたのである。なお、本事業開始当時県内には奥地天然林の伐出技術がなく、高知県から技術者を招き生産事業に着手し、徐々に県民に技術移転をしていったとされているが、これらの経過および当時の生産形態など（生産は請負、販売のみ直営のいわゆる直請形態であったと思われる）に関する分析は、今後の課題である。

さて、大正12年以降の戦前期の製品生産事業の生産量の推移を付表-8に示した。本表によれば、素材生産は大正期には生産箇所1箇所、生産量2~4千 m^3 であったが、昭和期に入ると生産箇所3~8箇所、生産量も約10~30千 m^3 へと飛躍的に増加した。そして、この第2期全体としての素材生産量は191千 m^3 、立木伐採量の1割強、用材伐採量の2割強を占めるものであった。また、木炭生産は年度により生産実績のない年もあるが、この期全体として約234千俵の生産量であった。

注24) 山梨県「60周年誌」p.135-136.

(3) 林業生産基盤の整備

まず、林業生産基盤整備の内人工造林についてみよう(付表-4参照)。この期の人工造林面積は、前期後半の施業案編成とその実施過程の中で大正10年代から増加傾向を示し、大正14年に200町を超え、昭和4年には423町とこの期のピークに達したものの、その後はほぼ200町前後で推移した。この結果この期全体で3,305町、年平均220町で、前期の年平均33町の約7倍へと飛躍的に増加した。また、保育面積(但し、この中には一部天然林育成なども含む)も、人工造林の進展とともに増加しはじめ、年平均1千町(但し、大正11年から昭和8年まで)を超えるに至った。さらに、人工造林事業費も年平均(同上)12千円で、前期の年平均の約4倍の水準となった。このように人工造林事業は、戦前期のこの期にようやく進展をみたのである。

次に、林道などの開設実績をみておこう。大正11年以降の戦前期の林道事業の推移は付表-9に示すとおりである。先に述べたようにこの期から始まった直営製品生産事業の進展とともに、林道などの開設実績は前期と比較にならないほど大きなものとなった。この中で特徴的な点は、前期皆無であった軌道が直営生産事業の基盤として大正11年から開設され始め、この期全体で234kmにも達したこと、また、牛馬道、木馬道、車道が、昭和7年以降の救農土木事業の一環として県有林特別会計の中で実施され(国庫補助金の受入れおよび県債の発行による)、これによってこの間の車道等の過半が開設されたことである。この救農土木事業の一環として車道などが、県有林特別会計の中で開設された事情については、以下の資料が参考となる。

「昭和7年政府に於て農山村疲弊匡救の目的を委て農業土木事業を創設せらるるにより、県は33万4,584円の工事費を議決し林道を開設して林産の収入を増大せしむると共に、一面山村余剰労力を活用し、極度に窮迫せる山村住民の経済更正に資せんとし、工事費の内国庫補助金11万4,082円、繰越金402円を控除して22万8,000円を起債に求め、其の外昭和7年10月11万円、同年12月5万6千円、昭和8年3月、9月2万7千円、昭和9年9月5万7千円の県債券を発行をなし、内県営林道の国庫補助金は8年度1万4,352円、9年度補助金3万9,777円にして、其の実施箇所次の如し。(以下略)」²⁵⁾

以上、この期の林業生産基盤の整備は、人工造林についても、林道などの開設についても、戦前期においてもっとも充実した投資が行われたことが明かである。同時に林道などの大規模な開設が、その後の戦中、戦後の県有林における増伐を側面から支え、それらに大いに寄与したことは、次項以降でみるとおりである。

4) 県有林特別会計収支の構造

この期以降の県有林特別会計の歳入と歳出項目が、前期の項目と大幅に異なっている点を、まず指摘しておこう。前述のとおりこの期から直営製品生産事業が開始されたことにとまって、大正11年から歳入・歳出項目の改変がなされた。歳入項目では、財産収入項目中、それまで単独の項目であった土地売払代が雑収入の中に一括され、新たに製品払下代が項目として取り上げられた(なお、この外副産物払下代、貸地料も新項目となっている)。また、財産収入以外では、償還金の外に、寄付金、国・県補助金、県債が新たな項目として登場している。次に、歳出項目では、事業費項目の中が細分され、保護費、林道費、作業費、監督吏員費が新たな項目として加わり、事業費以外では公債費が新たに登場している。なお、以上のように改変された財産収入およ

注25) 山梨県「沿革誌」149p.

び事業費項目中の細分されたデータは、大正 11 年から昭和 8 年分しか明らかにしていない。

(1) 特別会計歳入の特徴

この期以降戦前期の県有林特別会計歳入の推移については、付表-5-2 に示したとおりである。この表から指摘できるこの期の特徴点は、第 1 に、前期と比較して土地売払が、財産収入中の単独項目でなくなったことに端的に示されるように、ほぼネグリジェブルなものとなったこと。第 2 に、財産収入の中に大正 12 年から製品売払項目が新たに登場し、この製品売払が立木処分と同額、あるいはそれを越える収入項目となったこと。第 3 に、歳入全体の構成比に占める比率はそれほど高くないものの、直営生産事業開始にともなう県債（林道開設）と、昭和 7 年以降の救農土木事業の一環としての県営林道開設にともなう補助金（国・県補助金）が初めて登場したことである。第 4 に、総じて歳入規模が、前期より 2 ないし 3 倍となっているが、前期の歳入規模が繰越金によって左右されていたのに対し、この期は財産収入が歳入規模を決定する構造となったこと（財産収入構成比 70%）、などである。

以上全体として、この期の歳入構造が、立木処分と製品売払を 2 つの柱とする財産収入が、歳入を規定するといった姿になっており、県有林の林業経営における歳入の本来的あり方を構築したものであり、この面からもこの期が経営進展期と位置づけられる。

(2) 特別会計歳出の特徴

戦前期の山梨県有林特別会計歳出の推移については、付表-6 に示してある。この表から明らかとなる第 2 期の特徴的な諸点を挙げると以下のとおりである。第 1 に、その歳出規模は 30 万円から 90 万円、年平均 60 万円程度であり、ほぼ歳入規模に見合ったものであったこと。第 2 に、県有林経営の内部的費用ともいうべき総務費と事業費が 64% と 2/3 を占め、前期の約 1/2 からみてその比重を高めたこと。第 3 に、事業費が歳出の過半を占め、またその構成も、前期のそれが施業案費 70% といった施業案費中心の構成であったものが、施業案費 2%、造林費 6%、作業費 42%、林道費 42%、保護費など 8%（但し、大正 11 年から昭和 8 年）といった構成となり、施業案費といった計画的業務から、経営本来の作業費と林道費が中心を占める構成に変化したこと。第 4 に、交付金は、この期の木材伐採量の増加傾向にともなって、前期より増大しているが（約 2 倍）、その全体に占める構成比はむしろ低下していること。第 5 に、一般会計への繰出金は、歳出規模が増大したためその構成比が若干低下したものの、依然として大きな比重を占め、この期全体として 23%にも達していたこと、などである。

以上の歳出構造全体をみていえることは、県有林会計の歳出が、一応事業費を中核としたものへと転換し、林業経営に対してより積極的なものとなったことであり、先に歳入でも指摘したように、この期の県有林が本格的に進展したことを反映したものとなったことである。

4. 戦前第 3 期・戦時増伐期の経営展開

1) はじめに

戦前第 3 期・戦時増伐期（昭和 12 年～昭和 20 年）は、わが国が昭和 12 年の日中戦争の開始から、翌 13 年の「国家総動員法」の制定など全面的に戦時体制下に入り、ついで昭和 16 年太平洋戦争への突入、そして昭和 20 年のポツダム宣言の受諾、無条件降伏に至る時期に当たる。このような中で、山梨県有林経営は、わが国の戦時体制下の様々な影響を直接、間接に受けた展開を辿ることとなる。具体的には、陸軍演習場用地として富士山麓の広大な県有林が買収され、また、

県有林の増伐を余儀なくされている。そして、県有林の増伐に伴ってその跡地への人工造林も飛躍的に増加傾向を示すこととなる。

しかしながら、この期の県有林の経営展開に関する資料、データが非常に少なく、以上のような条件下での経営分析を十分に果たせないことを、最初に指摘しておきたい。

2) 県有林の地籍移動と施業案第2次検訂

(1) 県有林の地籍移動

県有林の地籍移動についてみよう(付表-1参照)。この表から明らかとなる第3期の特徴の第1は、第1,2期と異なり県内残存御料林等の買収実績がまったくないこと。第2に、第2期と同様不要存置林野の売却実績が非常に少ないこと。第3に、当時の陸軍へ富士山麓の県有林野を大面積に売却したこと、などである。この第3の特徴が、この期の地籍移動の中で最も重要であるので、この間の事情をやや詳しくみておこう。

昭和11年から13年にかけて、日本陸軍は、富士山北麓の民有地、公有地約2,000町歩を買収して、北富士演習場を開設した。これらの買収地の中に福地村所在(現富士吉田市)の県有林野が含まれていた。この陸軍による県有林の買収の経緯は以下のとおりである。

「昭和11年7月14日第一師団経理部から県に対し、組合有地および個人有地の買収を完了したので、昭和12年度早々、県有地1,487ヘクタールを譲り受けたいと申し入れがあり、県有地買収について交渉が始められ、昭和12年9月4日山梨県議会は、恩賜県有財産1,190町歩(この数字は同年12月1,259町歩と訂正)を陸軍省用地として国に売り払うことを議決、昭和13年1月27日山梨県知事藤原孝夫と、第一師団経理部長菅野真の間で、売買契約書および覚え書きが調印された。」²⁶⁾

これらの売買契約書などによれば、売払県有林面積1,270町2反歩、坪単価15銭3厘、総額583,021円15銭であった。また、将来国が公用を廃止した場合、山梨県がこの土地を買収する優先権を有すること、下草などは特別な事情がない限り、「保護団体」に払下げること、などの5項目が付帯条件として明記された²⁷⁾。

なお、その後昭和15年に上九一色村所在県有林860.26町歩が陸軍に、19年に福地村所在県有林550町歩が軍事保護院に買収されている²⁸⁾。また、この外に昭和19年、北巨摩郡清里村所在(現高根町)の県有林155.55町歩を八ヶ岳県営開墾地として解放している²⁹⁾。

以上の結果、この期の県有林面積の増減は、減少のみの2,767町歩であり、昭和20年の終戦時の県有林面積は約16万町歩となった。

(2) 施業案第2次検訂

施業案第2次検訂は、前期の昭和6年から今期の昭和14年にかけて行われた。そして、その計画実行期間は昭和7年から24年であったが、実際の実行期間は事業区によって長短様々で、昭和8年から26年に及んでいるが、おおむね今期はこの第2次検訂施業案によって県有林の経営がなされたとみてよいであろう。なお、事業区数は前期の昭和9年残存御料林の買収によって得た野呂川事業区を新たに加えて14となっている。

この第2次検訂に基づく県有林全体の施業仕組については、第2次検訂終了時の昭和14年当

注26) 山梨県「北富士演習場問題の概要」昭和49年、19p.

注27) 前掲、p.124-126.

注28) 山梨県「40周年誌」20p.

注29) 前掲、202p., 251p.

時のものを見いだせないで、第1次検訂と第2次検訂の中間的なものにならざるをえないが、昭和9年度末現在のものを付表-10として示した。したがって当然、昭和5年の付表-7と比較してそれほど大きな変化はない。若干の変化を指摘すると、施業案編成面積が約2千ha増加した中で、普通施業地、準制限施業地、制限施業地がそれぞれ2.6千ha、2.9千ha、7.5千ha増加し、その分施業外地が約11千ha減少した。そして、この段階での、伐採指定面積は21,237ha、伐採指定量1,472千 m^3 、内針葉樹638千 m^3 (43%)、広葉樹834千 m^3 (57%)であり、用薪別では、用材658千 m^3 (45%)、薪材814千 m^3 (55%)であった³⁰⁾。なお、人工造林指定量は、資料上明確に示していない。

3) 林業生産活動の動向

(1) 木材伐採の推移

この期の木材伐採は、前項の第2次検訂の施業案に基づいてなされるべきものであったが、太平洋戦争開始後の昭和17年以降は施業案の指定計画量を上回って伐採されたとされる時期であるが³¹⁾、その立木伐採量の年度別推移をみてみよう(付表-3参照)。本表によれば、昭和12年の伐採量146千 m^3 はその後徐々に増加し、昭和16年に200千 m^3 弱となり、昭和17年以降20年までは200千 m^3 を超える伐採量となり、戦前期伐採量のピークを形成した。このようにして、この期の伐採量はわずか9年間に1,736千 m^3 と戦前期全体の4割弱を占めるとともに、年平均伐採量も193千 m^3 となり、前期の約1.6倍の増伐となった。また、用薪別では、用材52%、薪材48%の比率で、前期より用材が2ポイント低下した。なお、この期の伐採量に占める「管理規則」第44条による払下量の比率は(但し、昭和15年から20年までの平均)18%であり、前期の17%とほぼ同水準であった³²⁾。

なお、この期の昭和16年以降県有林の立木処分方法は、戦時立法によって一定の変更を受けた。すなわち、「立木の売払方法としては別に規定のあるものの外競争入札によることとなっているのであるが昭和16年3月木材統制法が交付され地方木材株式会社が木材の集荷配給機関として指定せられ木材企業が一元化されるに及び恩賜林産物も競争入札による公売から随意契約による特売に改められたのである。」³³⁾

以上の木材伐採の経過からみて、この期を戦時増伐期と時期区分しても良いであろう。そして、この期のこの傾向は次項の直営製品生産事業の動向にも連動してこの期を特徴付けるものとなっている。

(2) 直営製品生産事業の進展

この期の直営製品生産事業量の推移についてみよう(付表-8参照)。まず前期から開始された素材生産は、年度によるバラツキがあるものの、この期に本格的に進展したといえよう。すなわち、昭和14年の生産量48千 m^3 はこの期のピークであるばかりでなく、戦前期全体のピークでもあるが、その後昭和17年まで減少傾向をたどるものの、昭和18年以降再び生産箇所、生産量とも増加し、昭和19年には生産量34千 m^3 と戦前期の第2番目のピークとなり、年平均生産量21千 m^3 は、前期の約1.5倍となった。なお、年度によって生産量にバラツキがあった理由としては、終戦直後の特殊事情も当然考えられるが、「戦中戦後に於て事業遂行に必要な資材の入手難

注30) 山梨県「沿革誌」94 p. 付表。

注31) 山梨県「恩賜林25」10 p. によれば昭和15年以降の適正伐採量は年75万石(208千 m^3)とされている。

注32) なお、前記但し書期間中の第44条払下量230千 m^3 中薪材が97%を占めており、前述の用材比率低下に影響したと思われる。

注33) 前掲、8 p.

及び食糧事情の悪化と之に伴う驚異的人夫賃金の高騰に禍せられ之等事業も漸次縮小の止むなきに至ったものもある」³⁴⁾などの記録もある。

また、木炭生産も昭和11年から14年までの中断の後再開され、昭和15年から20年までの生産量357千俵、年平均60千俵は、前期のその約3倍の生産となった。なお、前期および今期の木炭生産中断の理由は、「製炭、製薪事業は主として奥地未利用潤用樹の更新促進上より及斫伐事業に伴う枝条の集約利用並に品質向上等に資するため実施したのであるが、此の間民間企業との円滑を期すため、時に事業を中止して民間業者に資材を供給したこともあった」³⁵⁾とされている。

(3) 林業生産基盤の整備

まず、林業生産基盤整備の内人工造林についてみてみよう。

この期の人工造林事業の推移については付表-4に示すとおりである。昭和7年以降年間200町前後で推移していた県有林の人工造林面積は、昭和14年の施業案第2次検訂終了翌年の昭和15年に400町を超え、その後の立木伐採量の増加傾向とともに増大し、昭和19年には929町と戦前期のピークに達した。このようにして、この期の人工造林は全体で4,129町、年平均459町となり、年平均では前期の約2倍の水準で進展したこととなる。また、この期9年間の人工造林面積4,129町は、戦前期全体の7,794町の53%を占めるものでもあった。しかしながら、後述する戦前期の総括でみるように、戦前期の造林木の活着、人工林の成林などの成績は非常に悪いものであったが、その要因の一つとしてこの期の大面積の造林実績を上げることができよう。つまり、この期の人工造林は戦時増伐にともなう跡地更新であった上に戦時中の資材、労働力不足によってその成績が振るわなかったと推量されるからである。

次に、林道などの基盤整備実績をみておこう。この期の林道事業の推移については付表-9に示すとおりである。県有林における林道などの開設は、前期の直営製品生産事業の開始にともなう軌道を中心とした林道などの開設、昭和7年以降の救農土木事業の一環としての林道などの開設の県有林内での実施によって急速に進展したが(昭和7年実績132km)、昭和10年以降から今期の17年までは年平均20km程度の開設実績で推移していた。しかしその後、昭和18年以降戦時増伐にともない車道を中心に開設が進み、20年までの3年間にこの期全体の開設量の約半数に当たる125kmの開設実績となった。このようにして、この期の林道などの開設実績は全体で256km、年平均29kmであった。

4) 県有林特別会計収支の構造

この期の県有林特別会計収支の構造を明らかにする上で、最初に若干のデータ不足を指摘しておこう。前期までの歳入項目中の財産収入の細目および歳出項目中の事業費の細目(但し、前期も昭和8年までであったが)のデータが、今期はまったく収集できなかった。したがって、歳入と歳出構造の解明は非常に大まかなものにならざるをえなかった。なお、昭和13年の「山梨県恩賜県有財産管理規則」の改正によって、この特別会計の中に積立金制度が創設されたが、この点についても、以下にみるように若干のデータがあるのみで、その詳細についても今後の課題である。

(1) 特別会計歳入の特徴

この期の山梨県有林特別会計歳入の特徴点は以下のとおりである(付表-5-2参照)。第1に、

注34) 山梨県「恩賜林25」12p.

注35) 山梨県「40周年誌」152p.

この期の歳入規模は前期より2~4倍に増大したこと。第2に、このような歳入規模の増大は、全体的には財産収入の傾向的な増加と、昭和18年以降の国・県補助金および県債の増大に負っていたこと。第3に、この期の財産収入の傾向的な増加は、前項の林業生産活動の中でみたように、戦時増伐にともなう立木処分量の増加ならびに直営製品（素材及び木炭等）の売払い代金の増加によってもたらされたと思われること、などである。

また、前述のとおり積立金制度がこの期にできたが、何年から何年までに積立てられ、また、いつ取り崩されたかは不明であるが、この期の昭和19年までに、この積立金は取り崩されている。そして、その額は401,733円であった³⁶⁾。

(2) 特別会計歳出の特徴

この期の山梨県有林特別会計歳出の特徴点は以下のとおりである（付表-6参照）。第1に、この期の歳出規模も歳入と同様、前期より2~4倍に増大したが、それはこの期の歳入規模の増大にほぼ対応した範囲でなされたこと。第2に、この歳出規模の増大は、昭和17年以降の事業費の増加によってもたらされたこと。第3に、この昭和17年以降の事業費の増加は、戦時増伐にともなう林道費および直営製品生産事業の進展に対応した作業費の増加に負っていると思われること。なお、人工造林の大面积実施もこれに拍車をかけたと思われる。第4に、交付金は木材伐採の増加とともに増加傾向を示しているが、歳出全体に占める構成は前期よりわずかに低下したこと。第5に、繰入金は前期と比較してその絶対額は増加したものの、その構成比は5ポイント低下したこと、などである。

なお、前述のように、この期から歳出項目の中に積立金支出が登場したはずであるが、その詳細は不明である。しかし、昭和19年までに387,667円の積立金支出がなされたとみられる³⁷⁾。

5. 戦前期経営展開の総括

これまで戦前期の山梨県有林の経営展開を3期に分け、その林業経営に関わる主要な事項について時期別に分析し、それらの特徴と問題点をみてきた。ここでは、戦前期全体を通じて山梨県有林における林業経営の主要な事項ごとにどのような展開を遂げ、そして、戦後の経営展開に対していかなる問題を提起したのかを整理し、本章の総括としたい。

① 県有林の地籍移動

最初に、林業経営の基礎的条件である県有林の地籍移動関係からみておこう。明治44年の県内「入会御料林」の下戻によって成立した山梨県有林の実測面積は、境界査定、周囲測量などの調査結果によれば、164千町歩であった。そして、その面積は戦前期35年間に激しい増減を繰り返すのであるが、全体としてみると県有林の減少面積と増加面積はほぼ等しく、成立時と同等の県有林面積を戦後に引き継いだことになる。そこでこれらの増減の内容、特徴、意義などについて、以下整理してみよう。

戦前期の県有林の減少は19,900町であったが、その要因は不要存置林野の売払、水源林の売却、陸軍演習場としての売却に大別できる。まず、不要存置林野の売払についてみると、山梨県有林成立後の経営方針の一大事業の一つであった存廃区分調査事業の結果、不要存置林野は約9

注36) 山梨県「恩賜林25」34 p.によれば明治44年度から昭和19年度までの歳入累計額の中に「積立金繰入」401,733.34円とある。

注37) 山梨県「恩賜林25」36 p.によれば、明治44年度から昭和19年度までの歳出累計の中に「積立金」として上記の金額が計上されている。

千町歩、下戻された林野の5%を占めていたことがわかった。この不要存置林野は、大正4年以降逐次「保護団体」などへ売払われた。戦前期35年間の売払実績は、不要存置林野の95%に当たる8.5千町歩に達した。なお、この売払は大正5年から8年の4年間でピーク時（戦前期の約80%）であって、不要存置林野の売払は、経営展開の第1期に基本的に終了したことは2項でみたとおりである。この不要存置林野の売払は、「保護団体」の林野所有と林業経営への進出に寄与するとともに、県有林にとっても、一定の収入を確保しえたばかりでなく、民有林との境界などの紛争を回避し、その後の施業案編成、林業経営を円滑に進めうる基礎ができたのである。次に、水源林の売却は、明治45年当時の東京市へ多摩川源流部の県有林（現塩山市所在）5,603町歩、大正5年横浜市へ相模川支流道志川源流部の県有林（道志村所在）3,522町歩の計9,136町歩である。これら水源林の売却は、県有林の前身である御料林時代からの、これら林野に対する下流両市の取得要求（水源林経営）に山梨県が応じたものである。さらに、昭和12,15年の陸軍演習場としての富士山麓の県有林2,130町の売却は、当時の陸軍演習場拡大といった国策に山梨県が否応無しに応じたものである。

次に、戦前期の県有林の増加は20,400町であったが、この増加要因はもっぱら県内残存御料林の買収によるものである。下戻当時県内には残存御料林が約30千町歩存在していたと思われるが、その80%を山梨県が買収した理由としては、「御下賜」された「恩賜県有財産」を減少させないといった方針があったともいわれているが、むしろ、治山治水県内の主要河川ごとに同一の流域の林野は山梨県が一元的に管理経営すべきといった方針が貫かれたとみるべきであろう。なお、3項で指摘したように、県有林経営の立場から入会慣行の存在しない林野を確保拡大しようとした指向もあったと思われる。

② 施業案編成の特徴

山梨県有林の林業経営は、施業案を編成しこれに基づいてなされることが成立当初から確認された。県有林の最初の施業案は大正4年から7年に編成され、その後第1次検訂が昭和2年から5年、第2次検訂が昭和6年から14年にかけて実施された。したがって、戦前期の県有林経営はこれらの3つの施業案（および検訂案）によっておおむね実行され、第2次検訂施業案が戦後に引き継がれた。さて、県有林経営が施業案に基づいてなされるべきとする方針は、当時の国有林の施業案の理念、すなわち、林野の林業的利用を図るための人工造林を中心とした森林資源の維持培養、用材の保続的生産、それらを通じた森林資源の確保と国家財政への寄与、などを基本的に踏襲したものである。しかしながら、戦前期山梨県有林の施業案は、その理念を全面的に体現したものではなく、いくつかの制約と特徴を有していたものであった。それらは、第1に、入会慣行を同じくする地域を単位として施業区を設定せざるをえなかったことに示されるように、「保護団体」への永世、毎年の生業用林産物の払下や部分林、小柴下草採取区域の設定などのために、大面積の林野を確保する必要があったこと。第2に、県有林野の多くは、急峻な山岳地域に分布し、また水源林地帯にあって、国土保全、水源かん養のために、樹木の伐採を制限せざるをえなかったこと。第3に、以上の第1,2の理由によって、最初の施業案編成に当たっては施業制限地や施業除地を大面積に設定し、普通施業地は県有林野面積の55%を占めるにすぎなかったこと。第4に、その普通施業地の作業種別面積は、択伐作業75%、矮林作業15%と大部分を占め、皆伐作業はわずかに10%にすぎなかったこと。第5に、更新についても、人工造林によらなければ成林不可能な地域と造林が最も得策と認められる地域以外は、すべて天然更新の方法を採

用したこと。これら施業案に関する方針上の制約と特徴は、戦前期を通じて基本的に堅持され、戦後昭和20年代まで引き継がれたのである。

③ 木材伐採の動向

山梨県有林の戦前期の木材伐採は、前記施業案の編成の特徴を反映して、択伐作業と矮林作業を基調としていた。そのため、戦前期全体の立木伐採量は以下のような実態と特徴を有していた。第1に、戦前期35年間の立木伐採量は、4,627千 m^3 、年平均132千 m^3 であり、戦時増伐期に一時的に200千 m^3 を超えたことがあったものの、おおむね施業案に準拠したものであった。この点を木材伐採の結果である森林資源量の変化でみると、大正7年の全蓄積13,665千 m^3 は、昭和25年に14,371千 m^3 ³⁸⁾へとわずかに増加しているが、1町当りの蓄積で比較してみると、大正7年が91.3 m^3 、昭和25年が91.1 m^3 とほとんど変化がない（もちろん、県有林成立時と昭和20年時との厳密な比較ではない）。したがって第2に、戦前期全体の立木伐採量は、県有林の森林資源の成長量にほぼ見合うものであったといえよう。但し第3に、用薪別の伐採量の変化をみると、大正期までが薪材が多く、昭和期に入ってから用材が多くなるのが全体的な傾向であったが、戦前期全体を通じては、用材2,134千 m^3 、薪材2,313千 m^3 とほぼ半々となった。このことは、山梨県有林の戦前期の木材伐採動向が、県有林成立当初から大正期までは、「保護団体」への生業用木材の伐採が中心であったものが、昭和期以降は大正末期からの直営製品生産事業の開始にみられるように、県主導の用材伐採へと徐々に移行していったことを示している。

④ 林業生産基盤の整備

戦前期の山梨県有林の林業生産基盤の整備実績は、人工造林については消極的であり、林道については積極的であったことに大きな特徴がある。

まず、人工造林の実績からみてみよう。県有林の人工造林は、成立当初の寄付造林の後中断し、大正7年の施業案編成以降徐々に増加し始め、戦時増伐前までは年200～300町の実績で推移し、その後戦時増伐にともなって500～900町水準（その造林成績は問わないとしても）となった。このようにして戦前35年間の人工造林面積は7,794町となったが、年平均では223町にすぎないものであった。また、その成績を付表-11でみると（なお、昭和22年当時の現存人工造林面積は、造林済み面積の60%の5千町弱であったが）、成績1,2は当然成林するものとし、成績3が仮にすべて成林したとしても、成林見込み面積はわずか4千町弱にすぎないことになる。このような実態は、前述のように戦前期の県有林経営の基調が択伐・天然更新であり、皆伐・人工造林は一部の地域に限定されていたことに加えて、県の方針が「経営当初に於ける財政上の関係を考慮し人工造林を遠慮した」³⁹⁾ためであろう。

次に、林道投資の実績をみてみよう。戦前期の県有林の林道開設は、大正4年から始まっているが本格的に推進されるのは直営製品生産事業の開始の大正10年代以降であり、その後昭和初期の軌道開設、昭和7年から9年の救農土木事業の一環としての車道開設、戦時増伐にともなう車道開設が、戦前期の3つのピークをなしている。このようにして、戦前期の林道開設実績は、軌道を中心とし、昭和10年代以降は車道重視へと移ったものの、全体としては軌道285km、車道231km、そのほか422km、計938kmであった。

以上、戦前期の林業生産基盤整備は、天然林伐採のための林道整備はある程度進展をみたもの

注38) 山梨県「40周年誌」136p. 付表。

注39) 前掲、132p.

の、人工林の造成については、ほとんど見るべきものがなかったといつてよい実態であった。この点に関して、戦前期の国有林経営が不要存置林野の売払代金を原資として、特別経営事業を展開し、特にその中で造成された人工林資源が戦後の国有林経営にとって少なからざる役割を果たしたことと比較して、好対照をなしているといえよう。

⑤ 特別会計歳入・歳出の構造

山梨県有林の特別会計について戦前期全体をとおして、その収支の構造と特徴を明らかにしておこう。

まず、歳入の構成からみよう。繰越金を除く、戦前期 35 年間の歳入総額は（戦前期といえども物価水準に大きな変動があり、35 年間ものデータをそのまま加えることには問題があるが）、31,933 千円であったが、その構成をみると財産収入が約 8 割、国・県補助金、県債、そのほか約 2 割であり、財産収入がもっとも主要な歳入項目となる構造であった。なお、この財産収入の構成については、全期間のデータがないため、正確な指摘をすることができないが、成立後の数年間不要存置林野の払下と水源林の売却とによって土地売払収入が一定の比重を占めた時期があったものの、その時期を除くと立木処分収入と製品売払収入が、財産収入の大部分を占めており、また、立木処分と製品払下の比率は、ほぼ同比率であったと思われる。

次に、歳出についてみよう。戦前期 35 年間の歳出総額は、31,297 千円であり、繰越金を除く歳入総額の範囲に納まっている。歳出の項目を、総務費プラス事業費プラス公債費・そのほかの経営内部費用と交付金プラス繰出金の経営外部支出の 2 つに大別できるが、それらの比は全期間を通じて 72 対 28 であった。経営内部費用の各項目の構成比は、総務費 14%、事業費 75%、公債費・その他 11% で、事業費が 3/4 を占めていた。なお、この事業費の内容についても、全期間のデータがないので確かなことはいえないが、造林費の占める割合が全期間を通じてつねに低く、施業案費は第 1 期のみ事業費の大半を占め、第 2 期以降は林道費と作業費がその大部分を占めるといった特徴をもっていたと思われる。また、経営外部支出の内交付金は 1/3、繰出金は 2/3 の構成となっている。さて、前者の交付金は、「管理規則」に基づき県有林樹木の伐採にともなってその売払代金の一定割合を「保護団体」へ支出するもので、いわば山梨県有林の林業経営にとってはその存立条件ともいべき当然の支出項目である。そしてその交付金は歳出全体に対して 8% とそれほど大きな比重を占めるものではなかった。ところが、後者の特別会計から一般会計への繰出金は、その歳出総額に占める構成比が 20%（繰越金を除く歳入総額の 19%）と非常に高い比重を持っていたが、この繰出金は県有林における林業経営剰余の全くの外部支出であり、林業経営にとって何ら関係のない支出であった⁴⁰。

以上、県有林特別会計の歳入・歳出の構造と特徴から明らかとなる戦前期の県有林経営の概括的な特徴と問題点は、択伐・天然更新を基調とし、天然林伐採収入を中心とし一部土地売払収入も加えて歳入を確保し、歳出中の事業費を極力抑えるといった消極的な経営に終始し、歳入歳出の差額を一般会計に繰出す構造にあったことである。

注 40) ちなみに戦前期 35 年間の繰出金総額 6,248 千円は、同期間の県一般会計の県税収入 90,998 千円の約 7% を占めるものでもあった。

IV. 山梨県有林の戦後期の経営展開

1. 戦後期経営展開の時期区分

山梨県有林の戦後期の経営展開を分析するに当たって、年代別に事業の実行過程を分析するのも一方法であるが、ここでは県有林における林業経営に対する県当局の基本的な姿勢の変化、すなわち、県有林経営のあり方に対してもっとも基本的な森林施策方針と、その変化にともなう木材伐採量や人工造林量などの林業生産活動の動向、事業実行形態の推移、特別会計収支の構造の変化などを基本指標とする、山梨県有林独自の、あるいは経営の内外的条件変化による時期区分を行った。しかしこの場合、戦後わが国の経済発展の時期区分に関する諸説と国有林における経営展開の時期区分に関する諸説とを参考とした⁴¹⁾。その理由は、山梨県有林は山梨県という一地方自治体所有の森林であり、そこにおける林業経営は山梨県が置かれた歴史的条件とその経済的・社会的条件の変化に応じて遂行される一方、山梨県の経済的・社会的条件もわが国経済の戦後展開に規定されて変化するからであり、また、わが国の林業政策の一つの物的基盤である国有林は、その経営方針の転換が、山梨県有林のように大規模な都道府県有林に対して、直接的・間接的影響をつねに与えてきたからである。

ここで、戦後期経営展開の時期区分と各期の諸特徴を示すと以下のとおりである。

第1期(昭和21~31年度)・経営停滞期(戦後復興期):この期は昭和20年の敗戦の翌年昭和21年度から昭和31年度までの期間であり、わが国経済の戦後復興期に当たる。この期の県有林の特徴として、第1に、昭和21年以降の甲府市有林成立ならびに農地改革の一環として実施された県有林の既墾地などの解放にともなう面積減によって、現在の山梨県有林の所有面積が基本的に確定したことである。第2に、県有林経営は戦前来の択伐・天然更新を基調としており、木材伐採量は、戦前期と比較して同様であり、人工造林も特別会計によるものはほとんど進展をみることはなかった。第3に、「地方自治法」の施行による条例制定権が地方自治体に付与されたため、「山梨県恩賜県有財産管理規則」を廃止し、「山梨県恩賜県有財産管理条例」を制定した。

第2期(昭和32~39年度)・経営進展期(高度成長期I):この期は県有林の14事業区一斉に臨時植伐計画を樹立した昭和32年度から昭和39年度までを対象とする。わが国の経済が昭和30年以降高度成長を開始する時期に当たる。県有林における経営基調は、臨時植伐計画の樹立を通じてそれまでの択伐・天然更新から皆伐・人工造林へと転換した。このため木材伐採量は飛躍的に増加するとともに、人工造林面積もこの期開始の県行造林(県有林特別会計実施)を含めて増加傾向を示すなど県有林経営の進展期である。また、特別会計の剰余を一般会計へ大量に繰り出した時期でもある。なお、この期の末に現行「山梨県恩賜県有財産管理条例」の最終改正がなされた。

第3期(昭和40~46年度)・経営模索期(高度成長期II):この期は県有林内に保安林改良事業が本格的に実施されはじめた昭和40年度から昭和46年度までを対象とする。わが国経済は引続き高度成長を遂げるものの、その内実は戦後初の国債発行に支えられ、公害・自然保護問題等その内部に大きな矛盾をはらみながら進行し、高度成長の最終段階を迎える時期に当たる。この期の県有林経営は、人工造林面積において戦後のピークに達するが、造林事業費の増大、天然

注41) これらの諸説については、鷲尾良司「林業発展形態の地域性に関する研究」(宇都宮大学農学部学術報告第34号)から多くの示唆を受けた。

林資源の枯渇、県有林における自然保護などの問題が発生し、県有林経営のあり方をめぐって様々な模索がなされた時期でもある。また、特別会計において一般会計への繰出金が昭和40年度を最後に終わり、逆に一般会計からの繰入金で昭和43年度から始まる。

第4期(昭和47~60年度)・経営縮小期(低成長期):この期は「県有林野の新たな土地利用区分」が策定された昭和47年度以降から現在までの期間を対象とする。この期のが国経済は、昭和46年のニクソンショック、48年の石油ショックを経て、戦後の高度成長が終息し、それ以降低成長段階へと移行する時期でもある。県有林経営は「土地利用区分」によって、亜高山地帯から人工造林の撤退など再度の基調転換を図り、そのため木材伐採量、造林面積の縮小段階へと突入する。また、この期から造林資金の大半を公庫融資に依存しはじめ、県有林会計は「赤字」へと転落する。さらに、この期の後半には、昭和48年施行の「山梨県恩賜県有財産土地利用条例」適用の県有林の林地開発事業が展開し始める。

2. 戦後第1期・経営停滞期の経営展開

1) はじめに

本節の分析対象期間は、昭和20年の太平洋戦争敗戦の翌年昭和21年度から臨時植伐計画樹立(3項後述)の前年昭和31年度までであり、わが国経済の戦後復興期に当たる。この期の経営展開にとって、いくつかの特徴点を挙げると第1に、県有林の地籍移動に関して、昭和21年の甲府市有林成立にともなう所有面積の減少ならびに昭和22年農地改革の一環として実施された県有林の既墾地・未墾地の解放にともなう面積の減少によって、現在の山梨県有林の所有面積が最終的に確定したこと。第2に、県有林経営の基調が戦前期の択伐・天然更新を踏襲した施業案(=検訂案)によっていたため、木材伐採量は戦前期と比較して戦後復興材需要に応じた若干の増加傾向を示すものの、戦前第3期とほぼ同等であり、人工造林も特別会計によるものはほとんど進展をみることなく、一般会計による造林が主導していたこと。第3に、この期に「地方自治法」の施行による条例制定権が地方自治体に付与されたため、「山梨県恩賜県有財産管理規則」を廃止し、「同管理条例」を制定したが、その基本的内容に変化はなかったこと。第4に、この期の後半以降特別会計収支が好転し、その剰余が一般会計へ大量に繰り出されたこと、などである。

2) 県有林の地籍移動と施業案検訂

(1) 県有林の地籍移動

この期の県有林の地籍移動は、甲府市有林成立にともなう所有面積の減少ならびに農地改革の一環として実施された既墾地・未墾地の解放が主なものである。

まず、甲府市有林の成立の事情からみてみよう。現在の甲府市有林(甲府市御岳字舞台所在、面積2,563 ha)の母体となった金桜神社有林の沿革は、明治3年の社寺有林の上地令によって金桜神社有林は官林となり、ついで明治22年御料林に編入されたが、その後神社側は御料局に払下申請を繰返し、ついに「山梨県中巨摩郡宮本村所在上地御料地1萬9006町6反6畝余、此の見込み面積3,930町5反1畝余は、金桜神社の払下出願に依り大正11年7月同神社に払下げ」⁴²⁾られた。なおこの間これらの林野は、甲府市および近隣町村の農業・水道用水の水源林地帯に位置していたため、明治42年甲府市の申請により水源かん養保安林に指定されている。そ

注42) 帝室林野局「帝室林野局50年史」昭和14年、307 p.

して、払下決定と同時に神社有林の過半は東洋遊園会社に売却され、さらに昭和12年大昭和製紙株式会社の所有となった。しかし、その後の当該林野に対する森林の取り扱いに関して、同社と甲府市などとの間に水源かん養機能をめぐって重大な社会問題が起こった。山梨県は、このような林野の経営を一営利会社に委ねることは不相当であるとし、当該林野に最も密接な関係を有する甲府市がその所有権を取得し合理的経営を進める以外に方途がないとの結論に達した。この立場から山梨県は、韮崎市（旧清哲村）所在の県有林の一部と長野県富士見町（旧落合村）所在の県有林をもって同社有林と交換し、これを甲府市に払下げる方針をたて、昭和21年8月県議会の決定を得た上で、同年12月4日大昭和製紙株式会社と土地交換契約を締結した。ついで県は交換で得た土地を同年同月12日山梨県指令第2994号で甲府市へ売却した。この結果、大昭和製紙株式会社有林と交換した3,432 haの県有林が減少した。なお、交換した県有林の内長野県富士見町所在の1,945 haは、昭和8年に当時の御料局からの買収林野であり、この交換によって県外所在の県有林はなくなった⁴³⁾。以上の甲府市有林の成立は、林野の公的所有の意義の1つを示す事例といえる。

次に、農地改革の一環として実施された県有林野の解放についてみてみよう。ここでは、この解放直後の山梨県当局の見解を含めた資料を引用する。

「昭和20年12月法律第64号農地調整法及昭和21年10月法律第43号自作農創設特別措置法並是等関係法令を以て実施されたる農地改革は恩賜林経営に対し重大なる影響を及ぼすに至った。即ち其の事由は、

1. 従来農地として貸付し来たりし小作地及其の附属地は悉く其の耕作者に売却すること。
2. 恩賜林中地況、地勢により将来農地として開墾営農可能と認めらるゝものは未墾地として地種を論ぜず開放売却すること。
3. 牧野として賃貸し来りしものは開放売却すること。

以上に依る開放は従来恩賜林として夫々計画的経営の進捗中に属し中途に於てく瓦解を来たすは計画の破綻であり誠に遺憾とするところであるが一に国策と地元住民厚生のため進んで開放を遂行したのであった。⁴⁴⁾

このように山梨県有林当局は、県有林野の既墾地、未墾地、牧野の解放に抵抗の姿勢を示したものの、当時の政府方針に抵抗することはできず、結局解放要求に應ぜざるをえなかった。そして、その解放面積は（昭和26年10月現在）、既墾地164町、未墾地2,777町、牧野1,322町、計4,263町であった⁴⁵⁾。

以上の外、この期の県有林野面積の移動は小面積の不要存置林野の払下があり、それらを含めてこの期の県有林面積は約8千ha減少した。なお、戦後段階においてこの期を除き県有林野の大きな地籍移動はなく、この期の払下によって山梨県有林の所有面積は最終的に確定したことになる（約157.7千ha）。

(2) 施業案検訂の状況と施業仕組

戦後第1期の山梨県有林の施業案検訂の状況をみる前に、昭和26年「森林法」に基づく森林計画制度と県有林施業案との関係についてその概略をみておこう。

注43) 山梨県「70周年誌」p. 73-74.

注44) 山梨県「40周年誌」206 p.

注45) 山梨県「40周年誌」207 p.

当時の森林計画制度は、農林大臣が、都道府県の区域を主として流域別に分けて基本計画区を設定し、その区ごとに5カ年を1期として編成する森林基本計画と、都道府県知事が基本計画区内をさらに細分した森林区を設定し、その森林区ごとに5カ年を1期として編成する森林区施業計画と、その施業計画に基づく1年ごとの森林区実施計画の3つより構成されていた。そこで山梨県においても、全県が流域別に7基本森林区に分けられ、県はそれを基礎に30森林区を設定し、森林区施業計画と森林区実施計画を編成することとした。しかし、これらの計画区および計画編成と当時の県有林施業案との対応関係は以下のように処理された。すなわち、県有林施業案の基礎単位である施業区(当時212区)を、27森林区に配分し、当時の施業案の数値をそのままその他の民有林の計画数値と一体化して施業計画などが編成された。

したがって、山梨県有林にとって新しい森林計画制度は、当時の県有林施業案に何等変更を加えるものではなく、戦前来の14事業区(その基礎としての施業区212区)の施業案を基礎に引続き検訂作業が行われていた。昭和26年度当初の事業区別の検訂状況は、野呂川事業区の当初施業案と早川事業区の第2次検訂案を除き、3次・4次の検訂案であり、戦後21年から25年にかけて12事業区の検訂作業が行われてきた。

そこで次に、付表-12の山梨県有林施業仕組総括表(昭和26年)によって、この期の施業仕組みと伐採量、造林量を概観し、その特徴を指摘しておく。

- ① 昭和26年3月現在の施業案編成面積は157,710 ha、立木蓄積量は、針葉樹8,272千 m^3 、広葉樹6,100千 m^3 、計14,372千 m^3 であり、1 ha当たり蓄積量は91 m^3 である。この1 ha当たり蓄積量は、大正7年編成の当初施業案のそれと比較してほぼ同じ水準である。
- ② 林種別面積は、普通施業地62,719 ha(40%)、制限施業地68,645 ha(43%)、施業除地26,342 ha(17%)であり、普通施業地面積比率は、当初施業案の55%から戦前期に徐々に低下し、この段階には40%水準となった。一方制限施業地面積比率は、当初施業案の16%からこの期には43%と普通施業地を上回るものとなった。
- ③ 作業種別面積比率は、普通施業地で択伐喬林作業50%、全伐喬林作業20%、矮林作業30%であり、制限施業地で択伐喬林作業58%、全伐喬林作業16%、矮林作業27%である。このように全体として択伐喬林作業が過半を超え、この期の経営の基調が択伐・天然更新であったことがわかる。なお、全伐喬林作業も、当初施業案の1割からこの期には2割弱の水準まで上昇してきており、人工造林の一定の進展を反映している。
- ④ 10年間の伐採指定量は、主伐2,034千 m^3 、間伐155千 m^3 計2,189千 m^3 であり、用薪別では用材1,062千 m^3 (48%)、薪材1,127千 m^3 (52%)とほぼ同水準であった。
- ⑤ 10年間の県施業地の人工造林指定量は5,010 haで、その内訳は既往伐跡地1,568 ha、更新3,442 haである。また、部分林の指定量は2,402 haである。

3) 林業生産活動の動向

(1) 木材伐採の推移

戦後第1期の立木伐採量の年度別推移を示すと、付表-13-1のとおりである。この期の立木伐採量は、全体で2,223千 m^3 、年平均202千 m^3 である。この年平均伐採量の水準は、戦前第1期の約100千 m^3 、第2期の約120千 m^3 、第3期の約193千 m^3 と比較して第3期とほぼ同じであるが、戦後展開の第2期以降と比較すると低水準であり、この期を経営停滞期と特徴付ける一つ理由となっている。また、この年平均202千 m^3 は、前述の伐採指定量をわずかに下回る水準で

あるが、用薪別（データは昭和 21～27 年度のみ）では用材が 6 割弱に達するとともに、年度別には 15 万 m³ から 25 万 m³ と大きなバラツキがある。これらの理由については以下の資料が参考となる。

「処分量の用薪材別（略）を年度別に見ると用材の処分が戦時中より戦後にかけて漸増の傾向が見られ、殊に戦後の昭和 21 年同 22 年の伐採が比較的多いのは注目すべきことであるが、この原因は戦時中施業案を無視し、急速に現物化し得る搬出条件のよい民有林に主として過伐が強いられ一般私有林の林力いちじるしく低下する一方戦後に於ける森林資源の需要は益々増加し立木価格の高騰は勢い恩賜林に伐採が要請せられる様になったもので、新学制に依り校舎の建築並に風水害の復旧資材の為に部分林等に相当無理な伐採が行われたことは全く止むを得ないものと思われるのである。ともあれ戦後再び復活した施業案の編成並に検訂は目下着々と完成しつつあり、（略）既に昭和 23 年度 24 年度に於ては伐採を必要最少限に制限し、（以下略）」⁴⁶⁾

なお、上記資料にみられる以外の理由として、この期の伐採量の変動要因は、昭和 24 年 12 月に木材統制が撤廃されたこと（これによって立木伐採量を減少させても収入確保が図られた）、昭和 28 年に山梨県内が凶作となったことにもなう県有林材の臨時増伐があったと思われること、昭和 31 年度の伐採量の増加は次期大增伐の先取りがあったと思われること、などがあげられる。

また、この期の「管理条例」第 43 条（＝「管理規則」第 44 条）による「保護団体」への林産物払下量は、全期間 314,652 m³、年平均 29 千 m³ で、この期全体の伐採量の 14% を占めており、未だ県有林の木材伐採にとっても、「保護団体」にとっても、この払下が大きな比重と意義を有していたことになる。

(2) 直営製品生産事業の推移

戦後期の山梨県有林の製品生産事業量の推移を付表-14 に示した。この内素材生産量は、敗戦翌年の昭和 21 年 24 千 m³ で出発したが、それ以降は停滞したまま推移し、ようやく昭和 20 年代末から 30 年初頭にかけて増加傾向を示したものの、この期の年平均生産量は 15,658 m³ と、戦前第 3 期 (20,905 m³) の実績を下回るものであった。この期の素材生産事業の停滞は、昭和 23 年以降の木材伐採量の抑制基調とともに、戦後における資材の入手難・賃金の高騰などによる収益悪化にその要因があると思われる⁴⁷⁾。次に木炭生産は、昭和 20 年代前半 4 万から 5 万俵の生産水準であったが、20 年代後半から停滞、縮小傾向となり、昭和 30 年度をもって打ち切られた。すなわちわが国の木炭生産の崩壊の数年前に直営木炭生産事業は終結させられたのである。なお、薪生産は昭和 20 年度 4 万束（3 生産箇所）で開始されていたが、21 年度から 23 年度の 3 年間に約 15 万束（3 生産箇所）の生産が行われた後、打ち切られた。

(3) 林業生産基盤の整備

まず、林業生産基盤の整備のうち人工造林の動向からみてみよう。戦後期の山梨県有林の造林事業の推移を付表-15 に示した。本表からも明らかのように戦後段階の県有林の造林事業を特徴付けるものとして、治山事業の一環として県有林内で実施された水源林造成事業（昭和 24～34 年度）と保安林改良事業（昭和 35 年度以降）があり、それらの新植は県一般会計負担で行われ、

注 46) 山梨県「恩賜林 28」10 p.

注 47) 山梨県「恩賜林 25」12 p.

その実績は特別会計負担による新植実績と比較して決して無視できないものであり、また、これらの新植事業地のその後の保育事業は県有林特別会計の中で基本的に実施されてきた（昭和51年度以降保育事業についてもその一部が一般会計負担で実施されるようになったが）。したがって、県有林の戦後の人工造林の展開を分析していく場合特別会計による新植と一般会計による新植を県有林における造林事業として一体的に把握していく必要がある⁴⁸⁾。

さて、この期の特別会計負担の新植事業の動向からみてみよう。昭和20年代前半は戦後復興にともなう木材伐採量の増加とともに新植面積も増加傾向を示し昭和23,24年度には700ha弱の水準に達した。しかし、それ以降は木材伐採量の減少に加えて、前年度開始の水源林造成事業が県有林内で大規模に実施され始めたため、前半の半数以下(312ha)の水準で推移し、その水準は戦前期のそれとほぼ同じであった。

一方、この期の造林事業を特徴付ける一般会計負担の水源林造成事業についてみてみよう。本来この事業は、水源林地帯の造林未済地の解消を目的に国庫補助率2/3の治山事業として昭和24年度から開始されたが、山梨県有林の多くは県内の重要水源林地帯に位置していたため、本事業の過半が県有林内で実施されることとなった⁴⁹⁾。このため、昭和25年度以降においては県有林造林の大半はこの水源林造成事業が占めることとなった。すなわち、この期の水源林造成事業による新植面積は8年間に4,578ha、年平均572haに達し、特別会計による新植面積4,404ha(11カ年間)、年平均400haと比較していずれの水準をも上回るものであった。

以上、この期の造林事業の特徴は、第1に、特別会計による造林が全体としてほとんど進展をみなかったが、このことは、この期の経営基調である択伐・天然更新をそのまま反映し、造林事業についても停滞期と位置付けることができること、第2に、水源林造成事業(一般会計)による造林が特別会計のそれを上回っている事実に示されるように、この期の造林事業は、戦時中の造林未済地の解消に重点を置いたものであったこと、第3に、山梨県全体の造林面積は昭和28年に戦後のピークを迎えているが、表から明らかのようにこの期の県有林の造林面積シェアは18%に過ぎず、県有林が県内における造林をいまだ主導する段階になかったこと、などである。

次に、付表-16でこの期の林道事業の概略をみておこう。この期の車道開設は延べ63路線延長111,638mで、年平均約6路線1万mであった。また、軌道開設は延べ15路線24,946mであったが、この期末に軌道開設は打ち切れ、以後軌道は順次車道へと転換されいくこととなる。つまり、この期をもって県有林における軌道による木材搬出は基本的に終了するわけである。なお、著名な野呂川流域森林開発の野呂川林道開設が、この期の昭和27年度から開始されているが、その完成は次期のことであり、この林道開設の意義などについては次項で述べることにする。

4) 県有林特別会計収支の構造

戦後第1期の特別会計収支の構造を分析するにあたって若干の留意点を最初に述べておこう。周知のように戦後数年間は猛烈なインフレによって貨幣価値が大幅に変動したため、特別会計の歳入、歳出額を単純に年度間で比較したり、そのまま合計したりすることは、大きな誤りを犯す危険性がある。これを解消するために、例えば戦前基準の物価指数で換算する方法も存在する。しかし、本論文では以上の危険性を十分承知した上で、とりあえず生データのまま資料を提示し、

注 48) 拙稿「山梨県営林における戦後の造林展開」(『林業経済』383, 昭和55年) 参照。

注 49) 山梨県内で実施された本事業面積は9,379haであるが、この県有林実施面積は5,022ha(54%)である。山梨県「40周年誌」p. 107-108。

このデータに基づいて分析するが、その場合は当年度内の歳出、歳入間の比較、あるいは、各項目間の構成比の比較を中心にする事とする。なお、この期の数年間には若干の項目の細目のデータに欠落があることも最初にお断りしておく。

(1) 特別会計歳入の特徴

戦後期の山梨県有林の特別会計歳入の推移は、付表-17 に示すとおりである。県有林特別会計の歳入構成は、財産収入、国・県補助金、繰入金、県債、その他、繰越金の項目に大別できるが、以下項目別にこの期の歳入の特徴をいくつか指摘しておこう。

- ① 財産収入は、この期においておおむね歳入構成比の70～90%を占めており、県有林特別会計歳入はこの財産収入によって概ね規定されていたこととなる。さて、財産収入は、県有林の立木処分と素材を中心とした製品売払の木材売払、財産（県有林野）貸付（使用も含む）、財産の売払等のその他に細分されるが、これらの項目は昭和21～25年度しかデータが得られていないので、この期全体について分析することはできないが、前記期間についてみると、木材売払が圧倒的な比重を占めていることがわかる。なお、昭和25年度以降木材統制がなくなり、その後木材価格の高騰によって、木材伐採量の停滞にもかかわらず（付表-13-1参照）、これ以降の財産収入が増加傾向を示し、このことが歳入全体の増大をもたらした原因の一つとなったと思われるが、その詳細な分析は今後の課題である。
- ② 国・県補助金はこの期において歳入構成比のおおむね10～20%を占め、歳入に対して恒常的に一定の比重をもつ項目となった。このことは戦前期のそれと異なる点で、戦前においては不況対策（昭和7年度以降）、戦争遂行のための物資調達（昭和18年度以降）などその時々の政府の政策展開に応じてこの項目が一定の比重をもっていたが、戦後は昭和22年度以降治山、林道、造林が公共事業として位置付けられ、県有林における林道、造林事業もこの一環として実施されることとなり、国・県補助金が歳入の恒常的な項目となったのである。国・県補助金は、造林補助金、林道補助金、林道災害復旧補助金、公債費補助金、その他補助金に細別される。この期は林道補助金の比重が高く、造林補助金はこの期の造林事業の停滞とも関連して、いまだ重要な意義を持つに至っていない。
- ③ 県有林特別会計における県債についての戦後期の仕組みを概観すると、造林、林道開設事業に県債が認可されるのは昭和40年代後半以降であり、それまでは林道災害復旧事業にのみ認められていた。したがってこの期の県債も昭和22～24年度の3年間にのみ登場し、昭和23年度の県債は歳入に大きな比重を占めたものの、県債は例外的な項目であったといえよう。
- ④ 繰越金は、前年度の歳入と歳出の差が今年度の歳入に計上されるものであるから、前年度の歳入の状況と歳出の状況に大きく影響されるものである。したがって、繰越金だけを取り出して問題にすることはできないが、ここでは歳入に占める繰越金の構成変化をみておこう。昭和20年代後半以降繰越金は歳入の10%以上をつねに占めており、この時点から歳入、歳出の差に余裕が出てきたことがわかる。
- ⑤ 以上全体としてこの期の歳入構造は、立木処分と製品売払といった木材売払を中心とした財産収入がその大部分を占めており、これに国・県補助金が恒常的に一定の役割を果たすものとなった。そして、上記のように昭和20年代後半以降歳入規模は大きく膨張した。

(2) 特別会計歳出の特徴

戦後期の山梨県有林の特別会計歳出の推移は、付表-18 に示すとおりである。県有林特別会計の歳出構成は、総務費、事業費、公債費、交付金、繰出金の項目に大別されるが、以下項目別にこの期の歳出の特徴をいくつか指摘しておこう。

- ① 総務費は、県有林特別会計関係職員の人件費を中心とした項目であるが、その歳出に占める比率は、昭和 20 年代前半から中ごろまでの 10～15% から昭和 20 年代末以降 10% 未満へと低下している。この低下は後にみるように昭和 20 年代後半以降の交付金、繰出金の比率上昇にともなう相対的な関係の中で進行したものである。
- ② 事業費は、特別会計歳出の最も重要項目であり、本来的にはこの項目が歳出総額を規定すべきものである。しかし、この期においてはこのような規定はその前半において妥当するのみである。すなわち、昭和 25 年度までは歳出に占める比率は 70% 以上であったが、それ以降においては 50% を下回る比率で推移した。この点は後に述べるように歳出に占める交付金及び繰出金、特に繰出金の比重が昭和 20 年代後半から 30 年代前半にかけて上昇したためである。

さて、事業費は造林費、林道費、直営生産費、林道災害費および施業案編成費と病害虫防除費を含むその他に細別できる。この事業費の細目別の変化をみると、昭和 20 年代前半においては、直営生産費が最も大きく、ついで林道費と造林費がほぼ同じ比率であったが、昭和 20 年代後半以降においては、昭和 27 年度からの野呂川林道の開設事業が開始され、事業費の過半を林道費が占めるに至るとともに、直営生産費の比率が造林費を上回る構成が引き続いた。

- ③ 交付金は、「保護団体」への伐採交付金と「保護団体」を中心とする部分林の分収金を含むが、これを峻別できるデータがこの期にはないため詳細を明らかにし得ないが、交付金の歳出に占める比率は、昭和 20 年代前半の 4～5% からそれ以降の 20～30% へと明確に上昇した。この点は歳入の財産収入の項でも述べたように、昭和 25 年以降の木材統制撤廃後の木材価格高騰（県有林伐採木、部分林伐採木ともに）が強く影響していると思われる。
- ④ 繰出金は、県有林特別会計の収支に剰余が生じた場合のみ、それを県一般会計へ繰り出すことが本来の趣旨である。この期の繰出金は、昭和 20 年代前半まではその本来の趣旨に沿って繰り出されていたと思われるが、20 年代後半以降は、歳出総額の実に 14～24% を占めて、歳出の恒常的な項目となった。このような繰出金項目の恒常化は、木材価格の高騰による収入増加と造林事業の停滞等に見られる事業費の相対的比重低下によって、特別会計の収支に膨大な剰余が生じたこと、さらにこれに加えて当時の県一般会計が財政危機に直面し⁵⁰⁾、一般会計からの強い要請に県有林特別会計が積極的に応えたこと、などの事情に負っていたものと思われる。

3. 戦後第 2 期・経営進展期の経営展開

1) はじめに

本節の分析対象期間は、昭和 32 年の臨時植伐計画樹立から、39 年度までであり、わが国経済

注 50) 山梨県の一般会計は、昭和 28 年度に 2 億円の赤字、29 年度は 6 億 5000 万円、30 年度は 8 億円余の赤字を出している。

の第1次の高度成長期に当たる。この期の経営展開にとっていくつかの特徴点を挙げると、第1に、戦後山梨県有林の林業経営展開にとってもっとも大きな画期となった臨時植伐計画の樹立によって、経営基調がそれまでの択伐・天然更新から皆伐・拡大造林へと抜本的に変ったこと。第2に、上記基調転換によって、県有林の木材伐採量は、前期と比較して飛躍的に増加傾向を示し始めたこと。第3に、人工造林も、特別会計負担による造林が著しく進展し、一方、一般会計負担による造林は前期と比較して大幅に減少したこと。第4に、この期の前半において特別会計収支が著しく好転し、その剰余が一般会計へ繰り出されたが、後半においては、もはや繰出金を出せない構造へと変化したこと。

2) 県有林臨時植伐計画の樹立と施業仕組

(1) 臨時植伐計画の樹立

戦後期の山梨県有林の林業経営展開にとって最も大きな画期となったものは、昭和32年樹立の臨時植伐計画であった。この計画樹立によって山梨県有林の経営基調が、それまでの択伐・天然更新から皆伐・拡大造林へと抜本的に変わった。まず、この臨時植伐計画の樹立に至る経緯から見てみよう。

「恩賜林御下賜後の経営は、御下賜の御趣旨並びに治水上の実情に鑑み、模範林にすることを目標として治山・治水の効果と経済効果の向上増進を期し、広く県民に寄与することをもって経営の基準とされてきた。しかしながら、最近の社会状況に伴う国民経済の発展は、林業に対して飛躍的な増強を期待し、膨大な木材の生産を要請していることは、周知のとおりで本県の恩賜林についても、その負荷された任務は年を追っていよいよ重視されてきたのである。翻って、恩賜林経営の根本である施業案はこのような要求に対して、いかなる役割を果しているのだろうか。勿論施業案編成方針はあくまでも国土保全に重点をおき、生産の保続を旨として収益の増加を図り、もって地方産業の振興に資せんとすることを原則としているが、なかでも保続主義が施業の主体であったため、結果的には防波堤的立場をとっていたといえよう。しかしながら最早この消極的なものから脱却して積極的発展的なものへと進展するためには、従来の施業案をもってしては現下の要請に応えることは困難を感じるに至り、ここにやむなく現行施業案を改正すべき転期となったのである。よって今後の施業の根本は、いわゆる拡大造林により森林生産力の積極的増強を図ること以外に途はないのである。本県においては昭和28年より、この考えの下に種々検討し、一部の事業区には折込まれてきたのであるが、今般国有林においても、この思想の下に経営規程の改正をみ、昭和32年度より新構想により全面的に改正の段階に至っているため、本県もこれと軌を一にし昭和32年度より県下全事業区について、臨時植伐計画案を編成することになったのである。」⁵¹⁾

この昭和36年発行の「50周年誌」の筆者（山梨県林務部職員あるいはそのOBと思われる）は、当時の基調転換に至る経過をかなり率直に述べている。すなわち、それまでの国土保全と生産保続を原則としてきた消極的な施業案から拡大造林による森林生産力の増進を図る積極的な施業案編成への方向転換が、当時の国民経済の発展による木材需要の増大等の社会的要請によってもたらされたものであり、県有林当局にとってはやむをえず受け入れたものであると。また、こ

注 51) 山梨県「50周年誌」91 p.

の転換は当時の国有林の「生産力増強計画」⁵²⁾にも対応したものであったとも述べているが、しかし、実際は対応というよりも国有林＝林野庁からの強力な指導のもとに実施されたと思われる⁵³⁾。以上のような経緯から、昭和32年に各事業区のそれまでの施業案は一斉に臨時植伐計画案として編成され、その後はこの計画の検訂がなされることとなった。

次に、この臨時植伐計画の基本方針を同じく「50周年誌」から引用しておこう。

「現在の恩賜林は老齢過熟林分が多く、令級関係が甚だしく不正法であるので頗る長い輪伐期によって順次伐採すれば、後廻しになった老齢林分はますます過熟林分となり著しい損失となる。この損失を救済せんがために輪伐期より相当短い期間、すなわち整理期(30年)をとり、輪伐期による年収穫量より多大な分量ずつ伐採して、森林を急速に整理して跡地は造林により生産力の飛躍的増強を企図した。一方大正の中頃より、ドイツ林学を先駆として、発達した皆伐作業は自然法則を無視するものとして猛烈なる攻撃を受け、天然更新を基調とする択伐作業が次第に全国を風びし、これがために国有林は勿論のこと、本県の恩賜林においてもこの思想をとり入れたため、施業面積の55%が択伐作業として経営されてきたのであるが、今日その成果は一向にあがらず、むしろその森林を年々悪化せしむる状態となったので、この成果の不確実な択伐作業は極力避けて、人工造林の可能なところはすべて皆伐作業に転換し、旺盛な成長による蓄積の増大を図るべく、林地の許す限り択伐作業より皆伐作業に変更した。」⁵⁴⁾

この基本方針に掲げられている考え方は、択伐・天然更新を基調とした場合の長い輪伐期では、当時の木材需要に十分に答えられないこと、一方これまでの択伐・天然更新は、森林資源を減少させるのみで更新についてはまったく成果があがらず、森林をむしろ悪化させたこと、したがって今後は林地の許す限り皆伐・拡大造林を基調とし、その整理期間を30年として急速に森林生産力の増強を図り、木材需要に対する社会的要請に積極的に応えていくこととしたこと、である。このような方針及び考え方は、国有林の「生産力増強計画」と全く同じものであるとともに、昭和32年に立案された北海道有林の「第1次林力増強計画」の趣旨とも同一のものである⁵⁵⁾。

このように昭和30年代の初頭において、国有林、北海道有林、山梨県有林といったわが国の巨大公的林野所有体が軌を一にして、「生産力増強計画」、「第1次林力増強計画」、「臨時植伐計画」と名称はともあれ、その内実において森林施業の択伐・天然更新から皆伐・拡大造林へとその基調を大きく転換させた。したがって、山梨県有林の臨時植伐計画の樹立は、山梨県有林の独自の方向転換ではなく、わが国経済が高度成長を遂げる中で、木材需要の増加と木材価格の独歩高に対して、これに対応した林業政策の大きな変化の一環として位置付ける必要があろう。しかし、これに加えて山梨県有林の、この方向転換に関してその独自性を指摘すれば、それは前項4)で述べたように、昭和20年代末から山梨県財政が危機的狀態に陥り、山梨県は昭和31年度から「地方財政再建特別措置法」の適用団体へと転落し、当時の県一般会計は県有林特別会計からの財源補填を必要としていた事情を挙げることができる。つまり、当時の県財政は、自治省管理の「赤字再建団体」に指定されており、財政再建のためにあらゆる県有財産の売却・活用を指導

注 52) 国有林における「生産力増強計画」についての評価は、鷲尾「国有林野論—戦後国有林野経営の展開過程—」(塩谷・黒田編『林業の展開と山村経済』p. 253-254) 参照。

注 53) 山梨県林務部長は戦後一貫して林野庁からの出向者で占められている。したがって林野庁の政策は、山梨県に対して補助金等の物的な側面だけでなく、このような人的な側面からも貫徹される仕組みとなっている。

注 54) 山梨県「50周年誌」92 p.

注 55) 石井 寛「道有林経営の展開過程と労働力編成」(有永・笠原編著『戦後日本林業の展開過程』p. 61-62) 参照。

されていた。このような事態に対して県有林は、大量の天然林伐採＝木材収入の増大による県有林特別会計収入の増加、ひいては特別会計収支に膨大な剰余を発生させ、それを県一般会計へ繰り出すことで対応した。以上のような事情が、県有林の森林施業の皆伐・拡大造林への転換をより容易にし、また、その転換を強力に推進した独自の要因となった。

(2) 臨時植伐計画による施業仕組の特徴

そこで、ここでは臨時植伐計画による県有林の施業仕組みをみておこう。昭和32年の臨時植伐計画樹立時の施業仕組みではないが、これとほぼ同一のものとして、付表-19に昭和36年1月現在の施業仕組総括表を示した。前項2)で示した昭和26年3月現在の施業仕組総括表(付表-12)と比較しながら、臨時植伐計画樹立後の施業案の特徴を指摘しておく。

- ① 県有林総面積は、157.7千haから156.4千haへと若干の減となっているが、林地は131.4千haから132.8千haへと逆に若干の増となり、この間に除地から林地への繰入れがあったことになる。
- ② 森林蓄積は、14,371千 m^3 から13,648千 m^3 へと減少している。この減少はすでに臨時植伐計画からほぼ5年を経過し、この間後にみるように(本項3)の(1))すでに大量の木材伐採が進行していたことを反映している。また、針広別蓄積は、針葉樹が8,272千 m^3 から7,855千 m^3 へ、広葉樹が6,100千 m^3 から5,794千 m^3 へとそれぞれ減少している。
- ③ 林地の内、普通林地は62.7千ha(48%)から30.8千ha(23%)へと大幅に減少し、制限林地は68.7千ha(52%)から102.0千ha(77%)へと増加している。この制限林地の増加は県有林内における保安林指定面積の増加に負っている。
- ④ 作業級別面積は用材林のみの比較となるが、皆伐作業が23.8千haから76.9千haへと3倍強に増加し、一方択伐作業は71.2千haから17.8千haへと大幅に減少した。
- ⑤ 以上の結果、指定伐採量(10年間)は2,189千 m^3 から3,980千 m^3 (年間398千 m^3)へと約2倍に増加し、指定人工造林量(10年間)も7,412haから18,704ha(年間1,870ha)へと2.5倍に増加した。

3) 林業生産活動の動向

(1) 木材伐採の推移

この期からようやく立木処分と直営生産資材など別の立木伐採量データが整うが、戦後第2期以降の立木伐採量の年度別推移は、付表-13-2に示すとおりである。さて、この期の伐採量は、昭和32年度の臨時植伐計画樹立にともなって、昭和31年度の254千 m^3 から324千 m^3 へと急増し、翌33年度には362千 m^3 とさらに増加した。なお、この33年度の立木伐採量は戦前期、戦後期を通じて山梨県有林における最大のものであった。そして、その後若干の停滞傾向を示すが、この期全体としては2,659千 m^3 、年平均332千 m^3 の伐採実績で推移した。この年平均伐採量は、前期のそれと比較しておよそ1.6倍の水準となる。しかし、前述の指定伐採量と比較すると約83%である。なお、立木伐採量の立木・資材別構成は、この期の後半に資材が20%近くに達したものの、全体として立木84%、資材16%であった。

さて、県有林における立木伐採量の以上のような急増は山梨県内の製材業にどのような影響を与えたか、その概略を紹介しておこう。県有林における立木伐採量の増加によって、昭和31年の山梨県内の製材工場数、出力総数、製材品生産量は、それぞれ390工場、6,084kW、168千 m^3 であったが、35年には、349工場、6,976kW、259千 m^3 へ、また、39年には、354工場、10,605

kW, 309 千 m³ (山梨県林務部「林業統計書」各年度版) へと変化し, 31 年から 39 年にかけて工場数は減少しているものの, 出力総数と製材品生産量は 2 倍近くに増大していることがわかる。このように能力アップした製材業の原木入手先が県有林材であったことは, この間の民有林における立木伐採量に大きな変化がなかったことから明かである (ちなみに, 民有林の立木伐採量は, 31 年 200 千 m³, 39 年 233 千 m³ であった山梨県林務部「林業統計書」各年度版)。

なお, この期の「管理条例」第 43 条による「保護団体」への林産物払下量は, 全期間 170 千 m³, 年平均 21 千 m³ で, 前期のほぼ 2/3 の水準に減少し, 「保護団体」にとって徐々にその意義が縮小しはじめたことを示している。全体の立木伐採量に占める比率も 6% に低下したことに端的に示されるように, この林産物払下制度は, この期から県有林の林業生産活動にとって, 配慮しなくてもよいものとなったといえよう。

(2) 直営製品生産事業の推移

戦後第 2 期の製品生産事業の推移をみてみよう (付表-14 参照)。素材生産量は, 昭和 20 年代の末から増大傾向を示していたが, 臨時植伐計画の樹立とともに急増し, 昭和 34 年度から 40 千 m³ 台で推移し, 38 年度以降は 50 千 m³ 台に達した。このようにこの期の素材生産量は, 全体で 329 千 m³, 年平均 41 千 m³ となり, 前期と比較して (年平均で) 約 2.5 倍に増加した。

なお, 直営製品生産事業として素材以外 (木炭と薪の生産は前期で中止) に石材と珪石の生産がある。この内石材は戦前期の大正 14 年から塩山市神金で実行されてきたものであるが, 需要減少のためこの期の昭和 38 年度をもって生産中止となった。また, 珪石は前期の昭和 28 年度から生産が開始され, この期の昭和 37 年度に生産量のピークを迎えている。

さて, このような製品生産事業の実行形態について簡単に触れておこう。戦前期の山梨県有林の製品生産事業の実行形態がどのようなものであったかはあまり明らかではない。おそらく国有林と同様の直役形態 (県有林出先県職員による直接雇用) であったと思われるが, その実態は事業実行を人夫頭等にまかせた請負的直役形態であり, 作業毎の出来高請負であったとされている⁵⁶⁾。そして戦後当初はこの請負的直役形態で実施されていたが, 徐々に共同請負形態へ移り, 昭和 33 年以降はこの共同請負の代表者との単価契約による個人請負形態へと変化した⁵⁷⁾。このような変化は, 昭和 32 年の臨時植伐計画樹立による製品生産量の増加傾向に対応したものであった。なお, 昭和 39 年度の製品生産事業の請負業者は, 県下に 16 名の個人請負業者がおり, 山梨県直営生産協議会を結成している⁵⁷⁾。

(3) 林業生産基盤の整備

まず, 林業生産基盤の整備のうち人工造林の動向からみてみよう (付表-15 参照)。先に述べたようにこの期から県有林経営の基調は, 天然林の皆伐・拡大造林へと転換された。この意義は, それまでの天然林経営 (=天然林地代の取得) から, 天然林資源を急速に取崩しその伐採収益を原資として, 生産力の高い人工林資源の造成を図る, 人工林経営へと大きく方向転換しようとしたことである。

この方向転換によって, 特別会計による造林事業は飛躍的に増大し, 8 カ年間に 13.3 千 ha, 年平均 1,636 ha にも達し, 前期の年平均実績の約 4 倍の水準となった。なお, この特別会計による造林事業の一環として位置づけられる県行造林は, 「昭和 33 年に制定された分収造林特別措置法

注 56) 林野庁監査課「山梨県有林事業とその請負について」昭和 40 年, p. 111-112.

注 57) 同上, 112 p.

に基づき、本県においても同年山梨県県行造林条例を設け、県と民有林所有者とで分収契約（5対5）を結び、恩賜県有財産特別会計において一切の造林行為を行うこととし、5カ年間に1,500 haの造林を実施する⁵⁸⁾計画であったが、昭和34～38年度にかけて実行された県行造林実績は、1,466 haであった。この県有林特別会計負担による県行造林事業は、民有林の拡大造林推進をその目的に掲げてはいるものの、県有林経営の立場からは、当時潤沢に存在していた木材伐採収益を原資として、県有林全体の人工林資源の増強を図ったものであり、また、後にみるように特別会計収支の剰余を一方的に一般会計へ繰り出すのではなく、その剰余の一部を県有林経営の内部に留保しておく意味をもつものでもあった。

一方、この期の一般会計による造林事業は大きく後退したが、この事情を簡単にみておこう。まず、水源林造成事業は、「昭和31年度に、大正9年から開始されていた公有林官行造林が、造林の対象を部落有林野及び私有林にまで拡大し、（それに伴い）官行造林に引き継がれることとなった⁵⁹⁾」ために、翌32年度以降激減するとともに、昭和34年度に打ち切られた。また、昭和35年度開始の保安林改良事業は、「水源林造成事業のうち（大部分は官行造林に引き継がれたが）、国が買い入れた保安林だけは国有林治山事業の中に残され、また、民有林治山事業の中で昭和35年度から、被災等の理由により林相が劣悪になった保安林の改良（改植事業）が進められることとなった⁵⁹⁾」ため、県有林内でも導入され始めた。しかし、その事業量は県全体でも少なかった上に、県有林実施分も県全体の10%未満に過ぎなかった。これらの事情によって、この期の一般会計による造林実績は、8カ年間に536 haで、特別会計による1年分にも満たないものであった。

以上、この期の造林事業の特徴を述べると、第1に、県有林経営が皆伐・拡大造林へとその基調を転換したことによって、特別会計の造林事業が県行造林を含めて本格的に進展し始めたこと、第2に、一般会計による造林事業は、前期とは異なりほとんど無視しうるほどに後退したこと、第3に、付表-15からも明らかのように、山梨県内の民有林の造林面積が停滞する中で、県有林の造林面積シェアが35%に高まるなど、この期から山梨県の拡大造林を県有林が主導する方向が始まったこと、である。

次に、付表-16でこの期の林道事業の概略をみておこう。この期の車道開設は延べ156路線、延長170,113 mで、年平均約20路線21,264 mであった。また、この期の当初に索道が延べ3路線、延長7,531 m開設されたが、これのみでその後開設実績はない。つまり、前期の軌道打ち切り、今期の索道打ち切りをもって、以後県有林における林道は車道に一本化されていくこととなる。

さて、前期末に着手された野呂川林道開設事業は、この期にその開設が本格化し、昭和37年度に完成する。この林道開設についてその概略を述べておこう。

野呂川林道開設は、野呂川流域森林総合開発事業の根幹の事業であり、この林道開設によって、この流域に賦存する天然林資源の利用を図ろうとするものであった。野呂川流域の森林は、富士川の支流である早川上流一体に位置し、その面積12,800 ha、森林蓄積約200万 m^3 であり、そのほとんどは県有林である（昭和9年御料林からの買収分約7千haがその大部分を占める）。この地域の森林利用については、江戸時代木曾の義助が3尺角長さ13間の木材を江戸へ出すため伐

注 58) 山梨県「50周年誌」114 p.

注 59) 筒井迪夫編著「社会開発と林業開発」昭和51年、p. 99-100.

採流送したといわれているが、そのほかは、地元住民の需要のため利用された極少量を除いて、ほとんど未利用であった。山梨県は、御料局からこの地域の森林をすべて買収した後、昭和14年から17年までに総工費80万円をもって、下流の早川橋から延長54kmの森林軌道を敷設し、沿線の立木約1万m³を伐採したが、軌道は脆弱な地盤と相次ぐ災害のために廃道とせざるをえなかった。戦後、山梨県出身の最初の民選知事天野は「富める山梨」をスローガンとして、この広大な野呂川地域を総合的に開発することが、山梨県産業発展の重要な施策であると、野呂川林道開設に着手した。昭和27年度から37年度までの開設延長25,084m、総工事費1,059百万円であった⁶⁰。

4) 県有林特別会計収支の構造

(1) 特別会計歳入の特徴

戦後第2期の特別会計歳入の推移をみてみよう(付表-17参照)。この期の県有林特別会計の歳入も、財産収入、国・県補助金、県債、その他、繰越金の項目に大別できるが、以下歳入総額と項目別の特徴をいくつか指摘しておこう。

- ① この期の歳入総額は、昭和32年度の11億円から39年度には17億円へと1.5倍に膨張しているが、これは県有林経営の基調転換に伴う木材伐採量の増大等財産収入の増加と林道・造林事業の進展による国・県補助金の増加傾向にその大きな要因がある。
- ② 財産収入は、昭和32年度の8億円から急増し、36年度に12億円に達した後停滞的に推移した。また、財産収入はこの期の歳入構成の66~76% (全期間で72%) を占めており、この期の歳入もこの財産収入によって基本的に規定されていたことになる。

さて、財産収入は、県有林の立木処分、素材を中心とした製品売払等の木材売払と財産(県有林)の貸付、財産の売払等のその他に細分されるが、これらの細目別データの内昭和37~38年度が欠落しているので、この期全体について分析することはできない。しかし、データの存在する期間でみると、木材売払が7~8割以上を占めており、財産収入はこの木材売払によって規定されていたことが、ほぼ明かであろう。

- ③ 国・県補助金は、昭和32年度の83百万円から39年度の260百万円へと3倍強へと最も増加した項目であり、この期の林道・造林事業の進展を反映している。また、歳入のおおむね10~15%を占め、歳入の恒常的な項目としてこの期に完全に定着したといえよう。

さて、国・県補助金は、造林補助金、林道補助金、林道災害復旧などのその他補助金に細別されるが、林道災害補助金が増加した2,3年を除いて林道補助金の比重が高く、国・県補助金の7~8割を占めている。また、造林補助金もこの期の造林事業の進展にともないその金額は急速に増加傾向を示し、国・県補助金に占める比率もこの期の末に20%を超えるものとなった。

- ④ 前項4)でものべたように、第3期までは県有林特別会計の県債発行は林道災害復旧事業にしか認められていなかった。したがって、この期の県債も昭和34年に山梨県を襲った台風災害にともなって当年と翌年の2年間にのみ登場し、例外的な項目であった。
- ⑤ 繰越金は、これも前述のとおり当然前年度の歳入と歳出の差が今年度の歳入に計上されるものであるから、前年度の歳入の状況と歳出の状況に大きく影響されるものであり、繰越金

注60) 山梨県「70周年誌」p.135-136.

だけを取り出して問題にすることはできない。ここでは歳入に占める繰越金の構成変化をみておこう。この期の当初の繰越金は歳入の 20% 前後を占めており、この時点の特別会計収支に相当の剰余が生じていたことがわかる。その後繰越金の構成比は低下傾向を示すが、後にみるように歳出項目の繰越金がなくなったことを反映して、この期の末に再び繰越金の構成比が上昇した。

(2) 特別会計歳出の特徴

戦後第 2 期の特別会計歳出の推移をみてみよう(付表-18 参照)。この期の県有林特別会計の歳出も総務費、事業費、公債費、交付金、繰越金などの項目に大別されるが、以下歳出総額および項目別にこの期の特徴をいくつか指摘しておこう。

- ① 歳出総額は、昭和 32 年度の 8.4 億円から 39 年度には 14.9 億円へと 1.8 倍に増加したが、この要因は県有林経営の基調転換にともなう各種事業費の傾向的な増加が主要なものである。
- ② 総務費は、県有林特別会計職員の人件費を中心とした歳出項目であり、特別会計職員の増加(特別会計職員のみデータではないが、林務部の吏員数は、昭和 37 年度の 279 人から昭和 40 年度には 325 人に増加)と賃金アップなどを反映してこの期間中に 2.7 倍と、歳出総額の増加を上回って上昇している。しかし、その歳出に占める比率は 10% 前後でそれほど高いものではない。
- ③ 事業費は、この期間中に歳出総額の増加を上回る 2.7 倍に増加した。しかし、歳出総額に占める構成比はこの期の前半においては 6 割以下、後半以降 6~7 割で推移した。この前半の比率低下は後に述べるように大量の繰越金との関係の中で生じたものである。さて、事業費は造林費、林道費、直営生産費、林道災害費および病虫害防除費等を含むその他に細別できるが、その中心を占めるものは林道費であり、ついで直営生産費、造林費である。この内林道費は、野呂川林道開設の本格化・奥地林への林道開設の進展など、事業費総額の 40% 前後を占めたが、この期間中の伸び率は 2.2 倍であった。直営生産費は、事業費総額の 15% 前後を占め、直営生産事業量の増加とともに増大し、この期間中の伸び率は 2.3 倍であったが、後半は停滞傾向で推移した。一方、造林費は、造林事業の進展によって最も急速に増大し、この期間中に実に 4.7 倍に膨張し、事業費総額に占める比率も当初の 8% から昭和 39 年度には 34% に上昇して、直営生産費を上回り、林道費に匹敵する水準となった⁶¹⁾。
- ④ 交付金は、「保護団体」への伐採交付金と「保護団体」を中心とする部分林の分収交付金および北富士演習場交付金⁶²⁾などを含むが、この期の交付金の推移は、昭和 32 年度の 193 百万円から 35 年度の 325 百万円へと増加するが、その後は 300 百万円未満と停滞的に推移し、歳出総額に占める比率も 20% 前後であった。このような推移の要因は、交付金をさらに細分して分析する必要があるが、この細分されたデータは昭和 35 年度以降しかないため、全期間を明らかにし得ない。しかし、昭和 35 年度以降のみについてみると、伐採交付金は、昭和 35 年度の 87 百万円から、翌年 1 億円台となりその後若干の増減はあるものの昭和 39 年度に 126 百万円へと増加している。また、分収交付金は、昭和 35 年度の 133 百万円から

注 61) 戦後の山梨県有林の造林事業の展開およびそれにとりもなう造林資金については、拙稿「山梨県営林における戦後の人工造林展開」(『林業経済』, 383, 昭和 55 年)を参照されたい。

注 62) 北富士演習場交付金は、演習場への県有林の貸与にとりもなう貸貸料及び立木補償料の一部を地元の「保護団体」へ交付するもので、昭和 25 年度から交付されているものである。

順次 111, 104, 160, 120 百万円へと増減を繰り返しているが、これは「保護団体」などの部分林伐採意向に依存した動きである。さらに、演習場交付金は、昭和 35 年度から 39 年度に 104 百万円から 21 百万円と大きくばらついており、政府（防衛施設庁）と山梨県とのその年度ごとの交渉結果に左右された動きとなっている⁶³⁾。

- ⑤ 繰出金は、県有林特別会計の収支に剰余が生じた場合、それを県一般会計へ繰り出すことを原則としている。この期の繰出金は、昭和 33 年度約 3 億円（歳出総額の 24%）を繰り出し、その後数年間は 1.4 億円～1.5 億円を繰り出してきたものの、37 年度で打ち切られている。この期前半の繰出金は、本項 2) で述べたように、昭和 31 年度に山梨県が「財政再建団体」に転落し、県一般会計の財政危機を救うために、県有林特別会計が積極的に応えたものである。しかし、この期の後半には、特別会計の収支に剰余がなくなり、また県一般会計の財政危機も回避できたため（「財政再建団体」離脱は昭和 36 年度）、繰出金はその後歳出構成の項目から消えてしまうのである（後述のように昭和 40 年度に少額が繰り出されている）。

4. 戦後第 3 期・経営摸索期の経営展開

1) はじめに

本節の分析対象期間は、昭和 40 年度から 46 年度までであり、わが国経済の最後の高度成長期に当たる。この段階のわが国の高度成長は、昭和 40 年度の戦後最初の国債発行による景気浮揚策によって開始され、その後 5 年余にわたる戦後最長の経済発展を達成するが、昭和 46 年のニクソンショック、昭和 48 年の石油ショックによって、わが国の高度成長は終り、その後長く続く低成長期へと突入することとなる。なお、この段階の高度成長は、実質 GNP 10% 以上の経済発展を遂げた反面、過疎・過密、インフレ、公害、自然破壊などの社会的問題を数多く発生せしめ、特に、公害・自然破壊問題は国有林、公有林の森林施業のあり方に大きな変更を迫るものであった。さて、この期の県有林の経営展開にとって、いくつかの特徴点を最初に挙げておこう。第 1 に、この期の県有林の経営基調は、前期に確立した皆伐・拡大造林を基本的に踏襲していたが、木材伐採量は天然林資源の枯渇と自然保護に対する世論の高揚ともあいまって減少傾向を示し始める。第 2 に、県有林の人工造林は、特別会計負担による造林がこの期の中頃に戦後のピークに達するとともに、一般会計負担による造林は前期と比較して大幅に増加し、その比重が上昇する。第 3 に、この期の後半において県有林特別会計収支に初めて欠損が生じ、戦前・戦後を通じて初めて県一般会計から特別会計への繰入金が登場する。

従って、以上の特徴を踏まえてこの期に、県有林施業、特別会計の収支等県有林経営のあり方をめぐって、その抜本的な解決の方向にむけての摸索が始まっており、この期を経営摸索期と位置付けることとする⁶⁴⁾。

2) 経営計画制度への転換とその特徴

(1) 施業案から経営計画制度への転換

戦後山梨県有林の経営展開にとって最も大きな画期となったものは、前期に樹立された臨時植伐計画であった。この期の経営基調も基本的には、この臨時植伐計画の考え方を踏襲していた。

注 63) 山梨県林務部「林業統計書」(各年度版)。

注 64) 私は、これまでこの期を県有林経営の進展期の後期としてきたが（拙稿「山梨県有林経営の展開過程と労働力編成」など）、確かに人工造林は進展したが、経営全体についてみると、様々の問題が発生しそれらの解決へむけての摸索段階であったとしたほうがより正確であると考えた。

しかし、その制度的枠組みは昭和 37 年の「森林法」改正を契機に、それまでの 14 事業区ごとの施業案 (= 検訂案) から、5 つの経営計画区への整理、地域森林計画との一体化が、前期の後半から図られており、その実行期間がこの期であるため、ここでそれらの過程の概略をみておくこととする。

昭和 32 年の臨時植伐計画の樹立以後、県当局は県有林の管理経営について、従来の事業区別の施業案主体の経営方針から、森林・林業の長期的かつ総合的な見通しに基づいた経営計画制度を指向した。この経営計画制度に基づく県有林の管理経営を推進するために、従来の「恩賜県有財産施業規程」(大正 3 年制定)を廃止し、新たに「県有林野経営規程」(昭和 37 年 8 月山梨県訓令甲第 34 号)を制定し、これに基づき第 1 次の経営計画編成に着手し、昭和 37 年度から 39 年度にかけて逐次山梨県の 5 つの地域森林計画区との統合が図られた。また、第 1 次経営計画編成の経過的措置を経て、地域森林計画と完全に一体化した第 2 次の経営計画編成は、昭和 40 年度から 44 年度にかけて実行された。

さて、この経営計画制度に織り込まれた主要な考え方、内容を以下箇条書に述べておこう⁶⁵⁾。

- ① 県有林と民有林との森林施業を調整し、両者を総合した森林計画制度を確立するため、県有林に新たに 5 経営計画区を設け、「森林法」に基づく森林計画区と一致させ、これを県有林経営の基本単位とする。また、収穫保続の単位も経営計画区とする。
- ② 経営計画の編成は、各経営計画区について 5 年毎に階段編成とし、地域森林計画の実行期間と一致させる。
- ③ 従来の作業級を廃止し、新たに作業団を設け、これにより施業方法の標準化を図る。また、作業団は単独では連年等量の伐採を必ずしも原則としないので輪伐期を設けない。
- ④ 森林生産力を増強するため、従来の択伐作業からはほぼ全面的に皆伐・人工造林へと作業を切り換える。また、伐期齢は収穫量が最大となる時期を基準とする。
- ⑤ 標準伐採量は、経営期間中の成長量を基準とする。但し、林相の改良を要する林分が多い場合は、収穫の保続に支障のない限り成長量を上回って伐採量を決定することができる。

(2) 経営計画制度による施業仕組の特徴

そこで、ここではこの期の最初の年度である昭和 40 年の 5 経営計画区の統合県有林施業仕組表から (付表-20 参照)、この時点での県有林施業仕組の内容とその特徴をみておこう。

- ① 県有林面積は 156.2 千であり、この内林地の 134.6 千 ha に作業団等が設けられている。
- ② 県有林蓄積 (林地) は、11,954 千 m^3 であり、その針広別蓄積は、針葉樹が 7,121 千 m^3 、広葉樹が 4,833 千 m^3 である。
- ③ 林地の内、普通林地が 27.4 千 ha (20%)、制限林地が 107.2 千 ha (80%) と地種区分されている。
- ④ 作業別面積は、作業団を設け前述のようにほぼ全面的に作業を皆伐・人工造林としたため、作業団内面積と作業団に準ずる単位 (部分林) の面積が皆伐・人工造林作業面積となり、これらの面積は、普通林地で 25.4 千 ha、制限林地で 81.5 千 ha、計 106.9 千 ha と林地の 79% を占める。一方、作業団外などの面積は、普通林地で 2.0 千 ha、制限林地で 25.7 千 ha、計 27.7 千 ha と林地の 21% に過ぎない。このように県有林の施業は、経営計画制度とともに

注 65) 山梨県「70 周年誌」89 p. からの要約。

に皆伐・人工造林へと全面的に移行し終わったのである。

- ⑤ 昭和40年の施業仕組表では、指定伐採量(5年間)を1,521千 m^3 (年間304千 m^3)とし、指定人工造林面積(5年間)を14,466ha(年間2,893ha)としており、臨時植伐計画(昭和36年施業仕組表)と比較して伐採量は下回っているものの、造林面積では約1.5倍の指定量となっている。

3) 林業生産活動の動向

(1) 木材伐採の推移

戦後第3期の立木伐採量の年度別推移をみてみよう(付表-13-2参照)。この期の立木伐採量は、昭和40年度の329千 m^3 から46年度には231千 m^3 へと減少するが、この期全体としては1,920千 m^3 、年平均274千 m^3 の伐採実績を示し、前項の指定伐採量と比較すると約84%の水準となる。この期の立木伐採量の傾向的減少の理由としては、いくつかの要因を挙げることができる。すなわち、①昭和32年から41年までの10年間の年30万 m^3 を超える立木伐採量(10年間で約331万 m^3)は、県有林の天然林資源を急速に枯渇せしめ、資源的制約に早くも立ち至ったこと。②伐採箇所が奥地天然林へと進み、林道基盤の未整備ともあいまって不採算林分が生じ始めたこと。なお、昭和40年代後半以降のわが国の外材体制への移行は、この不採算林分の増加に拍車をかけるものであった。③伐採箇所の奥地天然林へ進出は、当時の自然保護世論の高まりとあつれきを生じ、次第に奥地天然林の伐採を困難にしていたこと。なおこの点と関連して、昭和42年に初めて知事に当選した田辺氏が、その政策理念として「グリーンプラン」を掲げたことも奥地天然林の伐採を抑制した。

また、この期の立木伐採量の立木・資材別構成をみると、年度による若干のばらつきがあるものの、全体として立木82%、資材18%であり、概ね立木、資材ともに同じ程度で減少したことになる。

さらに、この期の「管理条例」第43条による「保護団体」への林産物払下量は、全期間76,262 m^3 、年平均10,895 m^3 で、ほとんどその制度的な存在意義がなくなりつつあることを示している。

(2) 直営製品生産事業の推移

戦後第3期の製品生産事業量の年度別推移をみてみよう(付表-14参照)。素材生産量は、前期の昭和30年代末から昭和40年代当初にかけて年間5万 m^3 前後に達し、素材生産の戦後のピーク期を迎えた。しかし、それ以降は減少傾向をたどりこの期の後半には3万 m^3 台となり、全体で291千 m^3 、年平均42千 m^3 となった。この素材生産量の減少の要因は、前述の立木伐採量の傾向的減少の要因と同じである。また、この期には製品生産事業として素材以外に珪石と庭石の生産が実行されている。この内珪石は、昭和28年度から生産が開始され、前期の昭和37年度に生産量のピークを迎えていたが、この期もピーク時の約半分の水準で生産が継続されていた。庭石生産は、高度成長にともなう築庭ブームにのって昭和39年度から開始され、この期の後半から昭和47年度にかけて2千 m^3 弱の生産が実施されたが、自然保護問題と築庭ブームの後退によって昭和48年度をもって打ち切られた。

なお、3節の3)項でも述べたように、山梨県有林の製品生産事業は、個人業者との請負契約で生産を実行し、製品販売のみを県有林職員が実行する仕組となっている。昭和47年度の製品生産事業の請負業者は10名、この個人請負業者に雇用されている労働者は116人であり、労働者

の作業別人数は、伐木造材 40 人、集運材 56 人、はい積 6 人、そのほか 14 人であった⁶⁶⁾。

(3) 林業生産基盤の整備

まず、林業生産基盤の整備のうち人工造林の動向からみてみよう(付表-15 参照)。先に述べたようにこの期の県有林経営の基調は、前期のそれを踏襲した皆伐・人工造林であったので、この期の造林事業は戦後のピークとなった。

特別会計による造林面積は、昭和 43 年度に戦後の最高水準に達し、以後減少するが、7 カ年間に 14.6 千 ha、年平均 2,090 ha にも達し、前期の年平均実績の約 25% 増の水準となった。しかし、この特別会計による造林事業は、造林事業の前提である天然林伐採の動向と裏腹の関係にあり、この期の後半から天然林伐採が抑制され始めたことによって、減少傾向を示し始めるが、前期および今期における急速な造林面積の拡大は、既人工林の保育事業を急激に増加せしめ、保育を含めた造林事業費の増加へと結果し、次期の造林事業費の融資依存への道を用意するものであった。

一方、この期の一般会計による造林事業は再び増加傾向を示し始めた。これは、昭和 39 年の「保安林整備臨時措置法」の延長改正、40 年度を初年度とする「治山事業第 2 次 5 カ年計画」の樹立を契機に、保安林改良事業の事業量が全国的にも全県的にも著増した上、山梨県内実施分のうち県有林内実施分が前期の 10% 未満から 50% 以上に上昇したことに、その要因がある。この結果、この期の保安林改良事業量は、7 カ年間に 1,911 ha、年平均 273 ha となり、県有林全体の造林面積の 12% を占めるものとなった。

ここでこの期の造林事業の特徴を要約すると、①特別会計による造林事業は、全体として前期よりさらに進展し戦後段階の最高水準で推移したが、天然林資源の枯渇による拡大造林対象地の減少、既造林地の保育問題を顕在化しつつ進行したこと、②一般会計負担の保安林改良事業は、この期から増加し始めたが、それは特別会計造林に多くの問題が生じる中で、これを補完する役割を果たすものとして推進されたこと、③この期の県有林の造林実績は、山梨県全体に占めるシェアが 43% にも高まったことに示されるように、昭和 40 年代以降の県内民有林の造林事業が停滞する中で、昭和 36 年開始の森林開発公団造林、昭和 40 年発足の県林業公社造林とともに、県有林の造林事業は山梨県における公的機関による拡大造林推進の有力な一翼を担うものでもあったこと、などである。

次に、付表-16 でこの期の林道事業の概略をみておこう。この期の車道開設は延べ 196 路線、延長 173,974 m で、年平均 28 路線延長 24,853 m であり、前期と比較して年平均延長が 16% 増となった。

さて、前期末に完成した野呂川林道は、この期の昭和 42 年に山梨県芦安村と長野県長谷村とを結ぶ延長 57 km の特定森林地域開発林道(通称南アスーパー林道)の一部に組入れられ、森林開発公団によって既設林道の改良工事と未開通部分の開設工事が開始された。なお、この南アスーパー林道は、完成後山梨県内部分は、県営林道とし県有林特別会計がその維持管理に当たることとされた⁶⁷⁾。

注 66) 山梨県林務部「県有林事業のあらまし」昭和 47 年、53 p.

注 67) 山梨県「70 周年誌」137 p.

4) 県有林特別会計収支の構造

(1) 特別会計歳入の特徴

戦後第3期の特別会計歳入の推移をみてみよう(付表-17参照)。県有林特別会計の歳入は、これまで財産収入、国・県補助金、県債、繰越金、その他の項目に大別されてきたが、この期から新たに県一般会計からの繰入金が登場する。そして、この繰入金を受け入れざるをえない事態の推移が、次期以降の県有林会計の県債依存への一つの要因となり、その方向への模索が開始されることになる。以下この期の歳入総額と項目別の特徴をいくつか指摘しておこう。

- ① この期の歳入総額は、昭和40年度の19億円から46年度には25億円へと1.3倍に増加しているが、この増加は林道・造林事業の進展による国・県補助金の増加傾向と後半から登場した繰入金存在に大きく依存したものであり、県有林経営の本来の歳入項目である財産収入は全体として停滞気味であり、この期の歳入の大きな特徴となっている。
- ② 財産収入は、この期12~14億円台で停滞気味に推移した。そして、財産収入がこの期の歳入総額に占める比率も前半の66~69%から、後半には60%前後へと低下傾向を示している。しかし、依然としてこの期の歳入がこの財産収入によって基本的に規定されていたことには変わりはない。財産収入は、県有林の立木処分、素材を中心とした製品売払等の木材売払、財産(県有林)の貸付、財産の売払等のその他に細分されるが、この内の木材売払の推移を概観しておこう。この期の木材売払は、昭和42年度ピークに達し、それ以降減少傾向を辿り、昭和45年度以降は歳入構成比率も50%を割る水準へと低下した。つまり、先に財産収入がこの期停滞気味に推移したと述べたが、このようにそれは専ら木材売払の動向に負っていたわけである。なお、昭和46年度の財産貸付の急増は、北富士演習場からの県有林の貸付料・使用料の増加に負うところが大部分である⁶⁸⁾。
- ③ 国・県補助金は、昭和40年度の350百万円から46年度の756百万円へと2倍強へと最も増加した項目であり、歳入総額に占める構成も18%から30%へと上昇した。この国・県補助金の著増は、昭和40年度以降わが国の財政が国債依存による規模拡大、景気浮揚策を採用しはじめたため、県有林内において公共事業の一環である林道・造林事業が積極的に推進されたことを反映している。

さて、国・県補助金は、造林補助金、林道補助金、林道災害復旧などのその他補助金に細別されるが、この期も林道補助金の比重が高く、国・県補助金の70~78%を占めている。また、造林補助金は、この期の新植面積の動向を反映し、その前半において急増したものの、後半は停滞気味となり、国・県補助金に占める比率も、前期末の20%を超える水準から低下して、この期全体として20%を割る水準となった。

- ④ この期の昭和43年度以降に登場した繰入金は、この年度以降急増する造林・林道事業費の不足分を賄うために、県一般会計から直接的な援助を受け始めたことを意味している。両事業費の急増は、造林事業費については昭和43年度に新植面積のピークを迎え、それ以降減少傾向をたどるものの、既造林地の保育事業費が急増する構造となったことによるものであり、林道事業費については、景気浮揚対策の一環に組み込まれた林道事業費が増加する中で、その補助残も急増することとなったためである。そして、造林事業についても、林道事

注68) 北富士演習場への県有林の貸付・土地使用による貸付料・使用料は、昭和40~43年度は5~8千万円であったが、44~46年度には、それぞれ1.6億円、2.2億円、2.5億円へと急増した。但し、県有林特別会計へは、年度を異にして歳入されている。

業についても(林道災害復旧事業を除く)、県債を発行することが制度的に認められていないこの段階では、両事業を遂行するためには、県有林特別会計にとって県一般会計からの繰入金が必要としていたことになる。なお、県一般会計から特別会計への繰入金の実現した理由として、以下の2点を指摘できる。その1は、当時の県当局が、この繰入金の支出はこれまでの県有林特別会計から県一般会計への繰入金の見返りであり、急場しのぎ策としては当然視していたことである。その2は、昭和42年の選挙で当選した田辺知事が政策理念として「グリーンプラン」を掲げており、特に、造林事業に一定の政策的力点を置いていたことである。

- ⑤ この期の繰越金は、その前半においては歳入総額の10%前後を占めており、この間は特別会計収支に若干の剰余があったことがわかる。しかし、その後半においては、繰入金が必要となる事態となったことを反映して、繰越金は事実上0となっている。

(2) 特別会計歳出の特徴

戦後第3期の特別会計歳出の推移をみてみよう(付表-18参照)。県有林特別会計の歳出は、総務費、事業費、公債費、交付金、繰出金の項目に大別されるが、以下歳出総額および項目別にこの期の特徴をいくつか指摘しておこう。

- ① 歳出総額は、昭和40年度の17.6億円から46年度には25.2億円へと1.4倍に増加した。この推移は、歳出の大半を占める事業費の伸び率に連動したものであった。
- ② 総務費は、県有林特別会計職員の人件費を中心とした歳出項目であり、この期に1.8倍に増加し、その伸び率は歳出総額を上回っているが、その歳出に占める比率は15%前後でそれほど高いものではない。
- ③ 事業費は、この期間中に歳出総額の伸び率よりわずかに高い1.5倍に増加した。また、歳出総額に占める構成比は全体として70%前後で推移した。

さて、事業費は造林費、林道費、直営生産費、林道災害費および病害虫防除費などを含むその他に細別できるが、その中心を占めるものは林道費であり、ついで造林費、直営生産費などである。この内林道費は、前述のように林道事業がわが国の景気浮揚策の一環に組み込まれたことによって、事業費の中で唯一2倍近い伸び率を示し、事業費総額の40%~50%を占めるものとなっている。なお、この林道事業費から林道補助金を差し引いた補助残額を計算してみると、以下のとおりである。昭和40年度から順に、2.3、2.4、2.1、2.5、2.5、2.9、3.7億円と、県有林特別会計の直接負担分が急速に増加しており、林道事業費の増加が歳入に繰入金が登場した一つの要因となったことがわかる。また、造林事業費は、前述のとおり新植事業費は停滞したものの、保育事業費の増大によって⁶⁹⁾、この期に1.5倍の伸び率を示し、事業費総額に占める比率も依然として29~35%を占めるものとなっている。なおまた、林道事業費と同様に、造林事業費の補助残額を計算してみると、昭和40年度から順に、2.9、3.0、3.3、3.9、4.0、4.1、4.2億円と増加し、絶対額では林道事業費の補助残額を上回るものであり、繰入金が必要となった要因を裏付けることができる。次に、直営生産事業費はこの期ほとんど同額で推移し、事業費に占める比率も当初の20%から徐々に低下し、後半には15%前後となった。この直営生産事業費の比重低下は、直営生産事業量、特に素材生産量の傾向的減

注 69) 造林事業費に占める新植事業費と保育事業費の比は、前期の61:39からこの期には55:45へと変化した。前掲「山梨県営林の戦後の造林展開」14 p.

少がその大きな要因である。

- ④ この期の交付金は、約3億円前後で大きな変動がない。しかし、交付金の構成要素である「保護団体」への伐採交付金、「保護団体」を中心とする部分林の分収交付金、北富士演習場交付金、その他の細目別の推移を付表-21 でみるとそれぞれに特徴が見い出せる。まず、伐採交付金は昭和40年度の136百万円から、昭和43年度には148百万円へと増加しピークに達するがそれ以降減少傾向をたどり、昭和46年度には110百万円へと減少する。これは、この期の木材伐採量の傾向的な減少と木材売払代金の減少に対応したものである。また、分収交付金は年度によって大きなばらつきがあるが、昭和42年度の188百万円をピークにそれ以降は全体的に減少傾向となっている。これは「保護団体」などの部分林伐採意向に直接依存した推移であるとともに、この期後半以降の木材価格の低迷も影響していると思われる⁷⁰⁾。さらに、演習場交付金等は、分収交付金より大きくばらついた推移となっているが、これは政府と山梨県とのその年度ごとの交渉結果に左右された推移となっているためである。
- ⑤ 繰り返すこととなるが、繰出金は県有林特別会計の収支に剰余が生じた場合、それを県一般会計へ繰り出すことを原則としている。この期の繰出金は、唯一昭和40年度に50百万円の実績があるのみである。前期の末に中断していた繰出金がこの年度だけ実施された理由はあまり明確に示えないが、この年度の前後の数期間は、歳入・歳出総額のほぼ10%程度の繰越金が存在したことを考えると、この程度の繰出金はそれほど大きな政策的な変更ではなく、繰越金との微調整であったと思われる。そして、この年度を最後に繰出金は、歳出項目から消えることとなる。

5. 戦後第4期・経営縮小期の経営展開

1) はじめに

本節の分析対象期間は、昭和47年度から60年度までであり、わが国経済の高度成長が終わり、その後の長期間に渡る低成長期に当たる。この低成長段階への契機となったものは、昭和46年のニクソンショック、昭和48年の石油ショックであり、この2つのショックによってわが国の戦後の高度成長を支えてきた経済構造が崩壊した。この低成長期のわが国政府の経済政策運営は、インフレ防止のための総需要抑制策、不況対策のための財政の赤字国債への過度の依存、財政再建のための第2次臨調の発足、予算のゼロシーリングからマイナスシーリングへなど、めまぐるしく展開し、不安定のまま推移した。

この期の山梨県有林経営は、戦後展開の様々な問題が一挙に顕在化し、その林業経営が全面的に縮小・停滞傾向をたどることとなるが、この期の展開の特徴点を最初に指摘しておこう。

第1に、この期の県有林の経営基調は、昭和47年度策定の「県有林野の新たな土地利用区分」によって、それまでの天然林の全面的な皆伐・拡大造林＝人工林経営の確立を中止し、人工林化を一部の県有林に限定した。このため、これまで天然林伐採を中心としてきた木材伐採量は、急速に減少傾向を示し始める。また同時に人工造林も激減傾向をたどることとなる。

第2に、この期から県有林特別会計は、造林債・林道債の導入によって、借入金依存体制へと変化する。

注70) ちなみに、この期の部分林1m³当たりの立木価格は、昭和40年度の5.3千円から上昇し、44年度の8.7千円をピークとし、それ以降低下し、46年度には6.7千円となっている（山梨県林務部「県有林事業のあらまし」昭和47年、27p.）

第3に、昭和47年度に県有林の「土地利用条例」が制定され、県有林野の林業経営以外への林地転用が制度化されるが、その具体化がこの期の末から開始される。

2) 「県有林野の新たな土地利用区分」の策定と経営計画の一斉編成

(1) 「県有林野の新たな土地利用区分」の策定

戦後山梨県有林の経営展開にとってもっとも大きな画期となったものは、昭和32年に樹立された臨時植伐計画であったが、その計画樹立から15年後に再び大きな画期を山梨県有林は迎えることとなった。その契機となったものは、「県有林野の新たな土地利用区分」の策定である。最初にこの策定経緯をみておこう。

「県有林の経営については、従来から県土保全、水資源のかん養、木材生産の増大を図るよう努めてきたが、戦後の著しい経済成長と都市化の進展により、森林に対して自然環境の保全、保健休養の場の提供等の公益的機能の発揮に対する国民的要請が、昭和40年代中頃から高まってきた。そこで、林務部は、昭和46年2月以来、これらの社会的要請に対処し、合理的な森林経営を指向するため、県有林野の『土地利用区分』を明確にし経営の合理化を図るべく検討を重ねてきたが、(略)さらに現地の実態を把握する中から検討を加え、昭和48年1月に『県有林野の新たな土地利用区分』を全庁的な審議を得て策定した。』⁷¹⁾

このように従来の県有林においては明確な土地利用区分に関する表明はなかった。しかし、施業案・経営計画編成時にいちおう土地利用の区分がされてきた。つまり、県有林野を要存置と不要存置に分け、後者を売却などの対象とし、前者を施業案の編成対象とするとともに、さらにその編成対象林野を林地と除地に地種区分し、そのうえで一定の基準に基づいて林地を区分し、それぞれに作業級、あるいは作業団といった森林施業の一定の枠組を設定してきた。このように県有林の土地利用区分がなされていたにもかかわらず、昭和47年度において「新たな」と銘打つ土地利用区分の策定・表明をしたことには、それなりに大きな要因が働いたためである。この要因について「70周年誌」の筆者はその経緯の中で明確に述べていないが、「戦後の著しい経済成長と都市化の進展により、森林に対して自然環境の保全、保健休養の場の提供等の公益的機能の発揮に対する国民的要請が、昭和40年代中頃から高まってきた」と述べる中で程度触れていると思われる。その1つは、県有林の施業、具体的には天然林の大面積皆伐・拡大造林に対する世論の批判が高まり、林業経営を対象とする林野の縮小と公益的機能発揮を優先する林野の拡大などの姿勢表明を迫られたこと、2つは、それまで県有林の土地利用の中で明確でなかった保健休養林、具体的には森林レク、観光開発用地の積極的な設定を図る必要があったこと、である。それでは次に、この土地利用区分の基本的な考え方と内容をみておこう。

「基本的な考え方

- (ア) 森林のもつ公益的、経済的の両機能を調和し、社会要請に応える。
- (イ) 将来の人工林の生産目標を、年間25万m³とする。
- (ウ) 林地保全、風致保存及び保健休養を要する森林については、公益的機能の発揚を優先し、木材生産機能は第2義的に考える。
- (エ) 学術参考林及び貴重な植生の保護を図る。

土地利用区分の内容

林業経営地帯 (55,917 ha)—林業経営を目的とし、積極的に施業を行う。

林地保全地帯 (34,255 ha)—県土の保全を目的として施業し、原則として収穫は見合せる。

風致保存地帯 (34,816 ha)―風致景観上保存を目的として施業し、原則として収穫は見合せ
る。

開発対象地帯 (4,008 ha)―林地の高度利用を図る。

部分林 (11,711 ha)―設定契約に基づき施業する。

その他 (15,149 ha)―(貸地、除地)⁷¹⁾

以上の基本的な考え方と内容から次のようなことが指摘できる。

- ① 森林のもつ公益的、経済的の両機能の調和は、同一の林地では基本的には図れるわけでないことの確認である。それは、公益的機能の発揮を優先すべき森林では、木材生産を第2義的に考えるとしていることから明白である。
- ② 将来の人工林の生産目標を、年間 25 万 m³ としていることは、人工林の目標面積の大幅縮小、拡大造林対象地を減少させることの表明であり、逆にいえば、天然林の温存である。
- ③ ①、②をうけて人工林作業団を中心とする林業経営地帯面積は、昭和 46 年度末の用材林など作業種面積 85 千 ha から、56 千 ha へと約 2/3 に縮小された。一方、天然林を中心とする作業団外の林地保全地帯・風致保存地帯面積は、35.5 千 ha から 69.1 千 ha へと約 2 倍に拡大された。
- ④ 林地の高度利用、すなわち林地開発による県有林の森林レク・観光・スポーツ用地への転用対象地である「開発対象地帯」4 千 ha が新たな設定され、同年度制定の「山梨県恩賜県有財産土地利用条例」の対象林野として林業経営から除外された⁷²⁾。

(2) 経営計画の一斉編成とその特徴

以上のような「県有林野の新たな土地利用区分」の明確化によって、県有林の森林施業に対する県民の批判と要望にある程度応えることはできたが、県有林における林業経営はこの後急速に縮小傾向をたどることになる。その詳細は次項で述べることとし、「土地利用区分」策定後の県有林経営計画の制度的変更とその特徴をみておこう。

「土地利用区分」策定を契機に、これまでの 5 経営計画区ごとの階段編成から、昭和 50 年度に県有林全体を 1 経営計画区とする経営計画の一斉編成を実施し、昭和 51 年度を始期とする 5 年ごとに編成する 10 カ年間の一斉経営計画制度が発足した。この制度改編の理由は、以下のとおりである⁷³⁾。

- ① 県有林の 5 経営計画区は、当初独立して経営するのに適正な区域として設定されたが、現実の経営計画は独立採算が図られる状態になっていないこと。
- ② 県有林は地形・気候などの自然的立地条件、社会的・経済的条件も地域によって顕著な差異がなく、従って森林の取扱いにも地域差がないこと。
- ③ 5 年間にわたる階段編成では、経営全体の長期計画や基本方針を早期に徹底する上で困難であること。また、県有林全体の統計数値も収集できないこと。
- ④ 電算機の導入によって数値集計業務が簡便となり、地域森林計画との整合性も簡単に図れること。

このようにして一斉編成された第 1 次経営計画の施業仕組の内容と土地利用区分との関連を

注 71) 山梨県「70 周年誌」92 p.

注 72) 山梨県「70 周年誌」92 p. には、「開発対象地帯」が「保健休養地帯」と書かれているが、昭和 47 年度の策定段階では、「開発対象地帯」とされており、その後「保健休養地帯」と改められた。

みておこう⁷³⁾。

- ① 県有林面積は156.2千haであり、この内林地136.0千ha、除地20.2千haに地種区分されている。また、林地の内、普通林地が17,125ha(13%)、制限林地が118,850ha(87%)と区分されているが、そのほとんどが制限林地である。
- ② 普通林地の内、作業団内面積は10,463haであり、この作業団別面積は、皆伐用材林(作業種は皆伐・人工更新、以下同)10,144ha、皆伐薪炭・しいたけ林(皆伐・萌芽更新)319haである。また、作業団に準ずる単位の面積は、6,662haであり、部分林(設定契約による)4,618haとそのほか(作業種なし)2,044haに分けられている。
- ③ 制限林地の内、作業団内面積は56,928haであり、この作業団別面積は、区分皆伐用材林(区分皆伐・人工更新)56,550ha、区分皆伐薪炭(しいたけ)林(区分皆伐・萌芽更新)378haである、また、作業団に準ずる単位の面積は、61,922haであり、部分林(設定契約による)6,745haとそのほか(作業種なし)55,177haに分けられている。
- ④ 以上の②、③を総計してみると、作業団内面積(その大部分は用材林作業団66,694ha)は67,391ha、作業団に準ずる単位の部分林面積は11,363ha、同そのほか面積は57,221haとなる。この施業仕組と先の土地利用区分で林業経営地帯の面積を56千haとしたこととの間には若干の相違があるが、用材林作業団の内15%程度(11千ha)を保護樹帯として残地し、その部分を林地保全地帯に組み込むことで処理された。したがって、この組み込みと作業団に準ずる単位とその他(作業種なし)面積57,221haでもって、土地利用区分の林地保全・風致保存・保健休養地帯の面積が確保されることとなる⁷⁴⁾。

このように、昭和50年度に第1次の一斉編成がなされたが、この期には昭和55年度及び60年度に第2、3次の一斉編成がなされている。これらの第2、3次経営計画の基本は第1次計画と同様であるが、以下計画ごとに若干の特徴をみておこう。

第1次計画は、昭和51年度を始期とする10カ年計画であるが、その特徴は、土地利用区分の考え方を全面的に組み入れたために、付表-22に示すように、それまでの経営計画の統合値と比較して、年標準伐採量を35%減の132千m³とするとともに、年標準更新面積も33%減の1,259haとしていることである。

第2次計画は、昭和56年度を始期とする10カ年計画であるが、その特徴の第1は、皆伐特殊用材林作業団を新たに設け、スギ、ヒノキの中径無節材生産を目的とする優良材生産林地、カラマツの大径材生産を目的とする長伐期大径材生産林地、大径広葉樹材生産を目的とする有用広葉樹林地2,524haを設定したことである。その第2は、第1次計画と比較して、年標準伐採量を16%減の111千m³、年標準更新面積を20%減の1,001haとしたことである⁷⁵⁾。

第3次計画は、昭和61年度を始期とする10カ年計画であるが、その特徴の第1は、林地の生産力が高く、高蓄積を有する林分で地形、地質などから皆伐には適さない林分について、択伐施業を導入し林地の保全と森林資源の有効利用を図ることを目的に、択伐用材林作業団4,659haを新たに設定したことである(なお、その択伐作業の実施は、当該森林の資源充実がなされる数十年後とされている)。その第2は、第2次計画で設定した皆伐特殊用材林作業団を拡大し、

注73) 山梨県「70周年誌」p.93-95.

注74) 山梨県林務部「山梨県有林第1次経営計画書」参照.

注75) 山梨県林務部「山梨県有林第2次経営計画書」参照.

4,124 ha としたこと。その第3は、第2次計画と比較して、年標準伐採量をさらに大幅に縮減して58千 m^3 (48%減) とするとともに、年標準更新面積も45%減の545 ha としたことである⁷⁶⁾。

3) 林業生産活動の動向

(1) 木材伐採の推移

戦後第4期の立木伐採量の年度別推移をみてみよう(付表-13-2参照)。この期の立木伐採量は、昭和47年度策定の「土地利用区分」およびそれを具体化した第1, 2次一斉経営計画の編成によって、昭和47年度の214千 m^3 から60年度には75千 m^3 へと1/3の水準に激減するが、この間の推移を3つの時期に分けてやや詳しくみておこう。

まず、昭和47~50年度の時期は、「土地利用区分」の策定から第1次一斉経営計画編成の時期に当たり、昭和47年度の214千 m^3 から50年度の128千 m^3 へと急速に減少するものの、年平均169千 m^3 の伐採実績を保持していた。また、立木伐採量に占める製品資材の比率も15%前後を維持していた。

次に、昭和51~55年度までの時期は、県有林第1次一斉経営計画の前期計画期間に当たるが、この5年間の木材伐採量は、588千 m^3 、年平均118 m^3 と前の時期の30%減の水準となる。なお、この年平均伐採量は、第1次計画の年標準伐採量132千 m^3 の10%減であった。また、製品資材の比率も前の時期の15%から8%へと低下した。

次にまた、昭和56~60年度までの時期は、県有林第2次一斉経営計画の前期計画期間に当たるが、この5年間の木材伐採量は、424千 m^3 、年平均85 m^3 と前の時期のさらに30%減の水準となる。なお、この年平均伐採量は、第2次計画の年標準伐採量111千 m^3 の25%減であった。また、昭和59年度をもって直営生産事業は基本的に打ち切りとなり(経過措置として、漸伐実験事業を一般会計の試験研究事業として数年間実施の予定)、直営資材伐採量は4年間で34千 m^3 、年平均8.5千 m^3 であった。

以上のような推移をたどったこの期の木材伐採から以下のようなことがいえよう。①この期の立木伐採量の激減傾向は、戦後経営展開の第2, 3期の木材伐採が県有林の天然林資源を急速に枯渇せしめ、もはやこの期には伐採可能な天然林資源が存在しない事態に立ち至ったことを示している。②この事態は、第3次一斉経営計画の年標準伐採量を58千 m^3 としていることから明かである。③なお、このような事態は天然林資源の枯渇に加えて人工林資源が未だ成熟していないことが拍車をかけている。つまり、戦前期においても、戦後の第1期においても人工林投資がほとんどなされず、それが進展し始めたのは第2期以降であり、県有林の人工林ははまだ主伐期に達していないのである。

(2) 直営製品生産事業の推移及びその廃止

前述のようにこの期の昭和59年度をもって、大正11年開始の県有林直営製品生産事業は事実上打ち切りとなったが、戦後第4期の製品生産事業量の推移をみておこう(付表-14参照)。素材生産量は、昭和50年度までは年平均2万 m^3 の生産実績であったが、それ以降は1万 m^3 を割る水準で推移した。このような素材の製品生産の減少と打ち切りの要因は、前項木材伐採の推移で述べたように、もはや製品生産事業を遂行しうる現場(天然林箇所)が存在しなくなったことにあ

注76) 山梨県林務部「山梨県有林第3次経営計画書」参照。

る。また、製品生産事業は、個人業者との請負契約で生産を実行し、製品販売のみを県有林職員が実行する仕組となっていたが、これらの業者は昭和 59 年度に 4 業者存在していたが、製品生産事業の打ち切り後は、森林組合への傘下をふくめて民間業者の下請けへと転化した。なお、これらの業者は、県有林製品生産事業の減少傾向が急速に始まった昭和 50 年代以降、山梨県内に発生したマツクイムシ被害木の伐採事業に従事しており、県有林の製品生産事業の打ち切りにはほとんど抵抗がなかった。

(3) 林業生産基盤の整備

まず、林業生産基盤の整備のうち人工造林の動向からみてみよう(付表-15 参照)。先に述べたようにこの期の県有林経営の基調は、昭和 47 年度策定の「土地利用区分」によって、それまでの皆伐・拡大造林は大きな制約を受けることとなった。つまり、県有林のなかで人工林化を進めるべき「林業経営地帯」は以前の 3 分の 2 の面積に縮小されるとともに、それ以外の「地帯」では皆伐・拡大造林はほとんど不可能になった。この結果、特別会計による造林面積は激減し始めた。すなわち、前期の年平均実績約 2 千 ha から、昭和 40 年代後半は同約 1.3 千 ha、50 年代前半は同 0.7 千 ha、50 年代後半は同 0.4 千 ha へと、まさに地滑りの減少傾向となり、結局 14 カ年間に 9.8 千 ha、年平均 0.7 千 ha に過ぎなかった。なお、次項でみるように、この期から特別会計の造林事業に農林漁業金融公庫の造林融資が県債として導入され始め、造林事業の保育はこの融資資金によって賄われることとなった。

一方、この期の一般会計による造林事業(治山事業の一環としての保安林改良事業)は、特に昭和 50 年代以降停滞したまま推移した。これは、昭和 50 年代初頭の総需要抑制政策、50 年代後半の「財政再建」政策のもとで、治山事業などの公共事業が抑制されたことにその主要な要因がある。しかしながら、この一般会計による造林事業は、14 年間に 2.6 千 ha、年平均 0.18 千 ha の実績を示し、前期実績の 2/3 の水準になったとはいえ、この期の特別会計による造林事業が大幅に減少するなかで、県有林全体の栽植実績の 21% を占め、県有林全体の造林事業の縮小を支える役割を果たすものでもあった。

ここでこの期の造林事業の特徴を要約すると、①特別会計による造林事業はこの期に大幅な減少傾向に転じた。この傾向は、「土地利用区分」策定の内実である亜高山地帯天然林の伐採凍結による木材伐採収入の減少、この期から導入され始めた公庫融資依存の継続などからみて、昭和 60 年代以降も相当長い期間引き続くものと見込まれる。②一般会計負担の保安林改良事業も再び停滞傾向を示した。しかし、この造林事業は特別会計の造林事業を補完する役割を果たすものとして、例えば、亜高山地帯における複層林施業の確立など、その意義はますます重要なものとなる。③山梨県全体の造林実績に占める県有林のシェアは、前期とほぼ同じ 37% を維持していたことにみられるように、これまでのところは第 3 期と同様の役割を果たしていたといえよう。しかしながら、今後は引き続き造林事業の減少によって、県有林が山梨県の造林を主導していく役割は徐々になくなっていくものと思われる。

次に、付表-16 でこの期の林道事業の概略をみておこう。この期の車道開設は延べ 411 路線、延長 260,133 m で、年平均 29 路線延長 18,581 m であり、前期と比較して年平均延長が 25% 減となった。これは一般会計による造林事業の停滞と同様、この期のわが国の公共事業抑制政策によるものであり、特に、昭和 49 年度以降 50 年代前半の停滞に著しいものがある。また、次項でみるようにこの期の昭和 48 年度に林道事業に一般公共債が認可され、一時中断の後昭和 51 年

度から恒常化されるようになり、林道事業もこの公共債依存体制がこの期から始まった。

なお、前期に着工された山梨県芦安村と長野県長谷村とを結ぶ延長 57 km の南アルプス特定森林地域開発林道（通称南アスーパー林道）は、この期の昭和 54 年度に完成し、山梨県内部分が翌年県に移管された。この林道の地元負担金と受益者負担金など 1,798 百万円は、県有林特別会計が負担することとなり、昭和 53 年度より支払いが始まり、昭和 75 年度までに終わることとなっている⁷⁷⁾。この南アスーパー林道（野呂川林道を含む）の開設によって提起された、奥地森林資源開発、自然保護、開設経費負担など総じて山梨県有林の経営展開上の位置付けと問題点の解明は、今後の課題である。

4) 県有林特別会計収支の構造

(1) 特別会計歳入の特徴

戦後第 4 期の特別会計歳入の年度別推移をみてみよう（付表-17 参照）。県有林特別会計の歳入は、財産収入、国・県補助金、繰入金、県債、その他、繰越金の項目に大別される。以下この期の歳入総額と項目別の特徴をいくつか指摘しておこう。

① この期の歳入総額は、昭和 47 年度の 32 億円から 60 年度には 93 億円へと実に 3 倍弱に膨張、増加しているが、この増加は各歳入項目が多様な変動を示す中でもたらされたものであり、その要因をどの項目と特定することはできない。以下各項目の変動を分析する中でその要因を探っていくこととする。

② 財産収入は、昭和 47 年度の 17 億円から昭和 60 年度には 51 億円へと、全体的にみると歳入総額を上回る 3 倍の増加を示したが、昭和 57 年度までをみると、財産収入の伸びはむしろ停滞気味で昭和 47 年度と比較して 1.5 倍程度の増加に過ぎず、昭和 58 年度以降の伸びが著しい。このため財産収入がこの期の歳入総額に占める比率は、昭和 49 年度以降 50% を割り、昭和 57 年度には 34% まで低下し、翌年以降 40~50% 台へと回復したに過ぎない。つまりこの期に入って、これまでの歳入の基本的項目であった財産収入は、昭和 57 年度には歳入総額の 1/3 までその比重を低下させ、この期全体として 40% 程度の比重となった。

さて、財産収入は、県有林の立木処分と素材を中心とした製品売払などの木材売払、財産（県有林野）の貸付、財産の売払などその他に細分されるが、この内の木材売払の推移をみておこう。この期の木材売払は、昭和 47、48 年の木材価格の高騰によって、昭和 40 年代の後半に若干の増加傾向を示したものの、それ以降は木材伐採量の傾向的な減少と価格低迷によって激減した。つまり、昭和 40 年代後半の 11 億円前後から昭和 60 年度には 5.4 億円へと半減した。このため、財産収入に占める木材売払の比率も昭和 40 年代後半の 60~70% から昭和 60 年度には 11% に低下し、また、歳入総額に占める比率も 30% からわずかに 6% となり、歳入全体にとっても、財産収入にとっても、木材収入はとるに足らないものとなったといってもよい位置に転落した。一方、財産貸付収入は、北富士演習場および一般県有林野の貸付料・使用料を、この期から 3 年ごとに値上げを実施することを制度化したため傾向的に増加し、昭和 47 年度の 6.4 億円から昭和 59 年度には 19.7 億円へと 3 倍となり、さらに、昭和 60 年度には「清里の森」事業による別荘敷地、県企業局へのゴルフ場敷地及び民間観光会社へのスケート場敷地などの貸付料収入も加わり、37.3 億円となった。このような財産貸

注 77) 山梨県「70 周年誌」p. 138-139.

付収入の増加は、財産収入および歳入総額に占める比重を急速に上昇させた。すなわち、財産収入に対する比率は、昭和40年代後半の30%台から50年代の50~60%台に、さらに昭和60年度には73%まで高め、歳入全体に対しては、昭和40年代後半の10%台から50年代の20%台に、さらに昭和60年度には40%まで高めることによって、歳入の最大項目となった。なお、財産収入その他の昭和58年度以降の急増は、県有林野の売払いによるものであるが、これは昭和58、59年度に東富士道路用地約18haを日本道路公団へ売却したことによるものである。なお、後述するように東富士道路用地売却代金が基金として積立られている。

- ③ 国・県補助金は、これまで造林補助金、林道補助金、林道災害復旧補助金、その他補助金に細別していたが、この期の昭和55年度から公債補助金が新たに加わった。国・県補助金は、昭和47年度の1,049百万円から57年度の3,717百万円に増加し、60年度には2,459百万円となっており、また、歳入に占める比率も26~50%と大きく変動している。この変動は、国・県補助金のそれぞれの細目の変動によってもたらされたものであるので、以下細目別にその変動をみてみよう。

まず、造林補助金は、昭和47年度から公庫融資が開始された事情と昭和53年度以前と以後ではその補助制度のあり方が異なるので、前期までの推移と大きく異なっている。つまり、公庫融資が導入され、しかもそれが非補助融資を大部分としたため、この期の当初においては、前期の後半と比較して補助金額が少なく出発したこと。そして昭和53年度以前は一般造林事業補助金制度下にあったことである。このような事情の下で、造林補助金は昭和47年度の94百万円から51年度に181百万円まで増加しそれ以降停滞した。そして、昭和54年度以降は造林補助金制度の大幅変更がなされ、一般造林事業補助金制度に加えて、森林総合整備事業補助金制度が発足し、従来の新植事業のみならず保育事業も補助の対象とされることとなった。このため、山梨県内に配分される造林補助金額が増加し、県有林特別会計への支出も増加した。すなわち、昭和54年度は4.24億円と前年度より大幅に増加し、それ以降停滞するものの3億円台で推移した。なお、この造林補助金の国・県補助金に占める比率は、昭和54年度を除きほぼ10%台前半で推移した。

また、林道補助金は昭和47年度の8.36億円から40年代後半停滞し、50年代に入って漸増傾向を示し、昭和56年度の17.3億円でピークに達し、以後停滞する。この昭和50年代後半の停滞は、国の「財政再建」にともなうゼロシーリング、マイナスシーリングの影響が大きい。なお、国・県補助金に占める林道補助金の比重は、全体として大きいことには変わりはないが(約60%)、この期の後半においてその比重低下がみられる(70%台から50%台へ)。

次に、この期の後半に開始された公債補助金は、昭和48年度および昭和51年度以降継続された林道債の償還に対する、県一般会計からの補助金である。この細目は繰入金とほぼ同じ趣旨のものであるが、県一般会計に対する国の地方交付税の算定に林道債の償還が入っているため、歳出公債費の財源の一部に当てるために、国・県補助金の1細目となった事情がある。この公債補助金は、昭和55年度の2.46億円から60年度には5.10億円へと倍増し、国・県補助金の20%を占め、造林補助金を上回り、林道補助金に次ぐ細目となった。

なお、林道災害補助金の昭和57、58年度の急増は、昭和57年発生台風被害による復旧

事業費の膨張にその主要な要因がある。

- ④ 前期に登場した繰入金は、この期に入って4年間の実績があるのみである。これは昭和47年度から造林事業に公庫融資が、また昭和48年度および昭和51年度以降林道事業に公共債が認められるようになり、基本的に繰入金を必要としなくなったためである。なお前述のように、昭和55年度以降林道債の償還のために公債補助金が国・県補助金の新たな細目として登場したが、従来の意味からいえば、この公債補助金が繰入金に当たるものである。
- ⑤ この期の歳入の最大の特徴である県債について、その事業別県債の推移を付表-23に示した。本表で事業別県債の推移を簡単にみておこう。

まず、造林事業債であるが、従来農林漁業金融公庫の公有林造林融資は、市町村有林の造林事業にのみ認められていたものであるが、昭和40年代の中ごろから山梨県および北海道が中心となり、都道府県有林の造林事業にも適応するよう運動が行われ、昭和47年度から認められることとなったものである。造林債は、昭和47年度の2.75億円から53年度の7.50億円へ増加し、それ以降漸減傾向となり昭和60年度には4.30億円となった。昭和54年度以降の漸減傾向は、造林補助金の一定の増加と、昭和50年代後半以降の造林事業費の減少にその要因がある。なお、この期14年間の造林債合計は70.99億円であるが、この内補助残11.485億円、非補助59.505億円となっている。また、融資条件は当初から改善されて現在は、融資対象林齢…30年以下、金利…補助残5.2～6.5%、非補助3.5%、償還期限…30～50年、据置期間…20～30年となっている。

林道事業債は、以前は林道災害復旧事業にのみ認められていたが、昭和48年度および昭和51年度以降、林道開設事業にも公共債として認められるようになった。しかし、この林道債は年度ごとに公共債の枠が決められ、その枠に縛られた県債発行にならざるをえなく、林道債は年度により大きな変動があるが、この期全体として48.88億円となった。なお、林道災害債はこの期全体で3.69億円となっている。

次に、この期の後半から始まった林野開発事業債は、昭和58年度開始の別荘地分譲の「清里の森」事業の基盤造成事業費の財源として、公営企業金融公庫の観光・その他事業融資を導入したものであり、3年間に21.19億円の借入れとなっている。

以上のようにこの期の県債は、それ以前のほぼネグジブルな存在から、一転して歳入の有力な項目の一つとなり、その歳入総額に占める比率は、8%から最大27%にも達するものとなった。

(2) 特別会計歳出の特徴

戦後第4期の特別会計歳出の推移をみてみよう(付表-18参照)。県有林特別会計の歳出は、これまで総務費、事業費、公債費、交付金、繰出金の項目に大別されていたが、この期から繰出金がなくなり、この期の末期に積立金が新たな項目として登場する(付表では総務費の中に含めた)。以下歳出総額および項目別にこの期の特徴をいくつか指摘しておこう。

- ① 歳出総額は、昭和47年度の31.9億円から59年度の92.8億円まで増加し(対47年度2.9倍)、翌60年度には83.7億円となった(対47年度2.6倍)。この期のこのような歳出総額の膨張、増加は、歳出の大部分を占める事業費の増加に基本的に連動したものであった。
- ② 総務費は、県有林特別会計職員の人件費を中心とした歳出項目であり、この期に2.2倍に増加し、その伸び率は歳出総額を下回っており、その歳出に占める比率は15%前後であった。

③ 事業費は、昭和 47 年度の 22.04 億円から 59 年度の 49.98 億円まで増加し、翌 60 年度には 47.04 億円となり、この期間中に歳出総額の伸び率よりわずかに低い 2.1 倍に増加した。また、歳出総額に占める構成比は、この期の末期を除き 60% 台で推移した。

さて、事業費は造林費、林道費、直営生産費、林道災害費、その他に細別されるが、以下、主要な細目についてその推移をみておこう。

林道事業費は、前述のように林道開設に公共債が認められ、景気浮揚策の一環に組み込まれたり、逆に、「財政再建」の公共事業の抑制策の対象になるなど、年度によって大きく変動することとなった。即ち昭和 47 年度の 13.54 億円から年度によって増減を繰り返すが、基本的に増加傾向を示し、昭和 56 年度には 25.54 億円とこの期のピークとなり、それ以後減少傾向を示している。そして、事業費総額に占める比率も昭和 50 年代中ごろまでは、50～60% 台であったが、この期の末期には 40% 台へと低下した。

造林事業費は、前述のとおりこの期から公庫融資の導入が始まり、一定の財源手当ができたこともあって、昭和 55 年度まで増加する。すなわち昭和 47 年度の 5.55 億円から 55 年度には 12.84 億円と 2.3 倍に増加する。しかし、その後は新植面積の急減とそれまでの保育面積のピークが過ぎたことによって、事業費は漸減傾向をたどることとなる。この結果、事業費総額に占める比率は、昭和 50 年代前半まで 30% 台を維持していたが、後半には 20% 台へと低下した。なお、ここでこの期の造林事業費の財源構成を、付表-24 で簡単にみておこう。この期の造林事業費総額は 141.2 億円であり、その財源内訳は、造林補助金 34.4 億円 (24%)、県債 (公庫融資) 71 億円 (50%)、特別会計内部資金 35.8 億円 (26%) となっている。つまりこの期の造林事業は、造林補助金と県債の外部資金 74%、内部資金 26% の構成で賄われたことになる。

直営生産事業費は、この期においては基本的に減少傾向で推移し、この期の末に事業打ち切りにともない消滅した。

この期の事業費の大きな特徴である「清里の森」事業は、この期の末の昭和 58 年度から開始された。この事業は山梨県有林特別会計が事業主体となって、八ヶ岳山麓の県有林野約 200 ha を別荘地として造成し、借地権付の別荘地約 1 千区画を分譲するものである。そして、この事業が本格化した昭和 59、60 年度にはその事業費は 14、15 億円にも達し、事業費全体に占める比率も 30% になり、林道事業費に次ぐものとなった。なお、前述のとおり、この「清里の森」事業費の財源は、公営企業金融公庫から約 21 億円の融資が大部分を占める。

④ これまでネグジェブルな項目であった公債費は、この期から歳出の重要項目の一つとなった。即ち昭和 47 年度わずか 2 百万円にすぎなかった公債費は、50 年度 84 百万円、55 年度 477 百万円へと増加し、60 年度には 11 億円となり、歳出総額に占める比率もこの期の末に 10% 台へ上昇した。このような公債費の増加は、歳入の項で述べたように、この期から造林事業と林道事業の財源として県債が恒常化したこと、「清里の森」事業にともなう県債が発行されたことによって、それらの元利償還金が急増したことによるものである。

⑤ この期の交付金は、昭和 40 年代末の 4 億円台から、昭和 50 年代に入って増加傾向をたどり、この期の末には 11 億円台となったが、歳出総額に占める比率は低下傾向で推移した。しかし、交付金全体の推移は、以上のとおりであっても、その構成要素である伐採交付金、部分林の分収交付金、北富士演習場交付金、この期から始まった土地利用交付金、その他の細

目別の推移を付表-21 でみるとそれぞれの推移に特徴がある。

まず、伐採交付金は昭和40年代の1億円台から減少し、昭和50年代は7,8千万円台で推移した。これは、この期の木材伐採量の減少にともなう木材売払代金の減少に対応したものである。また、この期の分収交付金は、年度によって大きなばらつきがあるが、全体的に停滞傾向となっている。これは「保護団体」などの部分林伐採意向に直接依存した推移である。

土地利用交付金は、昭和47年度制定の「山梨県恩賜県有財産土地利用条例」によって、県有林野を林業以外の用途に売却、貸付けした場合、その売却費、貸付料の一定部分（現在のところ25%）を、当該県有林野の保護の責任を有する「保護団体」に交付するものである。土地利用交付金は、昭和51年度から支出され始めたが、50年代前半においては小面積の道路敷の売却実績しかなく、交付金も少額であった。しかし、昭和50後半には、55年度のダム用地、58,59年度の道路公団への大規模な土地売却などによって、交付金は急増し（交付金は翌年支出）、この期の末には伐採交付金、分収交付金を上回るものとなった。そして、前述の「清里の森」事業の進捗、山梨県企業局へのゴルフ場用地としての貸付け（昭和59年度130ha）、民間観光業者へのスキー場、スケート場、ゴルフ場、別荘敷地等への貸付を計画している昭和60年代においては、この土地利用交付金はさらに増加するものと思われる。

なお、演習場交付金は、昭和47年度から51年度にかけて大きくばらついた推移となっているが、これは政府と山梨県とのその年度毎の貸付料交渉の結果に左右されたものである。しかし、全体としてこの期の推移は増加傾向が基本である。

- ⑥ 昭和59年7月「山梨県県有林基金条例」が制定され、県有林基金が設置された。この基金設置は富士山麓の県有林野を道路公団に大規模に売却したことを契機として、面積2万m²以上で予定価格7,000万円以上の県有林野を売払った場合は、その売払代金の範囲内で基金を積立て、これを原資として、県有林の経営上必要な財産（＝林野）を取得し、県有林の適正な管理に資することを目的としている。こうして昭和59,60年度に約17億円が基金積立金として支出された。なお、この基金によって昭和60年度に約200haの林野が取得されている（取得費約3億円）。

6. 戦後期経営展開の総括

この章では戦後期の山梨県有林の経営展開を4期に分け、その林業経営に関わる事項について時期別に解明し、それらの特徴と問題点をみてきた。ここでは、戦後期全体を通じて山梨県有林における林業経営の主要な事項ごとにどのような展開を遂げ、そして、現段階においてその経営上いかなる問題を生じているかを整理し、本章の総括としたい。

① 県有林の地籍移動

県有林経営の基礎的物的条件である県有林の移動からみておこう。県有林の売却・買収などの移動は、戦前期においては、対「保護組合」との関係整序、林業経営の確立等にとって、最重要課題の1つであったが、戦後においては、その第1期・戦後復興期に大きな移動があるのみであり、この期に戦後段階の県有林面積は基本的に確定し、戦後段階を通じての課題ではなくなった。つまり、昭和21年の甲府市有林の成立にともなう県有林野約3,400haの売却、昭和22年以降の農地改革の一環として実施された既墾地・未墾地・牧野約4,300haの解放が、主要な動きで

ある。これらの売却・解放は、県有林経営の確立のために実施されたものではなく、むしろ、経営外部からの要請に応えざるをえなかったものである。そして、これらによって県有林面積は約 157.7 千 ha となり、これ以降この面積が維持され、現在に至っている（昭和 60 年現在の県有林面積 156.2 千 ha、この間の約 1.5 千の減は、道路、ダムなどの公共事業用地への売却と残存不要存置の払下である）。なお、昭和 59 年度に県有林の売却収入を原資として「山梨県有林基金」が設置され、昭和 60 年度からこの基金を取り崩すことによって民有林の買収に着手している。この評価については今後の課題である。

② 施業案・経営計画編成の基本方針の変遷とその特徴

山梨県有林の経営展開を分析していく場合、森林施業の基本的なあり方を規定する施業案・経営計画編成の動向を分析することが、特に、戦後において重要となった。

戦前期の施業案は、大正 7 年に編成され、その後第 1 次検訂が昭和 2 年から 5 年に、第 2 次検訂が昭和 7 年から 14 年に、第 3 次検訂が 17 年から実施されていたので、これら第 2, 3 次検訂施業案が戦後に引き継がれた。そして、戦後の新たな地方自治制度の確立、森林計画制度の発足にもかかわらず、山梨県有林は昭和 30 年代の初頭まで戦前来の施業案を踏襲し、昭和 31 年度まで第 3, 4, 5 次検訂が継続された。この戦前来の施業案の特徴は、第 1 に、「保護団体」への永世、毎年の生業用林産物の払下と、部分林・小柴下草採取区域の設定等、地元関係を優先した編成にならざるをえなかったこと。第 2 に、県有林の多くは急峻な山岳地域に分布し、また水源林地帯にあって、国土保全、水源かん養のために伐採制限をせざるをえない林野を擁していたこと。第 3 に、以上の第 1, 2 の要因によって、施業案編成に当たっては施業制限地や施業除地を大面積に設定せざるをえなかったこと。第 4 に、作業種別面積は、択伐作業と矮林作業とが大部分を占め、皆伐作業は極一部分に限定されたこと。第 5 に、更新についても人工造林によらなければ成林不可能な地域と造林がもっとも得策と認められる一部の地域以外は、すべて天然更新の方法を採用したこと、などであった。つまり、戦前の択伐・天然更新を基調とした施業案編成の基本方向は、基本的に戦後の昭和 20 年代まで引き継がれたのである。

ついで、昭和 30 年代に入り山梨県有林は、わが国の高度成長にともなう木材需要の増大に対応し、森林生産力の増強を図るために、それまでの択伐・天然更新から皆伐・拡大造林へと経営基調を大幅に転換した。その基調転換は、昭和 32 年度樹立の臨時植伐計画に端的に示されているが、そこでは、「人工造林の可能なところはすべて皆伐作業に転換し、旺盛な成長による蓄積の増大を図るべき、林地の許す限り択伐作業より皆伐作業に変更」するとされた。また、昭和 30 年代後半にそれまでの 14 事業区毎の施業案は、森林計画制度との整合性を図るために、山梨県の 5 つの地域森林計画区の構成要素として、5 年ごとに編成される経営計画制度へと再編成され、その時点で従来の作業級を廃止し、新たに作業団を設けるとともに、臨時植伐計画でわずかに残っていた択伐作業をほぼ全廃した。これらの転換によって、指定伐採量と人工造林量は大幅に増加し、天然林の大面積皆伐とその跡地への拡大造林が急速に進行することとなった。

しかしながら、以上の転換による 10 数年間の亜高山地帯を含む天然林の大量伐採の進行は、天然林の資源を激減せしめるとともに、昭和 40 年代中ごろから高まった自然保護世論とのあつれきを生じせしめるものであった。そして、これらの事態に対処するために取られた措置が、昭和 47 年度策定の「県有林野の新たな土地利用区分」の表明である。ここでは、それまで曖昧であった県有林の利用区分を明確にするために、県有林を「林業経営地帯」と「林地保全・風致保

存地帯」に明確に区分し、前者は林業経営を目的に施業を積極的に行う地帯とし、後者は林地保全・風致保存を目的に原則として収穫を見合わせる地帯とした。そして、「林業経営地帯」を従来の2/3に縮小させるとともに、「林地保全・風致保存地帯」は以前の同種の作業種面積と比較して2倍に拡大された。当然このような措置はその後の県有林の木材伐採と人工造林を縮小させるものであり、これ以降県有林の林業生産活動は急激に停滞縮小傾向を辿ることとなった。また、この「土地利用区分」では、県有林の林地開発用地として「開発対象地帯」（後に「保健休養地帯」へと名称変更）4千haが区分され、昭和50年代後半以降に発足する県有林の高度利用事業（＝森林レク・観光開発事業）用地が確保されている。

なお、「土地利用区分」の策定を契機に、経営計画制度はそれまでの5つの経営計画区の5年ごとの階段編成から、昭和51年度以降においては全県一斉編成（5年毎の10年計画）の経営計画制度へと変わり、すでに第1,2次一斉前期計画が実行され、昭和61年度から第3次一斉経営計画が始まることとなっている。

以上戦後期の施業案・経営計画の変遷をたどって見たが、その基本方針が40年間に2回もの大幅変更を余儀なくされてきたことに端的に示されるように、県有林の施業のあり方は、つねに県有林を取り巻く社会・経済的条件に決定的に左右されてきたといえよう。ただ、昭和32年の臨時植伐計画の樹立が、わが国の森林・林業政策の基本的方向に、県有林経営のあり方を積極的に対応したものであったのに対して、昭和47年後の「土地利用区分」の策定は、森林の公益的機能発揮に対する県民世論の高揚に対応して、それまでの県有林経営のあり方に一定の反省を含めて態度表明を行った相違がある。「土地利用区分」以降昭和50年代の経営計画に示されている天然林の伐採抑制、人工林の長伐期化などによる資源の充実の方向は、ある程度評価しうるものである。

③ 林業生産活動の動向

山梨県有林の戦後の林業生産活動の動向は、前記施業案・経営計画の変遷を反映して、時期ごとの立木伐採量、人工造林面積などが大きく激変したことが最大の特徴となっている。

まず、木材伐採の時期別の平均伐採量の変化は、第1期の202千 m^3 （11年間の平均、以下同）から、第2期の332千 m^3 （8年間）へと1.6倍に増加し、第3期も274千 m^3 （7年間）と高水準を維持していたが、第4期には一転して121千 m^3 （14年間）へと減少する。特に、第4期の昭和50年代後半は85千 m^3 へ激減するが、この伐採水準は第2期最盛期の実に1/4に過ぎない。そして、昭和61年度開始の第3次一斉経営計画では年標準伐採量として58千 m^3 を指定しているに過ぎない。戦後40年間の立木伐採量の総計は、約850万 m^3 で年平均21万 m^3 となるが、戦前の年平均13万 m^3 と比較すると、1.6倍の伐採量となっている。県有林における第2期の昭和30年代から第3期の40年代中ごろまでの木材伐採が、いかに高い水準のものであったかがわかるが、結局、山梨県有林は戦前期および戦後第1期の昭和20年代までそれなりに温存してきた天然林資源を上記期間のほぼ20年間に伐り尽くし、第4期以降は伐採しうる天然林がもはや存在しない事態に立ち至ったわけである。なお、このような事態に加えて山梨県有林においては、その人工造林が第2期から本格的に開始され、未だ保育段階にあって伐期に達していない現状が木材伐採の激減のもう一つの要因となっている。

そこで次に、戦後の人工造林の推移とその特徴をみておこう。戦後県有林における時期別の新植面積（特別会計負担に一般会計負担を加えたもの）は、第1期8,982ha（817ha、年平均、以

下同), 第2期 13,841 ha (1,730 ha), 第3期 16,544 ha (2,363 ha), 第4期 12,331 ha (880 ha) と推移した。この内第1期は, その経営基調が戦前来の択伐・天然更新であったことに加えて, 水源林造成事業(一般会計)を取り入れたことによって, 特別会計による造林はほとんど進展しなかった。そして, 第2,3期に入ると臨時植伐計画の樹立などその経営基調が皆伐・拡大造林へと転換されたことによって, 拡大造林は本格的に進展をみることとなり, この段階からようやく山梨県有林は人工林経営に着手したことになる。しかしながら, 亜高山地帯を含む天然林伐採とその跡地への拡大造林は, 自然保護問題, 造林資金問題を顕在化し, 昭和47年度策定の「土地利用区分」の策定によって, 県有林の人工林経営は大きな制約を受け, それ以降新植面積は急速に減少傾向をたどることとなった。なお, 昭和61年度開始の第3次一斉経営計画の年標準更新面積はわずか545 haにすぎない。このように戦後における人工造林の展開を概観すると, 県有林の今後の人工林経営は, これまでの人工造林地を対象とした保育に重点を移すことが主要な課題となり, 新たな人工林造成は第2義的なものとなろう。しかし, 既存人工林の保育事業はまだまだ長年月を要し, これら人工林が伐期に達するのいまだ遠い将来のこととなろう。

以上のような県有林における戦後の林業生産活動の動向は, 前述の施業案・経営計画の基本方針の転換によってもたらされたものであるが, これらの活動の一つの帰結としての県有林の森林資源は現在どのようになっているかをみておこう。昭和60年度末現在の県有林面積は156,169 haで, この内林地134,182 ha, 除地21,986 haであり, 蓄積は12,545 千 m^3 (林地), 1 ha当り蓄積は93 m^3 (林地)である。このような資源状況の中で人工林, 天然林別に現況をやや詳しくみると以下のとおりである。まず, 人工林は, 面積55,870 ha, 蓄積3,067 千 m^3 で, 林地に占める比率は面積ではようやく42%に達したものの, 蓄積では24%に過ぎない。また, 人工林の林齢別面積の構成は, 1~10年生15%, 11~20年生35%, 21~30年生33%, 31~40年生11%, 41年生以上6%であり, まさに保育林齢である30年生以下の人工林が全体の83%を占めている。そして, この人工林の樹種別面積の構成は, スギ3%, ヒノキ15%, アカマツ19%, カラマツ49%, シラベ・モミ10%, その他4%となっており, カラマツとアカマツが圧倒的に高い比率をしめている。以上の人工林の現状からいえることは, 戦前期及び戦後第1期においては人工造林がほとんど進展をみなかったこと, 逆に戦後第2,3期においてはカラマツを中心とした拡大造林が急速に進展したこと, このことはまた当時カラマツなどしか跡地造林樹種がない天然林を大量に伐採したこと, また, このような林齢構成では今後数十年間は人工林からの収穫が期待できないこと, そしてまたカラマツが中心である人工林を今後数十年の保育を継続しても木材資源として十分に活用しうるかどうかの問題を抱えていること, である。

次に, 天然林は, 面積77,219 ha, 蓄積9,478 千 m^3 で, 林地に占める比率は面積で58%, 蓄積で76%にも及んでいるが, これらの天然林の大部分は「林地保全・風致保存地帯」に属しており, そこでは当分収穫を見合わせることでとされている。戦後の県有林における林業生産活動の帰結としてのこのような人工林及び天然林の資源状況から, 今後の林業生産活動が当分の間, 木材伐採, 人工造林ともに縮小停滞傾向のまま推移せざるを得ないことは, 当然といえば当然なことであろう。

④ 特別会計歳入・歳出の構造との特徴

ここでは, 山梨県有林の特別会計について, 戦後期全体を通して, その収支の構造と特徴を明らかにしておこう。

(県有林特別会計歳入)

戦後の歳入の推移を概観すると、戦後から現在までの物価上昇を考慮したとしても、その規模は時期を経るごとに大きく膨張してきた。この膨張は、第3期までは県有林における木材伐採収入の増大傾向と造林・林道など各種事業の旺盛な展開にともなう国・県補助金の増大に基本的に負っていたが、第4期に大きな構造的変化を遂げ、それまでの歳入構造が大きく変わった。ところで、歳入の主要項目として財産収入、国・県補助金、県債があるが、これらの主要な項目がどのような役割と位置を占めてきたかを見ることによって、ここでは第4期の構造変化の要因を探ってみよう。

財産収入は、県有林特別会計歳入のもっとも基本的かつ基幹的な位置にある項目であり、その第3期まではその位置を維持してきたが、第4期にはその位置が著しく低下したものとなった。すなわち、歳入総額に占める財産収入の比率は、第1期74%、第2期72%、第3期62%と第3期までは傾向的に比率低下がみられるものの、歳入のほぼ60%以上を占めてきた。しかし第4期に入ると、その比率は50%を割り、一時的には30%台となり、この期全体としては41%に低下した。

歳入に占める財産収入の以上のような位置の変化を、財産収入の細目別変化の側面からみてみよう。財産収入を構成する主要な細目は、木材売払、財産貸付、その他の3つに大別できる。第1,2期の細目別データに一部欠落があり、正確にはいえないが、第3期までは立木処分と素材販売を含む木材売払が財産収入の70%以上を占めていたのに対し、第4期には、昭和40年代後半の60%台から急速にその比重を低下させ、昭和50年代前半30~40%台、50年代後半20~30%台、そして50年代末には10%台へと落ち込む事態となった。このような事態は、第4期の木材伐採量の激減傾向と木材価格の低迷によるものであるが、財産収入、否、県有林特別会計歳入にとって、木材売払がもはや一定の位置を占めなくなったことを意味している。

なお、この点は木材売払の構成比の比重低下に顕著に現れているが、その絶対額においても著しく減少していることも注目し値しよう。すなわち、木材売払額のピークは昭和42年度の1,253百万円であったが、その後昭和40年代は10億円台を維持していたものの、50年度以降急速に減少しはじめ、50年代末には5億円台へとピーク時と比較して半額となった。

一方、財産収入の中に占める財産貸付の構成比は、第3期の10%前後から(第1,2期については、データ欠落のため不明であるが、データのある年度からみて全体的に10%以下であったと思われる。)、第4期に入ると急激に上昇し、財産収入の過半から70%を占めるに至っている。つまり、この期からこの財産貸付が財産収入の大宗を占めるものとなった。以上のように、第4期に財産収入の細目別構成変化によって、歳入に占める財産収入の位置は大きく後退し、第4期の歳入構造が変化することとなった。

次に、財産収入以外の歳入項目の変化を概観しておこう。まず、国・県補助金の歳入に占める構成比は、第1,2期の10%台から第3期の20%台へと徐々に上昇し、第4期には一時的に40~50%にも達し、全体として30%台となった。この第4期の国・県補助金の構成比アップは、財産収入ダウンとの相対的関連の中で生じたものであるが、特に、この期の後半において、公債補助が加わったことも影響している(なお、台風災害による林道災害復旧補助金の一時的増加の影響も大きい)。

また、県有林特別会計における県債は、第3期までは林道災害復旧事業のみにしか認められて

いなかったため、それまでは歳入にとってネグジブルな存在であったが、第4期に入り昭和47年度以降の農林漁業金融公庫の公有林造林債、昭和48年度および51年度以降の林道開設事業に対する公共事業債、58年度以降の公営企業金融公庫の観光事業債の導入によって、県債項目は歳入の中の重要な位置を占めるものとなった。すなわち、第4期の県債の構成比は一時的には歳入の1/4を占める時期もあり、この期全体として17%を占めるに至っている。

以上のような、第4期に現れた県有林特別会計歳入の構造変化は、昭和47年度策定の「土地利用区分」に示された県有林経営の基調変化、つまり県有林における林業生産活動の縮小と県有林野の開発的利用の促進を反映したものであり、この基調が変わらない限り（なお、前述のとおり県有林の資源状況から当面変えることは不可能であるが）、今後とも長期間に渡って引き続くものと思われる。

（県有林特別会計歳出）

県有林特別会計歳出は、総務費、事業費、公債費、交付金、繰出金に大別されるが、その総額も歳入と同様戦後一貫して膨張してきた。この膨張は県有林における戦後の各種事業の旺盛な展開によってもたらされたものであり、各種事業に歳出がどのように配分されたかをみていくことが歳出構造分析の基本的課題となる。しかしその前に、山梨県有林特別会計の場合、歳出を県有林経営内支出（総務費、事業費）と経営外支出に分けてみていくことも重要である。即ち県有林特別会計歳出には、「管理条例」に基づく「保護団体」への交付金と県一般会計への繰出金といった経営外支出が組み込まれており、この両者によって歳出の一部が規定されているからである（なお、前者はこの特別会計の絶対的な規定であるが、後者は相対的な規定、すなわち、特別会計と一般会計との相対的關係の中で決まる規定といった相違がある）。

そこでまず、この交付金と繰出金の構成比変化から見てみよう。第1期、交付金(23%)プラス繰出金(16%)は39%、第2期、交付金(21%)プラス繰出金(10%)は31%とこれらの経営外支出が歳出の3割台を占めていた。しかし、第3期の交付金(15%)プラス繰出金(1%)は16%へ、そして、第4期に入ると繰出金はなくなり、交付金のみが13%へと低下した。以上のように歳出に占める経営外支出の構成は、第2期までと第3期以降では大きく変わり、その比重も半減した。この要因は第1に、繰出金についてみると、第2期までの木材伐採量と比較しての各種事業量の低調、すなわち、各種事業費を超える木材伐採収入の存在による剰余が、県一般会計への繰り出されたのに対し、第3期以降は、それらの剰余が全く存在しなくなったことによる。第2に、交付金の比重低下は、第2期までは伐採活動の旺盛な展開によって、交付金の重要項目である伐採交付金が大量に交付されていたが、第3期以降は伐採量の激減傾向によって伐採交付金が大幅に減少したことによる（なお、第3期以降の交付金の比重が伐採量の激減傾向に比較してそれほど低下していないことは、4,5項で述べたように演習場交付金と土地利用交付金の存在が大きい）。

次に、歳出の最重要項目である事業費の推移をみてみよう。歳出に占める事業費の構成は、第1期50%、第2期59%、第3期70%とこの期まで上昇し、そして第4期64%とわずかに低下した。この第4期の構成比低下は、この期後半の公債費（後述）及び積立金制度発足によるものである。このように事業費は歳出に占める構成比が基本的に上昇した結果、事業費総額は歳出の膨張とともに増加した。しかし、事業費の細目別構成は時期別にはそれなりの変化を遂げて推移してきており、以下その概要を事業費の中を造林、林道、直営生産の3つの細目別事業費に分けて

みておこう。

造林費は、県有林経営における基調変化をもっとも敏感に反映する項目である。事実、戦前来の択伐・天然更新を踏襲していた第1期の事業費に占める造林費の構成比は全期間を通じてもっとも低く、16%であったが、第2期以降の皆伐・拡大造林に基調が変わるとともに、第2,3期には、それぞれ26, 31%へ上昇した。その後第4期に県有林経営の基調は亜高山地帯からの施業撤退など林業生産活動の縮小へと変化し、その構成比も28%に低下する。この第4期の大幅な経営基調転換にもかかわらず、造林費の構成比がそれほど大きな落込みをみないのは、造林費に占める新植費は大幅に減少したものの既造林地に対する保育費はむしろ増加傾向を示したためである。なお、造林費の事業費に占める構成比は昭和50年代前半まで上昇し(昭和54年度36%)、後半以降低下する(20%台前半)。また、造林費の絶対額も昭和57年度以降減少しはじめている。

林道費は、全期間を通じて事業費の中の最大項目であり、その事業費に占める構成比は、第1期46%、第2期37%、第3期45%、第4期52%と推移した。この中で、第1期は造林費との関連で第2期より構成比が高いが、第2期以降徐々に構成比アップの傾向を示している。このような林道費の構成比アップ、したがって絶対額増加については、次の2つの要因が考えられる。1つは第2期以降の県有林の基調転換による奥地天然林開発のための大量の林道開設事業の推進であり、2つは第3期以降の断続的に実施された国・県による景気浮揚策の一環として、県有林における林道開設が公共事業に組み込まれたことによるものである。この後者は、第4期県有林の基調が経営縮小へと変化したにもかかわらず、林道費増大の要因となっている。したがって、県有林における林道事業が、経営上の要請から離れた要因によって実施される体制が続くならば、今後とも林道費は事業の最大項目として存在し続けるであろう。

直営生産費は、造林費とともに経営基調を端的に表現する細目である。事業費に占める直営生産費の構成比は、第1期31%、第2期25%、第3期16%、第4期3%と戦後一貫して低下傾向を示してきた。このような推移を経営基調との関連で跡付けると、第1期は、県有林経営の基調が択伐・天然更新であったが、戦後の復興用資材である木材、木炭、薪を県自らの責任において供給するために直営生産事業が旺盛に展開され、事業費に占める直営生産費の比重も高いものであった。第2期は経営基調が皆伐・拡大造林に転換され、直営生産事業は、木材を中心に1期よりさらに進展する。しかし、造林費の増大によって1期より構成比は低下するものの、それほど大幅な低下には至っていない。ついで第3期以降になると事業対象地の減少、亜高山地帯からの経営撤退による直営生産事業の縮小、事業費の急速な減少、構成比の低下が示される。そして、第4期の末にこの直営生産事業は廃止された。

以上のように、造林費、林道費、直営生産費は事業費の中でそれぞれ時期別にその重点的な位置付けを変化させてきたが、直営生産事業の廃止、造林事業の縮小傾向が一層進むものと見込まれているため、今後当分の間林道事業が事業費の大半を占めるものと思われる。なお、第4期後半に一時的に増加した林野開発費は、特別会計直営の「清里の森」事業に係わるものであり、県有林における林野開発が今後拡大するにしても、直営事業としての林野開発はいまのところ計画されておらず、今後あったとしてもほぼ例外的なものとなろう。

なお、総務費は戦後期間全体を通じて歳出の10~14%を占めており、その大半を占める定員内職員の人件費等は歳出の大きな項目には至っていない。

なお最後に、第3期までほぼネグジブルであった公債費は、第4期に入ってその後半には歳出の10%を超える項目となった。この公債費は、事業費の原資調達のための県債発行に伴う、利子および元金の支払い項目であり、交付金や繰出金のような経営外支出項目ではないが、事業実施年度以降の年度にとっては経営外支出とまったく同様の位置にある項目であり、歳出の中でその比重が上昇すればするほど、ほかの項目特に事業費を圧迫するものとして、この後の歳出構造変化の大きな要因となるものである。そして、年々県債残高は増加しており、特に、造林債の場合は来る平成5年度以降その元金返済が始まることとなっており、今後この公債費は急速に増加し歳出に占める比率も上昇することが見込まれ、特別会計にとって大きな問題の一つになろう。

V. おわりに—山梨県有林経営の今後の課題

本研究は、わが国の公有林経営がいかなる要因によって変化し、どのような問題が存在しているかを分析し、そのことを通じて公有林の今後のあり方に対して一定の政策的展望を見いだすことを基本的な課題とした。この課題は、公有林の個別事例の歴史的・実証的分析に基づく研究によって初めて解明できるものであるとの観点から、山梨県有林を取り上げた。

さて、山梨県有林はその所有林野面積が156千haに達し、わが国の都道府県有林の中では、北海道有林に次ぐ規模を有するとともに、その成立以降県有林の利用をめぐって、山梨県と地元住民との間に強固な地元関係を有するといった特徴を有している点については、前報で報告したとおりである。このような特徴を有する山梨県有林は、戦後の高度成長段階において、人工林経営、すなわち、天然林の皆伐・拡大造林に著しく特化したものの、そのことを通じて昭和40年代後半以降、県有林経営の財政は「赤字」となった。そして最近、この財政「赤字」から脱却するため、その経営のあり方は大きく様変わりし始めている現状にある。

そこで本研究では、山梨県有林の経営展開を戦前期と戦後期にわけ、その経営実態に関する、県有林の地籍移動、施業案・経営計画の特徴、林業生産活動の動向、県有林特別会計の構造を視点として分析し、現段階における経営の帰結を解明した。

したがって、ここでは山梨県有林の経営のあり方に関して、これまでの研究の結果を整理し、それらに基づき今後の課題を明かにし、本研究の結論とする。

戦後期の施業案・経営計画編成の基本方針が40年間に2回もの大幅変更を余儀なくされてきたことに端的に示されるように、県有林の施業のあり方は、つねに県有林を取り巻く社会・経済的条件に決定的に左右されてきたといえよう。ただ、昭和32年度年の臨時植伐計画の樹立が、わが国の森林・林業政策の基本的方向に、県有林経営のあり方を積極的に対応したものであったのに対して、昭和47年度の「土地利用区分」の策定は、森林の公益的機能発揮に対する県民世論の高揚に対応して、それまでの県有林経営のあり方に一定の反省を込めて態度表明を行ったという点に相違がある。したがって、「土地利用区分」以降昭和50年代の経営計画に示されている天然林の伐採抑制、人工林の長伐期化などによる森林資源の充実の方向は、それなりに評価しうるものであり、これらの方向をいかにして実現していくかが第1の課題となる。

そこで、第1の課題をより深く掘り下げるために、前記の施業案・経営計画による林業生産活動の帰結としての県有林の森林資源は現在どのようになっているかをみてみよう。昭和60年度末現在の県有林面積は156,169 haで、この内林地134,182 ha、除地21,986 haであり、蓄積は12,545千 m^3 (林地)、1ha当り蓄積は93 m^3 (林地)である。これを人工林、天然林別にみると、

人工林は、面積 55,870 ha、蓄積 3,067 千 m^3 、1 ha 当り 55 m^3 で、林地に占める比率は面積では
ようやく 42% に達したものの、蓄積では 24% に過ぎない。また、人工林の林齢別面積の構成
は、1~10 年生 15%、11~20 年生 35%、21~30 年生 33%、31~40 年生 11%、41 年生以上 6%
であり、まさに保育林齢である 30 年生以下の人工林が全体の 83% を占める。さらに人工林の樹
種別面積の構成は、スギ 3%、ヒノキ 15%、アカマツ 19%、カラマツ 49%、シラベ・モミ 10%、そ
の他 4% となっており、カラマツとアカマツが圧倒的に高い比率を占めている。

次に、天然林は、面積 77,219 ha、蓄積 9,478 千 m^3 で、林地に占める比率は面積で 58%、蓄積
で 76% にも及んでいるが、これらの天然林の大部分は「林地保全・風致保存地帯」に属してお
り、収穫を当面見合わせることにしている。天然林の 1 ha 当り蓄積が 123 m^3 では、当分の間
収穫を見合わせることは当然の措置であるが、むしろこの天然林の資源充実も必要である。

以上の森林資源の現状からいえることは、戦前期及び戦後第 1 期においては人工造林がほとん
ど進展をみなかったこと、逆に戦後第 2, 3 期においてはカラマツ中心とした拡大造林が急速に進
展したこと、このことはまた跡地造林樹種としてカラマツしかない天然林を大量に伐採し、天然
林資源を枯渇させたことを示している。このような資源状況では、カラマツなどを中心とする人
工林の保育を今後数 10 年間継続する必要がある一方、天然林についても、その公益的機能を十
全に発揮させるためのための施業を必要としている。

したがって、第 2 に、人工林の保育事業および天然林の資源充実のための資金をいかに確保し
ていくかが大きな課題となる。

このためここで、県有林特別会計の展望をみておこう。昭和 47 年度策定の「土地利用区分」に
よる県有林経営の基調変化、つまり、県有林における林業生産活動の縮小停滞傾向は、前記の県
有林の資源状況から当面変えることは不可能であり、今後とも長期間に渡って引き続くものと思
われる。とすれば県有林特別会計の展望も、第 4 期のその構造変化の方向を継続したものとな
ろう。すなわち、歳入においては、木材伐採収入はほとんど望めず、財産貸付収入と国・県補助
金及び県債に依存する事態が継続する。歳出においては、林道費を中心とする事業費が常に大き
な比重を占める構造に変化はないものの、この事業費に占める造林費もその中で長期間一定の比
重を占めることとなろう。また、歳出の中で今後その比重を高める項目は、造林債・林道債の返
還のための公債費であることも疑いない。

このような特別会計の構造の中で、県当局の対応は、第 1 に、財産貸付収入の増加、すなわち
県有林の「高度活用」事業を推進し、県有林の開発適地の民間への貸付による地代収入増加を図
り、それを今後増大する公債費の財源に充てようとしている。第 2 に、依然として造林債、林道
債を導入し、それらに依存してこれらの事業費を賄おうとしている。しかし、これらの対応は、
早晚行き詰まることは必然であろう。財産貸付収入＝地代収入の増加策は、「土地利用区分」で設
定された「開発対象地帯」（後の経営計画では、「保健休養地帯」に変更）には一定の面積の限度
があり、これを更に拡大することは、「保護団体」の容認があったとしても、県民世論との摩擦は
必至であろう。特に、林地開発をとまなう「保健休養地帯」の拡大は、その名称とともに矛盾を
はらんでいるからである。次に、造林、林道事業のための資金の多くを県債＝借金で賄うことの問題は、以下の事情から論を待たないであろう。すなわち、現在の人工造林は、最低でも 3.5% の
利子付きの借金で投資して、それらを回収できる保障はどこにもない。ましてや山梨県有林の造
林樹種の大半がカラマツ、アカマツであることからみて、この指摘は明白であろう。また、林道

事業の多くが、県有林経営と直接連動しない景気浮揚策との関連で実行されているとすれば、その資金の多くを特別会計による借金で賄うことは是非も明白であろう。

とすれば、今後の県有林の人工林にせよ天然林にせよその森林資源を充実するための資金確保について、従来のやり方でない方法の確立が第3の課題となる。

しかしながら、この課題解決の方向は既に論述した中から明らかであろう。すなわち、第1に、県有林経営の内部には今後収入増が見込める分野は財産貸付収入にしかない。しかし、この場合以下のような方向転換を図る必要がある。つまり、県有林の林地開発を伴う貸付は、既存の「保健休養地帯」について、真に県民のための保健休養の場としてふさわしい地帯に限定するための見直しを実施し、しかも、それらの開発によって得られる利益を、それ以外の県有林の資源充実に充当することを、明確に表明し、実行することである。このことによってのみ、財産貸付収入増加のための林地開発は、県民の合意を得られるであろう。第2に、当然内部的努力のみで資金確保が出来ないことは明かであるが、その場合は一般会計からの資金導入である。この点については、何も県有林成立時の「管理規則」第4条「恩賜県有財産の歳入は一般会計より之を補充することを得」に立帰る必要はない。戦後期展開の第3期の昭和40年代に、一般会計からの繰入金導入の実績がすでに存在している。この繰入金は、昭和47年度以降の造林債、林道債の導入によって中断し、その後昭和50年代後半に復活している（なお、昭和50年代中ごろから国・県補助金の中の公債費補助金が、この繰入金と同一の趣旨で補助されている）。今後の一般会計からの資金導入は、造林、林道事業の借金依存を不要とする水準にする必要がある。もちろん、このような一般会計からの繰入金導入の論理も明確にする必要がある。その論理の詳細は今後の課題であるが、その骨格は県有林としての公共的使命の確保、つまり、公益的機能の発揮、森林資源の充実、地元地域振興への寄与であり、これらの使命確保は、県民世論との合意、「保護団体」と協議を重ねて決定されるべきものである。

さて、第4の課題として、県有林の森林資源充実のための労働力確保がある。現在の造林請負業者をそのまま今後とも維持していくことは、業者および造林労働者が高齢化しその再生産が不可能の中では、非常に困難である。この問題については、第1,2,3の課題の解決策の探求とともに、林業における労働問題、地域労働力市場問題とも関連させつつ今後の大きな課題である。

要 旨

本研究の課題は、公有林の林業経営がいかなる要因によって変化し、そこにいかなる問題が存在するかを解明し、今後のあり方に対して政策的展望を見いだすことにある。この課題は、個別的事例の歴史的分析の積み重ねによって初めて解明されるとの観点から、本論文では、山梨県有林を取り上げその成立から現代までの経営展開の全貌の解明に努めた。なおその際、山梨県有林の経営展開を戦前期と戦後期に区分して分析した。

戦前期の経営展開では、以下の点を指摘した。山梨県有林経営は、その立地条件と地元住民の利用を配慮し、一貫して択伐・天然更新を基調としており、県有林特別会計の歳入と歳出の差額は、山梨県一般会計へ繰り出され、人工造林投資に見るべきものがなかったこと。

戦後期の経営展開では、以下の点を指摘した。山梨県有林経営は、わが国の林業政策の影響を強く受けるようになり、「保護団体」の利用を徐々に縮小させ、皆伐・拡大造林を進めたが、そのことが経営の「赤字」転落、自然保護問題発生 of 要因となったこと。

最後に、以上の考察に基づき山梨県有林経営の今後の課題を明らかにした。まず、人工林の保育施業とともに天然林の公益的機能重視の施業が必要であるとした。そのための費用を開発地域の貸付収入と県債に依存する現状は早晚行き詰まることは必至であり、それを回避するため、開発を県民の保健休養の場にふさわしい箇所に限定し、資源充実のための費用にその利益を充当し、なお不足する部分は一般会計から支出することが適当とした。そして、以上の公益的機能を重視した森林資源の充実、地域振興への寄与が公有林の公共性の内実であり、県民世論との合意を得て、「保護団体」との協議を重ねることにより、それが具現されるとした。

キーワード：公有林、山梨県有林、林業経営、公益的機能、地域振興への寄与

Summary

The purposes of this thesis are to clarify those factors that have been causing changes in public forest management, to elucidate what problems exist there, and to consider how, from a policy perspective, public forests should be managed in the future. We believe these purposes are only fulfilled after accumulating historical analyses of individual cases. So I have taken Yamanashi Prefectural Forest as one example, trying to clarify the whole evolutionary process of its management from the time of its coming into being to the present. In analyzing the development of Yamanashi Prefectural Forest management, I have divided the discussion into prewar and postwar periods.

Considering the prewar period, I have indicated that the management was based on selective cutting and natural regeneration, taking into consideration locational conditions and utilization by the local people. I have also pointed out that the difference of revenue over expenditure in the prefectural forest special accounts was transferred into the prefectural general account and not invested in man-made forests through afforestation.

In the postwar period, management was strongly affected by the national forest policy and utilization by the "common land groups" was gradually reduced. Moreover the clear cutting and expansion of man-made forest progressed. I have indicated that these were the factors generating a "deficit" in the accounts and arousing the issues of nature preservation.

Finally, I have pointed out the tasks Yamanashi Prefectural Forest should carry out, based on the considerations mentioned above. First of all, it is necessary to tend man-made forests, along with working on natural forests, so that they will function for the public benefit. Surely the present situation, in which expenses are financed with the revenue derived from developing forest lands for other uses and by prefectural loans, will lead to a dead end. In order to avoid this difficulty, it is necessary to limit forest land development to those places suitable for public health and recreational uses of inhabitants of the prefecture, and profits from the development should be spent in expanding forest resources. What deficit is still left should be defrayed from the general account. Increasing forest resources, emphasizing those functions for the public benefit, and contributing to the promotion of local societies should be the purposes of public forests. These purposes should be achieved by obtaining the consensus of prefectural residents and through conferring with the "common land groups".

Key words: Public Forests, Yamanashi Prefectural Forest, Forest Management, Functions for the Public Benefit, Contribution to the Promoting of Local Societies

付表-1 山梨県有林の地籍移動 (戦前期)

Table 1. Changes in forest area of Yamanashi Prefectural Forest (the prewar period)
(単位: 町)

年 度	減 少		増 加	
	面 積	備 考	面 積	備 考
明治 44 (1911)	—		—	
45 (1912)	5,603.0	東京市への水源林売却	—	
大正 2 (1913)	—		1.7	民有林寄付
3 (1914)	—		—	
4 (1915)	166.9	不要存置の売却	—	
5 (1916)	5,591.0	不要存置の売却内横浜市 への水源林 3,532.8 町	3,672.4	残存御料林の買収
6 (1917)	1,831.3	不要存置の売却	—	
7 (1918)	1,503.5	〃	0.4	民有林寄付
8 (1919)	1,242.5	〃	—	
9 (1920)	288.2	〃	93.6	名勝指定地買収
10 (1921)	137.0	〃	—	
11 (1922)	—		—	
12 (1923)	—		—	
13 (1924)	115.4	不要存置の売却	—	
14 (1925)	191.2	〃	—	
15 (1926)	90.7	〃	—	
昭和 2 (1927)	—		—	
3 (1928)	123.2	不要存置の売却	—	
4 (1929)	32.4	〃	7.9	民有地の買収
5 (1930)	13.4	〃	—	
6 (1931)	1.4	〃	—	
7 (1932)	5.8	〃	—	
8 (1933)	0.3	〃	1,961.5	残存御料林の買収
9 (1934)	43.7	〃	14,555.6	〃
10 (1935)	51.2	〃	—	
11 (1936)	105.1	〃	—	
12 (1937)	1,312.7	不要存置の売却 内 1,270.2 陸軍へ売却	—	
13 (1938)	43.5	不要存置の売却	—	
14 (1939)	62.5	〃	—	
15 (1940)	955.0	不要存置の売却 内 860.3 陸軍へ売却	—	
16 (1941)	38.7	不要存置の売却	—	
17 (1942)	166.8	〃	—	
18 (1943)	21.7	〃	—	
19 (1944)	165.6	不要存置の売却内 115.6 県営開墾地として解放	—	
20 (1945)	—		—	

山梨県「40周年誌」p. 202-203, 同「70周年誌」p. 68-72 から作成。

付表-2 山梨県有林施業仕組総括表 (大正7年)

Table 2. Summary of management system in Yamanashi Prefectural Forest (1918)
(単位: 町, 千 m³, %)

	地 種	面 積	蓄 積		
			針葉樹	広葉樹	合 計
実 数	普通施業地	82,346.92	5,211	4,018	9,229
	(内択伐作業)	(61,642.18)	(4,968)	(3,178)	(8,146)
	(内皆伐作業)	(8,442.65)	(160)	(433)	(593)
	(内矮林作業)	(12,262.09)	(83)	(407)	(490)
	制限施業地	24,442.81	3,048	1,224	4,272
	施業除地	42,951.17	91	73	164
	計	149,740.90	8,350	5,315	13,665
構成比	普通施業地	(100) 55	(100) 62	(100) 76	(100) 68
	(内択伐作業)	(75)	(95)	(79)	(88)
	(内皆伐作業)	(10)	(3)	(11)	(7)
	(内矮林作業)	(15)	(2)	(10)	(5)
	制限施業地	16	37	23	31
	施業除地	29	1	1	1
	計	100	100	100	100

山梨県「林政誌」303 p から作成。
原資料の石を m³ に換算 (1 m³=3.6 石)。

付表-3 山梨県有林の立木伐採量の推移 (戦前期)

Table 3. Changes in felling volume of standing trees of Yamanashi Prefectural Forest (the prewar period) (単位: m³, %)

年 度	立 木 伐 採 量			構 成 比	
	用 材	薪 材	計	用 材	薪 材
明治 44 (1911)	23,427	75,859	99,286	23.6	76.4
45 (1912)	23,839	73,192	97,031	24.6	75.4
大正 2 (1913)	27,117	75,414	102,531	26.5	73.5
3 (1914)	37,776	62,610	100,386	37.6	62.4
4 (1915)	40,541	56,880	97,421	41.6	58.4
5 (1916)	36,931	44,141	81,072	45.6	54.4
6 (1917)	55,773	57,978	113,751	49.0	51.0
7 (1918)	78,475	66,891	145,366	54.0	46.0
8 (1919)	50,661	47,702	98,363	51.5	48.5
9 (1920)	31,931	48,715	80,646	39.6	60.4
10 (1921)	36,974	47,062	84,036	44.0	56.0
11 (1922)	17,936	44,330	62,266	28.8	71.2
12 (1923)	37,958	60,384	98,342	38.6	61.4
13 (1924)	41,696	57,886	99,082	41.6	58.4
14 (1925)	58,371	66,679	125,050	46.7	53.3
15 (1926)	59,736	45,275	105,011	56.9	43.1
昭和 2 (1927)	112,180	63,404	175,584	63.9	36.1
3 (1928)	73,426	70,805	144,231	50.9	49.1
4 (1929)	56,981	59,227	116,208	49.0	51.0
5 (1930)	58,004	55,765	113,769	51.0	49.0
6 (1931)	44,147	52,026	96,173	45.9	54.1
7 (1932)	81,333	41,983	123,316	66.0	34.0
8 (1933)	76,752	43,177	119,929	64.0	36.0
9 (1934)	82,599	55,812	138,411	59.7	40.3
10 (1935)	79,574	58,997	138,571	57.4	42.6
11 (1936)	81,070	54,706	135,776	59.7	40.3
12 (1937)	84,324	61,796	146,120	57.7	42.3
13 (1938)	94,987	72,290	167,277	56.8	43.2
14 (1939)	97,697	79,821	177,518	55.0	45.0
15 (1940)	82,560	105,420	187,980	43.9	56.1
16 (1941)	105,757	91,801	197,558	53.5	46.5
17 (1942)	99,243	111,285	210,528	47.1	52.9
18 (1943)	118,886	99,243	218,129	54.5	45.5
19 (1944)	109,441	111,606	221,047	49.5	50.5
20 (1945)	116,298	93,085	209,383	55.5	44.5

山梨県「山梨県統計書」(各年度版), 同「恩賜林 25」から作成。
 原資料の石を m³ に換算 (1 m³=3.6 石)。

付表-4 山梨県有林の造林事業の推移 (戦前期)

Table 4. Afforestation projects of Yamanashi Prefectural Forest (the prewar period)

(単位: 町, 円)

年 度	事 業 量		事 業 費		計
	人工造林	保 育	人工造林	保 育	
明治 44 (1911)	30.43	91.30	307	566	873
45 (1912)	46.91	—	486	—	486
大正 2 (1913)	74.71	49.59	2,410	320	2,730
3 (1914)	49.59	123.30	2,318	726	3,044
4 (1915)	34.71	231.04	1,202	1,151	2,353
5 (1916)	—	401.65	—	778	778
6 (1917)	—	133.88	—	711	771
7 (1918)	14.88	86.91	810	9,516	10,326
8 (1919)	9.66	142.88	1,023	2,089	3,112
9 (1920)	34.37	244.37	2,247	3,133	5,380
10 (1921)	64.44	257.83	3,802	3,812	7,614
11 (1922)	118.80	422.77	7,894	3,752	11,646
12 (1923)	183.37	614.76	7,585	4,147	11,732
13 (1924)	198.77	545.15	4,238	4,885	9,123
14 (1925)	200.78	712.44	4,755	6,728	11,483
15 (1926)	282.52	1,087.07	6,518	9,707	16,225
昭和 2 (1927)	268.73	1,239.17	4,524	10,584	15,108
3 (1928)	301.03	1,380.88	5,387	9,419	14,806
4 (1929)	423.50	1,464.46	5,603	12,643	18,246
5 (1930)	241.53	1,755.55	3,012	11,879	14,891
6 (1931)	86.81	1,441.38	1,332	6,702	8,031
7 (1932)	281.34	983.19	2,222	2,958	5,180
8 (1933)	203.79	1,098.03	2,199	5,112	7,311
9 (1934)	163.35		2,625		
10 (1935)	166.59		1,956		
11 (1936)	184.32		3,766		
12 (1937)	227.87		5,225		
13 (1938)	275.71		6,370		
14 (1939)	269.08		9,285		
15 (1940)	417.46		14,961		
16 (1941)	532.15		37,391		
17 (1942)	469.56		32,858		
18 (1943)	490.32		58,827		
19 (1944)	929.32		107,402		
20 (1945)	517.54		54,391		

山梨県「沿革誌」p. 139-140, 同「40周年誌」167 p から作成。

保育には、補植、手入、天然林育成、成林撫育、保護施設等を含む。

付表-5-1 戦前期山梨県有林特別会計歳入の推移 (明治44~大正10年)

Table 5-1. Changes in revenue of the special accounts of Yamanashi Prefectural Forest (1911-1921) (単位: 円)

年 度	財 産 収 入				償還金	繰越金	合 計
	立木処分	土地売払	雑収入	小 計			
明治 44 (1911)	47,215	122	1,368	48,705	—	—	48,705
45 (1912)	74,427	60,000	3,570	137,997	—	16,359	154,356
大正 2 (1913)	71,061	30,000	5,617	106,678	—	106,018	212,696
3 (1914)	67,448	30,000	6,772	104,220	—	151,322	255,542
4 (1915)	76,801	3,317	11,048	91,166	—	179,169	270,335
5 (1916)	84,803	86,272	11,764	182,839	—	138,697	321,536
6 (1917)	148,132	52,635	11,734	212,501	—	205,443	417,944
7 (1918)	248,304	58,589	20,621	327,514	—	211,975	539,489
8 (1919)	228,904	77,198	21,055	327,157	13,400	313,125	653,682
9 (1920)	193,265	15,447	30,062	238,774	13,400	203,909	456,083
10 (1921)	211,648	28,781	29,774	270,203	13,400	94,401	378,004

山梨県「沿革誌」p. 209-210 から作成.

付表-5-2 戦前期山梨県有林特別会計歳入の推移 (大正11~昭和20年)

Table 5-2. Changes in revenue of the special accounts of Yamanashi Prefectural Forest (1922-1945) (単位: 円)

年 度	財 産 収 入				国・県補助金	県 債	その他	繰越金	合 計
	立木処分	製品売払	雑収入	小 計					
大正 11 (1922)	229,727	—	36,718	266,445	—	132,182	20,398	151,742	570,767
12 (1923)	286,906	—	28,530	315,436	—	—	17,400	62,773	395,609
13 (1924)	219,190	10,984	59,031	289,205	—	100,000	16,929	47,686	453,820
14 (1925)	239,511	143,735	99,829	483,075	—	—	13,400	141,409	637,884
15 (1926)	275,338	248,999	96,463	620,800	—	—	22,130	125,028	767,958
昭和 2 (1927)	307,939	415,360	84,938	808,237	—	83,100	50,169	164,211	1,105,717
3 (1928)	274,088	432,489	112,011	818,588	—	—	26,146	164,635	1,009,369
4 (1929)	179,340	405,080	73,258	657,678	—	—	16,224	131,327	805,529
5 (1930)	188,716	241,909	65,277	495,902	—	95,000	15,869	35,816	642,587
6 (1931)	147,551	214,208	41,120	402,879	—	—	13,604	132,112	548,595
7 (1932)	159,224	238,801	67,099	465,124	115,113	440,000	27,737	97,410	1,145,384
8 (1933)	180,114	174,185	88,196	442,495	26,440	—	26,511	271,505	766,951
9 (1934)	—	—	—	556,980	24,865	57,000	59,776	78,682	777,303
10 (1935)	—	—	—	585,761	26,260	18,600	42,684	100,477	773,782
11 (1936)	—	—	—	641,006	8,429	8,900	27,481	67,419	753,235
12 (1937)	—	—	—	1,115,211	154	—	28,204	77,303	1,220,872
13 (1938)	—	—	—	1,253,714	6,092	—	98,182	382,116	1,740,104
14 (1939)	—	—	—	1,500,163	122	—	10,179	506,695	2,017,159
15 (1940)	—	—	—	1,262,641	60	—	30,902	675,889	1,969,492
16 (1941)	—	—	—	1,078,361	59,357	300,000	6,866	595,986	2,040,570
17 (1942)	—	—	—	1,664,890	78,000	—	329,888	395,762	2,468,540
18 (1943)	—	—	—	1,965,584	646,561	200,000	63,437	385,866	3,261,448
19 (1944)	—	—	—	2,870,000	1,031,272	200,000	217,107	175,114	4,493,493
20 (1945)	—	—	—	2,452,316	1,424,671	200,000	370,558	786,207	5,233,752

山梨県「沿革誌」208 p, 同「60周年誌」172 p から作成.

財産収入の雑収入には、副産物払下代金、土地売却代金、賃地料等。その他は、償還金、寄付金等。

付表-6 山梨県有林特別会計歳出の推移 (戦前期)
 Table 6. Changes in expenditure of the special accounts of Yamanashi Prefectural Forest (the prewar period) (単位: 円)

年 度	総務費	事業費					公債費	交付金	繰出金	その他	合 計
		施業案費	造林費	作業費	林道費	保護費等					
明治 44 (1911)	28,865	285	2,024	—	—	1,172	—	—	—	—	32,346
45 (1912)	29,476	6,564	2,496	—	—	1,828	—	—	—	—	48,338
大正 2 (1913)	31,933	11,596	2,708	—	—	1,584	7,974	—	—	—	61,374
3 (1914)	33,480	30,311	2,599	—	—	2,155	13,553	—	—	—	76,373
4 (1915)	37,166	34,808	6,345	—	—	2,387	7,828	—	—	—	84,000
5 (1916)	40,176	30,478	11,559	—	—	3,740	12,850	13,706	24,376	—	131,638
6 (1917)	41,674	54,053	2,999	—	—	3,961	15,442	14,109	—	—	116,093
7 (1918)	49,896	52,377	3,280	—	—	4,344	24,858	78,424	—	—	205,969
8 (1919)	63,172	76,937	—	—	—	5,155	41,868	74,599	—	—	226,364
9 (1920)	76,259	46,876	34,200	—	—	6,699	27,649	158,499	139,429	—	449,773
10 (1921)	70,920	11,009	37,121	—	—	5,932	36,076	64,704	500	—	226,262
11 (1922)	77,754	—	21,620	2,801	61,084	23,893	45,144	265,698	10,000	—	507,994
12 (1923)	75,193	—	22,597	15,993	75,500	12,362	35,036	111,242	—	—	347,923
13 (1924)	71,964	8,764	25,027	15,993	75,500	12,362	33,601	43,512	—	—	312,411
14 (1925)	76,602	8,291	27,942	128,388	106,169	8,512	59,215	90,000	—	—	512,856
15 (1926)	72,604	9,245	23,426	188,266	116,740	14,324	78,555	92,087	—	—	603,747
2 (1927)	78,253	9,963	25,473	270,636	243,536	18,628	84,453	102,215	—	—	941,083
3 (1928)	81,532	12,953	26,578	272,134	181,161	21,735	71,890	183,383	1,000	—	877,743
4 (1929)	78,557	11,411	25,473	303,313	93,364	19,598	53,002	160,764	—	—	769,714
5 (1930)	73,388	9,323	24,836	148,427	46,795	11,462	54,488	118,872	—	—	510,475
6 (1931)	65,641	7,045	13,487	115,885	70,516	8,570	39,518	105,154	—	—	451,185
7 (1932)	71,105	7,006	10,771	26,946	457,125	13,706	45,375	121,234	10,069	—	873,879
8 (1933)	75,700	7,159	12,302	94,000	168,933	112,661	47,037	141,263	10,000	—	688,270
9 (1934)	80,386	—	—	—	—	—	53,751	174,818	38,171	—	676,827
10 (1935)	79,475	—	—	—	—	—	47,613	245,452	29,905	—	706,363
11 (1936)	84,092	—	—	—	—	—	48,685	184,075	20,000	—	675,933
12 (1937)	88,051	—	—	—	—	—	83,969	185,761	155,752	—	838,756
13 (1938)	103,929	—	—	—	—	—	41,577	370,676	296,176	—	1,233,410
14 (1939)	108,420	—	—	—	—	—	89,805	331,398	80,000	—	1,341,271
15 (1940)	112,047	—	—	—	—	—	88,761	365,723	80,019	—	1,373,506
16 (1941)	122,387	—	—	—	—	—	126,093	406,570	58,000	—	1,644,807
17 (1942)	154,122	—	—	—	—	—	32,778	369,360	265,197	—	2,082,674
18 (1943)	234,877	—	—	—	—	—	250,798	344,627	20,000	—	3,086,334
19 (1944)	229,389	—	—	—	—	—	340,160	298,820	270,396	—	3,707,286
20 (1945)	448,118	—	—	—	—	—	226,637	907,829	20,000	—	4,597,113

山梨県「沿革誌」p. 208-209, 同「60周年誌」p. 172 から作成。明治 44～大正 10 年までの保護費等には、林道費を含む。その他は、土地買入費等。

付表-7 山梨県有林施業仕組総括表 (昭和5年)

Table 7. Summary of the management system in Yamanashi Prefectural Forest (1930)
(単位: ha, 千 m³, %)

	地 種	面 積	蓄 積		
			針葉樹	広葉樹	合 計
実 数	普通施業地	56,009.07	3,460	3,136	6,596
	準施業制限地	11,302.78	1,378	537	1,915
	施業制限地	38,493.21	3,116	1,997	5,113
	施業外地	42,818.63	707	261	968
	計	148,623.69	8,661	5,931	14,592
構成比	普通施業地	38	40	53	45
	準施業制限地	8	16	9	13
	施業制限地	26	36	34	35
	施業外地	28	8	4	7
	計	100	100	100	100

山梨県「沿革誌」91 p から作成.

付表-8 山梨県有林の製品生産事業の推移 (大正12~昭和20年)

Table 8. Directly managed production projects of Yamanashi Prefectural Forest (1923-1945)
(単位: m³, 俵)

年 度	素 材		木 炭	
	生産箇所	生産量	生産箇所	生産量
大正 12 (1923)	1	2,246	2	9,752
13 (1924)	1	4,245	1	6,774
14 (1925)	1	2,986	3	45,103
15 (1926)	3	11,016	—	—
昭和 2 (1927)	5	28,640	3	23,524
3 (1928)	5	15,302	4	37,731
4 (1929)	5	15,490	2	17,265
5 (1930)	3	11,805	2	17,010
6 (1931)	5	7,737	2	18,547
7 (1932)	6	19,025	1	23,904
8 (1933)	7	19,573	1	24,636
9 (1934)	8	27,036	—	—
10 (1935)	6	12,919	4	9,519
11 (1936)	4	13,524	—	—
12 (1937)	4	23,006	—	—
13 (1938)	5	11,506	—	—
14 (1939)	5	48,124	—	—
15 (1940)	5	17,608	7	73,685
16 (1941)	5	14,409	8	64,545
17 (1942)	4	9,644	9	67,289
18 (1943)	8	10,519	9	56,611
19 (1944)	10	33,985	10	52,013
20 (1945)	12	14,341	14	43,115

山梨県「沿革誌」p. 126-128, 同「40周年誌」153 p から作成.
原資料の石を m³ に換算 (1 m³=3.6 石).

付表-9 山梨県有林の林道事業の推移 (大正 11~昭和 20 年)

Table 9. Forest road projects of Yamanashi Prefectural Forest (1922-1945)

(単位: m, 円)

年 度	事 業 量						事業費
	歩 道	牛馬道	木馬道	車 道	軌 道	計	
大正 11 (1922)	4,804	5,396	—	—	2,567	12,767	39,993
12 (1923)	—	1,161	5,472	4,579	9,910	21,122	52,317
13 (1924)	36,213	3,178	7,096	8,744	8,043	63,274	70,920
14 (1925)	—	901	3,026	2,843	2,459	9,229	96,075
15 (1926)	7,899	1,900	—	—	16,285	26,084	67,898
昭和 2 (1927)	—	4,401	3,630	4,829	51,738	64,598	265,744
3 (1928)	4,362	4,392	945	15,019	6,531	31,249	102,447
4 (1929)	—	16,614	4,334	2,696	10,324	33,968	89,422
5 (1930)	17,992	4,927	—	148	6,062	29,129	13,290
6 (1931)	—	12,637	9,550	6,756	11,454	40,397	85,422
7 (1932)	58	61,301	17,103	40,827	12,299	131,588	154,040
8 (1933)	—	33,246	1,301	4,812	68,652	108,011	465,161
9 (1934)	—	15,482	8,590	4,740	17,880	46,692	87,265
10 (1935)	—	1,306	3,314	720	8,267	13,607	47,823
11 (1936)	—	7,145	—	2,494	1,838	11,477	16,871
12 (1937)	—	5,565	2,307	6,035	8,886	22,793	45,291
13 (1938)	—	5,332	—	12,207	5,670	23,209	39,599
14 (1939)	—	4,882	—	12,438	3,293	20,613	45,144
15 (1940)	7,000	2,103	1,745	12,263	3,768	26,879	60,435
16 (1941)	—	2,778	15,136	3,492	—	21,406	206,313
17 (1942)	—	9,161	1,400	6,128	—	16,689	163,423
18 (1943)	—	9,226	4,520	25,220	5,198	44,164	684,230
19 (1944)	—	6,330	8,311	29,291	8,876	52,808	1,119,198
20 (1945)	—	428	2,500	10,348	14,659	27,935	956,968

山梨県「沿革誌」p. 143-154, 同「40周年誌」p. 186-189 から作成.

付表-10 山梨県有林施業仕組総括表 (昭和 9 年)

Table 10. Summary of the management system in Yamanashi Prefectural Forest (1934)

(単位: ha, 千 m³, %)

地 種	面 積	蓄 積			
		針葉樹	広葉樹	合 計	
実 数	普通施業地	58,600.26	3,692	3,212	6,904
	準施業制限地	14,233.00	1,496	688	2,184
	施業制限地	46,071.28	3,080	1,951	5,031
	施業外地	31,922.68	546	110	656
	計	150,827.22	8,814	5,961	14,775
構成比	普通施業地	39	42	54	47
	準施業制限地	9	17	11	15
	施業制限地	31	35	33	34
	施業外地	21	6	2	4
	計	100	100	100	100

山梨県「沿革誌」94 p 付表から作成.

付表-11 山梨県有林の現存造林地の樹種別成績表 (昭和 22 年)

Table 11. State of plantation forest by species in Yamanashi Prefectural Forest (1947)
(単位: 町, %)

	成績	スギ	ヒノキ	アカマツ	カラマツ	その他	計
実数	1	11.34	148.46	—	253.86	38.68	452.34
	2	12.63	464.12	22.20	481.22	245.39	1,225.56
	3	108.41	1,087.21	40.56	543.51	363.48	2,143.17
	4	11.67	265.97	14.35	93.39	284.43	669.81
	5	—	31.46	—	64.50	242.62	338.58
	計	144.05	1,997.22	77.11	1,436.48	1,174.60	4,829.46
構成比	1	7.8	7.4	—	17.7	3.3	9.4
	2	8.8	23.3	28.8	33.5	20.9	25.3
	3	75.3	54.4	52.6	37.8	30.9	44.4
	4	8.1	13.3	18.6	6.5	24.2	13.9
	5	—	1.6	—	4.5	20.7	7.0
	計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

山梨県「恩賜林 25」20 p から作成.

成績 1: 立木本数, 生育状況等より見て将来美林となる見込あるもの.

2: 目的樹種の成林可能なるもの.

3: 手入作業の徹底的実施に依って目的樹種による成林の見込あるもの.

4: 植栽樹種の消滅せるもの多きため植栽樹種のみ成林は不可能であるが天然生のもとと混交林として成林するもの.

5: 目的樹種の成林全く不能であって不成功と認められるもの.

付表-12 山梨県有林施業仕組総括表 (昭和 26 年)

Table 12. Summary of the management system in Yamanashi Prefectural Forest (1951)
(単位: ha, 千 m³, %)

	地種	面積	蓄積		
			針葉樹	広葉樹	合計
実数	普通施業地	62,719.21			
	(内択伐作業)	(31,634.68)			
	(内皆伐作業)	(12,477.42)			
	(内矮林作業)	(18,607.11)			
	施業制限地	68,648.92			
	施業除地	26,342.04			
	計	157,710.17	8,272	6,100	14,372
構成比	普通施業地	(100) 40			
	(内択伐作業)	(50)			
	(内皆伐作業)	(20)			
	(内矮林作業)	(30)			
	制限施業地	43			
	施業除地	17			
	計	100	(58)	(42)	(100)

山梨県「40周年誌」136 p 付表から作成.

付表-13-1 戦後期山梨県有林の立木伐採量の推移 (昭和21~31年)

Table 13-1. Changes in felling volume of standing trees of Yamanashi Prefectural Forest (1946-1956) (単位: m³, %)

年 度	立 木 伐 採 量			構 成 比	
	用 材	薪 材	計	用 材	薪 材
昭和 21 (1946)	119,643	99,791	219,734	54.4	45.6
22 (1947)	131,993	94,559	226,552	58.3	41.7
23 (1948)	114,830	86,697	201,527	57.0	43.0
24 (1949)	85,346	73,961	159,307	53.6	46.4
25 (1950)	89,506	58,235	147,741	60.6	39.4
26 (1951)	96,455	69,021	165,476	58.3	41.7
27 (1952)	112,413	72,663	185,076	60.7	39.3
28 (1953)			252,697		
29 (1954)			196,086		
30 (1955)			215,246		
31 (1956)			253,974		

山梨県「恩賜林28」p. 9-10, 同「50周年誌」100 p から作成。
原資料の石を m³ に換算 (1 m³=3.6 石)。

付表-13-2 戦後期山梨県有林の立木伐採量の推移 (昭和32~60年)

Table 13-2. Changes in felling volume of standing trees of Yamanashi Prefectural Forest (1957-1985) (単位: m³, %)

年 度	立 木 伐 採 量				構 成 比		
	立木処分	直営資材	その他	計	立木処分	直営資材	その他
昭和 32 (1957)	283,153	38,803	1,687	323,643	87.5	12.0	0.5
33 (1958)	302,233	57,636	2,377	362,246	83.4	15.9	0.7
34 (1959)	287,879	48,928	5,402	342,209	84.1	14.3	1.6
35 (1960)	298,600	43,304	1,073	342,977	87.1	12.6	0.3
36 (1961)	260,680	53,186	1,230	315,096	82.7	16.9	0.4
37 (1962)	261,252	48,430	642	310,324	84.2	15.6	0.2
38 (1963)	271,199	63,729	714	335,642	80.8	19.0	0.2
39 (1964)	264,947	61,190	746	326,883	81.1	18.7	0.2
40 (1965)	266,246	62,509	540	329,295	80.9	19.0	0.1
41 (1966)	259,008	59,332	353	318,693	81.3	18.6	0.1
42 (1967)	244,584	48,017	728	293,329	83.4	16.4	0.2
43 (1968)	213,597	44,325	320	258,242	82.7	17.2	0.1
44 (1969)	207,080	44,803	149	252,032	82.2	17.8	0.0
45 (1970)	191,773	44,925	257	236,955	80.9	19.0	0.1
46 (1971)	195,507	35,812	120	231,439	84.5	15.5	0.0
47 (1972)	177,964	35,111	550	213,625	83.3	16.4	0.3
48 (1973)	154,791	24,752	138	179,681	86.1	13.8	0.1
49 (1974)	130,789	22,237	103	153,129	85.4	14.5	0.1
50 (1975)	111,144	16,676	47	127,867	86.9	13.0	0.1
51 (1976)	109,804	10,782	26	120,612	91.0	8.9	0.1
52 (1977)	111,245	11,258	57	122,560	90.8	9.2	0.0
53 (1978)	109,481	9,071	68	118,620	92.3	7.6	0.1
54 (1979)	108,529	8,689	52	117,270	92.5	7.4	0.1
55 (1980)	98,739	10,257	108	109,104	90.5	9.4	0.1
56 (1981)	81,718	10,753	47	92,518	88.3	11.6	0.1
57 (1982)	83,293	11,005	42	94,340	88.3	11.7	0.1
58 (1983)	80,775	7,190	21	87,986	91.8	8.2	0.1
59 (1984)	78,849	5,030	53	83,932	93.9	6.0	0.1
60 (1985)	73,695	—	1,529	75,224	98.0	—	2.0

山梨県林務部「林業統計書」各年度版から作成。
その他は無償使用材, 試験研究材等。

付表-14 山梨県有林の製品生産事業の推移 (戦後期)

Table 14. Directly managed production projects of Yamanashi Prefectural Forest (the postwar period) (単位: m³, 俵, 束)

年 度	素 材		木 炭		薪	
	生産箇所	生産量	生産箇所	生産量	生産箇所	生産量
昭和 21 (1946)	13	23,910	12	43,659	3	117,075
22 (1947)	11	10,746	18	52,829	3	31,750
23 (1948)	9	9,431	15	48,332	3	5,000
24 (1949)	8	10,034	12	34,823		
25 (1950)	8	10,966	10	26,641		
26 (1951)	6	12,510	7	15,748		
27 (1952)	7	12,936	5	3,214		
28 (1953)	6	16,768	—	—		
29 (1954)	5	20,269	1	2,106		
30 (1955)	10	20,329	1	3,140		
31 (1956)	12	24,343				
32 (1957)	14	24,710				
33 (1958)	16	33,360				
34 (1959)	23	42,104				
35 (1960)	19	42,339				
36 (1961)		42,415				
37 (1962)		41,071				
38 (1963)		51,352				
39 (1964)		51,852				
40 (1965)		48,551				
41 (1966)		49,617				
42 (1967)		41,292				
43 (1968)		42,085				
44 (1969)		37,354				
45 (1970)		37,020				
46 (1971)		34,813				
47 (1972)		30,019				
48 (1973)		25,015				
49 (1974)		20,101				
50 (1975)		15,293				
51 (1976)		9,675				
52 (1977)		10,534				
53 (1978)		9,226				
54 (1979)		7,468				
55 (1980)		8,765				
56 (1981)		7,445				
57 (1982)		10,919				
58 (1983)		6,058				
59 (1984)		4,079				

山梨県「40周年誌」p. 154-155, 同「50周年誌」p. 101-102, 同「60周年誌」137 p, 山梨県林務部「林業統計書」(各年度版)から作成。

原資料の石を m³ に換算 (1 m³=3.6 石)。

付表-15 山梨県有林の造林事業の推移 (戦後期)

Table 15. Silviculture projects of Yamanashi Prefectural Forest (the postwar period)

(単位: ha, %)

年 度	県有林造林面積			山梨県全体 の造林面積	左に対する 県有林造林 面積シェア
	特別会計	一般会計	計		
昭和 21 (1946)	357	—	357		
22 (1947)	513	—	513	1,081	47
23 (1948)	689	—	689	2,661	26
24 (1949)	661	255	916	3,819	24
25 (1950)	338	640	978	4,977	20
26 (1951)	136	541	677	5,173	13
27 (1952)	129	556	685	6,000	11
28 (1953)	306	515	821	6,765	12
29 (1954)	389	524	913	6,549	14
30 (1955)	333	766	1,099	6,414	17
31 (1956)	553	781	1,334	5,330	25
32 (1957)	566	178	744	4,763	16
33 (1958)	1,026	137	1,163	4,203	28
34 (1959)	1,581	129	1,710	4,463	38
35 (1960)	1,837	9	1,846	4,535	41
36 (1961)	2,090	5	2,095	5,258	40
37 (1962)	1,859	7	1,866	5,087	37
38 (1963)	2,144	7	2,151	5,277	41
39 (1964)	2,202	64	2,266	5,458	42
40 (1965)	2,292	219	2,511	5,482	46
41 (1966)	2,240	272	2,512	5,687	44
42 (1967)	2,162	324	2,486	5,798	43
43 (1968)	2,320	273	2,593	6,077	43
44 (1969)	2,089	269	2,358	5,676	42
45 (1970)	1,841	253	2,094	5,082	41
46 (1971)	1,689	301	1,990	45,04	44
47 (1972)	1,461	280	1,741	3,765	46
48 (1973)	1,207	262	1,469	3,290	45
49 (1974)	1,118	234	1,352	3,045	44
50 (1975)	956	182	1,138	2,959	38
51 (1976)	824	185	1,009	2,614	39
52 (1977)	665	159	824	2,438	34
53 (1978)	489	208	697	2,282	31
54 (1979)	511	234	745	2,214	34
55 (1980)	387	160	547	1,989	28
56 (1981)	412	200	612	1,928	32
57 (1982)	439	163	602	1,767	34
58 (1983)	417	110	527	1,665	32
59 (1984)	435	110	545	1,610	34
60 (1985)	456	67	523	1,513	35

山梨県「40周年誌」166 p. 同「50周年誌」108 p. 山梨県林務部「林業統計書」(各年度版)から作成。
特別会計 34~38年度には県行造林(1,466 ha)を含む。

一般会計は、水源林造成事業および保安林改良事業による造林。

付表-16 山梨県有林の林道事業の推移 (戦後期)

Table 16. Forest road projects of Yamanashi Prefectural Forest(the postwar period)

(単位: m)

年 度	車 道		軌 道	
	路線数	延 長	路線数	延 長
昭和 21 (1946)	15	23,145	3	3,826
22 (1947)	9	15,677	1	1,485
23 (1948)	2	1,505	1	1,829
24 (1949)	—	—	2	5,270
25 (1950)	2	4,865	—	—
26 (1951)	5	14,097	2	5,221
27 (1952)	6	15,010	1	1,043
28 (1953)	2	5,245	2	3,797
29 (1954)	6	10,433	2	2,105
30 (1955)	9	9,497	1	370
31 (1956)	7	12,164		
32 (1957)	6	12,065		
33 (1958)	27	28,752		
34 (1959)	17	23,218		
35 (1960)	17	18,592		
36 (1961)	24	21,284		
37 (1962)	18	15,438		
38 (1963)	21	23,144		
39 (1964)	26	27,620		
40 (1965)	26	26,754		
41 (1966)	27	29,248		
42 (1967)	26	22,590		
43 (1968)	26	25,928		
44 (1969)	27	21,444		
45 (1970)	33	25,052		
46 (1971)	31	22,958		
47 (1972)	34	29,431		
48 (1973)	32	22,127		
49 (1974)	28	9,715		
50 (1975)	26	15,585		
51 (1976)	26	12,589		
52 (1977)	29	14,969		
53 (1978)	26	14,734		
54 (1979)	31	17,143		
55 (1980)	28	17,586		
56 (1981)	32	22,153		
57 (1982)	31	24,279		
58 (1983)	26	22,672		
59 (1984)	32	19,563		
60 (1985)	30	17,587		

山梨県「40周年誌」p. 190-191, 同「50周年誌」p. 117-178, 同「60周年誌」p. 117-118, 山梨県林務部「林業統計書」(各年度版)から作成。

付表-17 山梨県有林特別会計歳入の推移 (戦後期)
 Table 17. Changes in revenue of the special accounts of Yamanashi Prefectural Forest (the postwar period) (単位: 百万円)

年 度	財 産 収 入			国・県 補 助 金			線入金	県債	その他	繰越金	合計	
	木材売払	財産貸付	その他	小計	造林	林道						林道災害
昭和 21 (1946)	11	0	1	12	0	2	—	—	—	2	1	14
22 (1947)	23	0	1	24	1	4	—	—	3	6	3	36
23 (1948)	42	0	3	45	3	5	—	—	16	18	0	79
24 (1949)	58	1	7	66	6	5	—	—	7	13	1	90
25 (1950)	91	5	20	116	4	3	—	—	—	12	2	131
26 (1951)				250	2	19	—	—	—	21	3	297
27 (1952)				310	1	39	—	—	—	42	4	432
28 (1953)				458	3	51	—	—	—	65	8	601
29 (1954)				463	3	108	—	—	—	124	3	669
30 (1955)				505	2	96	—	—	—	115	2	707
31 (1956)				703	2	133	—	—	—	143	3	950
32 (1957)	718	67	40	825	8	64	—	—	—	83	1	1,120
33 (1958)	730	48	125	903	20	110	—	—	—	134	1	1,358
34 (1959)	728	39	72	839	21	120	—	—	8	193	1	1,218
35 (1960)	908	7	150	1,065	25	107	—	—	10	226	3	1,421
36 (1961)	1,103	88	23	1,214	33	174	—	—	—	241	1	1,594
37 (1962)				1,176	37	144	—	—	—	236	1	1,629
38 (1963)				1,236	56	165	—	—	—	232	1	1,648
39 (1964)	1,150	34	4	1,188	57	194	—	—	—	260	17	1,712
40 (1965)	1,143	104	9	1,256	64	273	11	—	—	350	84	1,907
41 (1966)	1,231	113	7	1,351	73	317	22	—	—	413	73	1,981
42 (1967)	1,253	122	51	1,426	82	324	31	—	—	438	46	2,073

付表-17 (つづき)
Table 17. (Continued)
(単位: 百万円)

年 度	財 産 収 入				国・県 補 助 金				繰入金	県債	その他	繰越金	合計		
	木材売払 財産貸付		その他		林道 林道災害 公債補助		その他								
	小計	小計	小計	小計	小計	小計	小計	小計							
43 (1968)	1,158	137	8	1,303	95	385	21	—	49	550	124	88	158	2,223	
44 (1969)	1,131	85	4	1,220	98	366	4	—	47	515	166	—	34	110	2,045
45 (1970)	1,084	126	63	1,273	110	444	14	—	54	622	252	—	40	3	2,190
46 (1971)	1,030	382	24	1,436	116	560	18	—	62	756	237	18	89	1	2,537
47 (1972)	1,039	636	14	1,689	94	836	41	—	78	1,049	85	367	41	17	3,248
48 (1973)	1,129	513	20	1,662	107	696	63	—	115	981	—	546	51	61	3,301
49 (1974)	1,125	568	17	1,710	107	726	68	—	103	1,004	237	351	73	295	3,670
50 (1975)	902	1,329	24	2,255	169	1,006	85	—	110	1,370	—	576	90	268	4,559
51 (1976)	797	922	7	1,726	181	874	111	—	124	1,290	56	1,110	75	169	4,426
52 (1977)	811	1,152	5	1,968	156	1,192	115	—	128	1,591	—	1,347	64	426	5,396
53 (1978)	767	1,229	11	2,007	159	1,241	101	—	169	1,670	—	1,415	60	561	5,713
54 (1979)	754	1,340	33	2,127	424	1,154	58	—	203	1,839	—	1,165	37	440	5,608
55 (1980)	884	1,417	55	2,356	374	1,424	55	246	255	2,354	—	1,239	62	373	6,384
56 (1981)	729	1,550	98	2,377	367	1,731	69	338	252	2,757	—	1,011	189	475	6,809
57 (1982)	732	1,703	87	2,522	369	1,680	1,064	357	247	3,717	—	619	57	564	7,479
58 (1983)	630	1,850	1,141	3,621	323	1,412	1,273	405	188	3,601	—	1,246	112	174	8,754
59 (1984)	555	1,971	713	3,239	309	1,331	362	461	184	2,647	—	2,608	31	1,374	9,899
60 (1985)	540	3,727	838	5,105	302	1,250	218	510	179	2,459	301	875	120	446	9,306

山梨県「40周年誌」p.216-217,同「恩賜林28」付表,同「恩賜林32」付表,同「50周年誌」130 p 付表, 山梨県林務部「林業統計書」(各年度版)から作成。

財産収入その他は、不動産売払等。国・県補助金その他は、病虫害防除補助金等。その他は、寄付金等。昭和21~39年の林道災害復旧補助金は、国・県補助金その他に含まれる。

付表-18 山梨県有林特別会計歳出の推移(戦後期)

Table 18. Changes in expenditure of the special accounts of Yamanashi Prefectural Forest (the postwar period)
(単位: 千円)

年 度	総務費	事 業 費					公債費	交付金	繰出金	合計	
		造林	林道	直営生産	林道災害	その他					小計
昭和 21 (1946)	1	1	4	4	—	0	9	0	0	1	11
22 (1947)	4	4	8	10	4	1	27	0	2	3	36
23 (1948)	6	13	16	19	16	2	66	2	3	0	77
24 (1949)	13	23	15	23	3	8	72	1	4	—	90
25 (1950)	17	20	10	27	6	12	75	2	13	—	107
26 (1951)	29	18	37	40	5	1	101	4	51	41	226
27 (1952)	45	22	77	55	3	3	160	4	79	74	362
28 (1953)	48	33	106	68	3	31	241	3	105	125	522
29 (1954)	57	39	175	74	15	6	309	4	113	100	583
30 (1955)	60	38	156	77	20	7	298	2	140	105	605
31 (1956)	69	51	180	83	8	9	331	2	267	111	780
32 (1957)	117	74	176	106	13	12	381	2	194	151	845
33 (1958)	123	100	229	153	5	29	516	2	282	296	1,219
34 (1959)	101	129	255	165	73	28	650	1	206	150	1,108
35 (1960)	104	172	228	182	121	30	733	2	325	140	1,304
36 (1961)	106	218	364	196	95	33	906	6	278	140	1,436
37 (1962)	136	254	301	227	68	67	917	2	261	140	1,456
38 (1963)	140	292	344	245	16	68	965	2	294	—	1,401
39 (1964)	201	349	388	239	13	33	1,022	2	269	—	1,494
40 (1965)	219	356	505	235	19	50	1,165	2	320	50	1,756
41 (1966)	229	373	564	230	33	67	1,267	2	313	—	1,811
42 (1967)	261	408	535	241	43	65	1,292	2	361	—	1,916
43 (1968)	285	480	632	229	31	156	1,528	6	294	—	2,113
44 (1969)	318	496	612	233	5	76	1,422	1	301	—	2,042
45 (1970)	346	516	733	250	22	57	1,578	1	264	—	2,189
46 (1971)	395	537	922	256	27	51	1,793	1	331	—	2,520
47 (1972)	490	555	1,354	181	63	51	2,204	2	491	—	3,187
48 (1973)	465	652	1,153	151	83	52	2,091	11	414	—	2,981
49 (1974)	568	822	1,204	156	85	61	2,328	41	465	—	3,402
50 (1975)	605	870	1,645	124	109	125	2,873	84	829	—	4,391
51 (1976)	638	994	1,463	104	137	50	2,748	98	516	—	4,000
52 (1977)	713	1,072	1,979	117	146	51	3,365	154	604	—	4,836
53 (1978)	745	1,183	2,121	120	132	56	3,612	258	657	—	5,272
54 (1979)	775	1,227	1,920	100	74	64	3,384	359	716	—	5,234
55 (1980)	915	1,284	2,162	143	68	83	3,740	477	777	—	5,909
56 (1981)	903	1,159	2,554	126	87	115	4,041	544	757	—	6,245
57 (1982)	853	1,146	2,500	164	1,139	41	4,990	664	798	—	7,305
58 (1983)	871	1,064	2,118	101	1,314	**261	4,858	737	913	—	7,379
59 (1984)	*2,158	1,056	1,994	41	329	**1,578	4,998	970	1,158	—	9,284
60 (1985)	*1,453	1,037	1,978	—	244	**1,445	4,704	1,106	1,103	—	8,366

山梨県「恩賜林 28」付表, 同「恩賜林 32」付表, 同「50 周年誌」付表, 山梨県林務部「林業統計書」(各年度版) から作成。

事業費その他は, 施業案編成費・計画調査費, 病虫害防除費, 県有林野開発費等。

*: 積立金を含む (59 年度 1,323, 60 年度 361 百万円), **: 「清里の森」事業費を含む (58 年度 225, 59 年度 1,537, 60 年度 1,376 百万円)。

付表-19 山梨県有林施業仕組総括表 (昭和 36 年)

Table 19. Summary of management system in Yamanashi Prefectural Forest (1961)
(単位: ha, 千 m³)

地種	作業級	面積	蓄積			収穫	更新	備考
			針葉樹	広葉樹	計			
普通林地	皆伐用材林	14,747	508	633	1,141	507	3,637	
	択伐用材林	1,586	105	115	220	25	23	
	皆伐薪炭林	9,758	78	352	430	269	84	
	人工部分林	3,466	231	27	258	111	1,006	
	その他	1,238	91	68	159	3	—	*
	計	30,795	1,013	1,195	2,208	915	4,750	
制限林地	区分皆伐用材林	52,077	3,132	2,508	5,640	2,233	12,129	
	択伐用材林	16,173	2,174	904	3,078	372	40	
	区分皆伐薪炭林	11,716	81	494	575	304	23	
	人工部分林	6,606	257	56	313	131	1,758	
	その他	15,482	994	530	1,519	25	—	**
	計	102,054	6,638	4,487	11,125	3,065	13,950	
林地	計	132,849	7,651	5,682	13,333	3,980	18,700	
除地	計	23,516	205	112	317	—	—	
合	計	156,366	7,856	5,794	13,650	3,980	18,700	

山梨県「50年誌」96 p 付表より作成。

収穫, 更新量は 10 年間の計。

* ナメコ・椎茸栽培林, 天然部分林, 禁伐林, 更新困難地。

** 択伐薪炭林, 天然部分林, 禁伐林, 参考林, 見本林, 試験林, 風致保存林, 景勝地, 更新困難地。

付表-20 山梨県有林施業仕組総括表 (昭和 40 年)

Table 20. Summary of the management system in Yamanashi Prefectural Forest (1965)
(単位: ha, 千 m³)

地種	作業団	面積	蓄積			収穫	更新
			針葉樹	広葉樹	計		
普通林地	皆伐用材林	17,126	359	503	862	172	2,485
	皆伐薪炭林	3,060	39	123	162	24	1
	人工部分林	5,250	219	28	247	93	777
	作業団外等	1,985	120	96	216	6	—
	計	27,421	737	750	1,487	295	3,263
制限林地	区分皆伐用材林	72,349	3,818	2,853	6,671	1,110	9,207
	区分皆伐薪炭林	4,006	36	179	215	22	4
	人工部分林	5,168	141	45	186	61	693
	作業団外等	25,700	2,389	1,006	3,395	33	1,299
	計	107,223	6,384	4,083	10,467	1,226	11,203
林地	計	134,644	7,121	4,833	11,954	1,521	14,466
除地	計	21,594	77	40	117	—	—
合	計	156,238	7,298	4,873	12,071	1,521	14,466

山梨県林務部「林業統計書」昭和 40 年度版 p. 16-17 より作成。

収穫, 更新量は 5 年間の計。

付表-21 山梨県有林の各種交付金の推移 (昭和40~60年)

Table 21. Changes in grants from forest products sale, etc. of Yamanashi Prefectural Forest (1965-1985) (単位: 千円)

年 度	伐採交付金	分収交付金	土地交付金	演習場交付金	その他	合 計
昭和40 (1965)	136,111	116,706	—	65,037	1,960	319,814
41 (1966)	124,343	140,945	—	43,424	4,058	312,770
42 (1967)	135,271	187,569	—	32,065	6,215	361,120
43 (1968)	148,155	107,360	—	32,637	6,086	294,238
44 (1969)	133,922	157,562	—	2,511	7,597	301,592
45 (1970)	119,165	134,443	—	1,791	8,038	263,437
46 (1971)	110,035	95,505	—	117,498	8,334	331,372
47 (1972)	105,872	139,265	—	236,733	8,768	490,638
48 (1973)	106,279	147,499	—	150,671	9,800	414,249
49 (1974)	108,262	154,730	—	191,569	10,365	464,926
50 (1975)	100,356	127,334	—	587,583	13,545	828,818
51 (1976)	81,709	144,112	1,925	274,457	13,923	516,126
52 (1977)	73,896	97,622	1,587	415,346	15,308	603,759
53 (1978)	77,043	117,405	4,618	432,408	25,914	657,388
54 (1979)	78,938	143,869	2,971	463,780	26,095	715,653
55 (1980)	84,465	158,031	3,201	503,441	27,813	776,951
56 (1981)	82,744	70,732	22,445	550,783	30,643	757,347
57 (1982)	88,937	68,631	6,827	602,710	30,800	797,905
58 (1983)	74,701	127,996	14,358	664,134	32,035	913,224
59 (1984)	78,883	69,418	286,021	688,121	35,552	1,157,995
60 (1985)	81,796	125,083	127,882	731,433	36,509	1,102,703

山梨県林務部「林業統計書」(各年度版)から作成。その他は、県有資産所在市町村交付等。

付表-22 山梨県有林の標準伐採量、標準更新面積の推移

Table 22. Changes in standard cutting volume and standard afforestation areas of Yamanashi Prefectural Forest (単位: m³, ha)

	前計画	第1次	第2次	第3次
一 般 林	178,980	117,392	98,100	43,880
(用材林)		115,000	93,220	41,360
(薪炭林等)		2,020	2,520	1,660
(作業団外)		372	2,360	860
部 分 林	22,620	14,180	12,840	14,460
標準伐採量計	201,600	131,572	110,940	58,340
一 般 林	1,751	1,149	896	472
(用材林)	1,696	1,086	834	448
(薪炭林等)	25	19	21	17
(作業団外)	30	44	41	7
部 分 林	134	110	105	73
標準更新面積計	1,885	1,259	1,001	545

山梨県林務部「山梨県有林第1, 2, 3次経営計画書」から作成。
年平均量。

付表-23 山梨県有林の事業別県債の推移 (昭和47~60年)

Table 23. Changes in prefectural loans by projects of Yamanashi Prefectural Forest (1972-1985)
(単位: 百万円)

年 度	造 林	林 道	林道災害	林野開発	合 計
昭和 47 (1972)	275	—	92	—	367
48 (1973)	300	246	—	—	546
49 (1974)	327	—	24	—	351
50 (1975)	529	—	47	—	576
51 (1976)	635	459	16	—	1,110
52 (1977)	695	632	20	—	1,347
53 (1978)	750	643	22	—	1,415
54 (1979)	601	551	13	—	1,165
55 (1980)	676	554	9	—	1,239
56 (1981)	541	457	13	—	1,011
57 (1982)	464	95	60	—	619
58 (1983)	442	553	31	220	1,246
59 (1984)	434	519	—	1,655	2,608
60 (1985)	430	179	22	244	875
計	7,099	4,888	369	2,119	14,475

山梨県林務部「林業統計書」(各年度版)から作成。

付表-24 山梨県有林の造林事業費の財源構成の推移 (昭和47~60年)

Table 24. Changes in structure of cost of afforestation projects of Yamanashi Prefectural Forest (1972-1985)
(単位: 百万円, %)

年 度	造林事業費	内 訳 (実数)			内 訳 (構成比)		
		補助金	県 債	内部資金	補助金	県 債	内部資金
昭和 47 (1972)	555	94	275	186	17	50	33
48 (1973)	652	106	300	246	16	46	38
49 (1974)	822	107	327	388	13	40	47
50 (1975)	870	169	529	172	19	61	20
51 (1976)	994	181	635	178	18	64	18
52 (1977)	1,072	156	695	221	15	65	20
53 (1978)	1,183	159	750	274	13	64	23
54 (1979)	1,227	424	601	202	35	49	16
55 (1980)	1,285	374	676	235	29	53	18
56 (1981)	1,159	367	541	251	32	47	21
57 (1982)	1,145	369	464	312	32	41	27
58 (1983)	1,064	323	442	299	30	42	28
59 (1984)	1,056	309	434	313	29	41	30
60 (1985)	1,037	302	430	305	29	42	29
計	14,121	3,440	7,099	3,582	24	50	26

山梨県林務部「林業統計書」(各年度版)から作成。
造林事業費に県行造林費・苗木生産費を含む。